

習志野市の財務報告書

～平成27年3月発行～

Annual Financial Report



(ラムサール条約登録地「谷津干潟」に飛来する野鳥)



財務書類にはヒントがいっぱい



習志野市

(会計課)



習志野市イメージキャラクター
ナラシド♪

「習志野市の財務報告書」刊行にあたって



平成27年3月

習志野市長

宮本泰介

習志野市を取り巻く財政環境は、少子高齢化などによる社会構造の変化を受け、社会保障関係費の増加が避けられず、また、これとは別に公共施設の老朽化対策などによって一層厳しさを増しています。そのような中であっても、本市が掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」実現に向けたまちづくりを行っていかねばなりません。そのためには、将来にわたる負担を含めた財務状況を的確に把握し、財政的な基盤を確立する必要があります。

本市では、資産・負債という重要な財務情報を網羅している報告書として、平成20年度決算より「習志野市の財務報告書」を作成しています。毎年工夫をしながら刊行を重ねることで、本市の財務情報を市民の皆様に広くお知らせし、行財政運営の透明性の確保に努めています。

これまでの報告書では、千葉大学との協働事業である「バランスシート探検隊」や、公募市民やファイナンシャルプランナーによる「習志野家の家計簿チェック！座談会」といった活動の報告を行ってまいりましたが、これらの事業は、市民の皆様にとって、よりわかりやすい財務報告を目指すために、全国に先駆けて行っているものです。

今回の報告書では、財務情報の活用の観点から、本市が先進的に取り組んでおりますプログラム評価と財務情報の連携について、その可能性を探りました。また、公認会計士による経営分析では、連結財務書類による経営評価やキャッシュ・マネジメント（資金管理）の現状と課題について提言をいただきました。

財務情報は、過去と現在を明らかにし、未来を映す鏡です。今後とも報告書の作成を通じて、市民の皆様と財務情報を分かち合い、市民の皆様への説明責任を果たすとともに、財務情報を積極的に活用することにより、市民ニーズを満たす最適な資源配分に役立ててまいります。

目 次

「習志野市の財務報告書」刊行にあたって・・・習志野市長 宮本 泰介

第1章	習志野市の概要について・・・	1
1.	習志野市のプロフィール・・・	2
1)	習志野市の沿革・・・	2
2.	統計から見た習志野市・・・	3
1)	統計から見た市民生活・・・	3
2)	人口ピラミッド・・・	4
3)	市街化区域の内訳・・・	5
4)	産業別事業所数・・・	5
5)	ごみ処理量・・・	6
6)	し尿処理状況・・・	6
7)	家屋総数の推移・・・	7
8)	用途別非木造建物床面積・・・	7
9)	幼稚園児・小学校児童数の推移・・・	8
10)	中学校・高等学校の推移・・・	8
11)	救急出動回数の推移・・・	9
12)	交通事故での人身事故発生件数の推移・・・	9
13)	市議会議員選挙の状況・・・	10
14)	投票率・・・	10
第2章	普通会計決算状況について・・・	11
1.	過去10年間の歳入決算の推移・・・	12
2.	過去10年間の市税収入の推移（項目別）・・・	13
3.	過去10年間の市税収入の推移（納税義務者）・・・	14
4.	過去10年間の歳出決算の推移・・・	15
5.	過去10年間の扶助費の推移・・・	16
6.	職員数の推移・・・	17
7.	類似団体との比較：職員数・・・	18
8.	債務残高の推移・・・	19
9.	類似団体との比較：債務残高・・・	20
10.	基金残高の推移・・・	21
11.	類似団体との比較：基金残高・・・	21
12.	経常収支比率の推移・・・	22
13.	類似団体との比較：経常収支比率・・・	23
14.	施設の運営管理・財源・利用状況・・・	24
1)	保育所・・・	24
2)	幼稚園・・・	24
3)	こども園・・・	25
4)	小学校・・・	25
5)	中学校・・・	26
6)	高等学校・・・	26
7)	放課後児童会・・・	27
8)	公民館・・・	27
9)	社会教育施設・・・	28
10)	図書館・・・	28
11)	体育施設・・・	29

第3章	健全化判断比率等について	31
	1. 平成25年度決算における健全化判断比率等	32
	1) 健全化判断比率	32
	2) 資金不足比率	32
	2. 健全化判断比率等の概要	33
	3. 実質赤字比率	34
	4. 連結実質赤字比率	35
	5. 実質公債費比率	36
	6. 将来負担比率	37
	7. 資金不足比率	38
第4章	公会計制度による財務書類四表について	39
	1. 作成までの経過	40
	2. 本市の財務書類について	41
	1) 財務書類四表とは	41
	A 貸借対照表（バランシート）【BS】	41
	B 行政コスト計算書【PL】	42
	C 純資産変動計算書【NW】	43
	D 資金収支計算書【CF】	44
	E 財務書類四表の相関関係	45
	2) 基準モデルとは	46
	3) 対象とする範囲	47
	4) 作成基準日	47
	3. 現行会計による決算書との相違点	48
第5章	習志野市（連結）の財務状況について	49
	1. 連結貸借対照表について	50
	2. 連結行政コスト計算書について	52
	3. 連結純資産変動計算書について	54
	4. 連結資金収支計算書について	56
	5. 経年比較（連結ベース）について	58
	1) 貸借対照表	58
	2) 行政コスト計算書	60
	3) 純資産変動計算書	62
	4) 資金収支計算書	64
	6. 連結財務書類	66
	連結貸借対照表	66
	連結行政コスト計算書	68
	連結純資産変動計算書	70
	連結資金収支計算書	72
	7. 注記事項	74
第6章	習志野市の財務面からみた意見書（公認会計士 中神邦彰）	81
	1. 習志野市（連結）経営指標を用いた現状分析	82
	1. 純資産比率	82
	2. 安全比率	83
	3. 効率性比率	84
	4. 受益者負担率	85
	2. 習志野市 自治体運営における資金についての検討	86

第7章	習志野市におけるキャッシュ・マネジメントの現状と課題(監修 公認会計士 浅田 隆治)・	91
1.	キャッシュ・マネジメント(資金管理)とは	92
2.	習志野市のキャッシュ・マネジメント	93
3.	平成25年度、平成26年度の習志野市における歳計現金の運用動向	95
4.	まとめ	101
5.	【参考資料】習志野市公金管理方針	103
第8章	対談「公会計改革～プログラム評価とフルコスト情報の連携について～」	109
1.	対談「公会計改革～プログラム評価とフルコスト情報の連携について～」	110
1)	複式簿記・発生主義会計の考え方	111
2)	プログラム評価(ロジック・モデル)について	114
3)	プログラム評価とフルコスト情報の連携について	119
4)	最後に	125
2.	対談を終えて	127
1)	対談を終えて(公認会計士 泉 登茂子)	128
2)	対談を終えて(習志野市男女共同参画センター所長 芹澤 佐知子)	130
第9章	施設別・所管課別サービスコストについて	133
1.	施設別・所管課別サービスコストの算定について	134
1)	算出基準	134
2)	施設別サービスコスト一覧	135
3)	所管課別サービスコスト一覧	141
おわりに		146

巻末資料 平成25年度習志野市連結財務書類

<コラム	新公会計制度に係る統一的な基準について>	
1.	新公会計制度に係る統一的な基準について～その1～	42
2.	新公会計制度に係る統一的な基準について～その2～	43
3.	新公会計制度に係る統一的な基準について～その3～	44
4.	新公会計制度に係る統一的な基準について～その4～	46
5.	新公会計制度に係る統一的な基準について～その5～	48
6.	新公会計制度に係る統一的な基準について～その6～	51
7.	新公会計制度に係る統一的な基準について～その7～	53
8.	新公会計制度に係る統一的な基準について～その8～	61

第1章 習志野市の概要 について



市の花「あじさい」



市の木「アカシア」

市の花「あじさい」、市の木「アカシア」は昭和45年に市民公募により選定されました。当時推し進めていた緑化五カ年計画の初年度である昭和45年に、高い理想を掲げ、グングン伸びる習志野市の象徴となり、市民に愛される市の木、市の花を選定しようとしたものです。

市内では、あじさいは学校の花壇や公園に、アカシアはマラソン道路などに植えられています。

1. 習志野市のプロフィール

1) 習志野市の沿革（平成 26 年 4 月 1 日現在のデータ）

本市は、千葉県北西部、東京湾に面した位置に所在し、周囲は千葉市、船橋市、八千代市に隣接しており、市域は約 21 k[㎡]（市街化区域 18.59 k[㎡]で市域の 88.6%、市街化調整区域は 2.4 k[㎡]で市域の 11.4%）、常住人口 16 万 7 千人、人口密度は 7,963 人／k[㎡]のまちです。県内 54 市町村の中で面積は 4 番目に小さいながら人口は 10 番目に多く、人口密度は 3 番目に高いまちです。

昭和 29 年 8 月 1 日人口 3 万人約 18 k[㎡]でスタートした本市は、平成 26 年 8 月 1 日に市制施行 60 周年を迎えました。60 年間で 13 万人の人口を迎え、住居地域が充実した文教住宅都市として歩み続けております。

市内の東部から中部地区にかけては、旧陸軍騎兵旅団指令部があった大久保地区を中心に、明治から昭和にかけて発展の中核地域として市制当初から人口集中地域でありました。戦後の旧軍解体に伴い、広大な跡地は大学や工業系企業等の敷地として活用されています。

中部地区は、最も古くから集落がある鷺沼・鷺沼台・藤崎地区をはじめ、JR 総武線や京成線等の主要交通機関が集中する津田沼地区があり、昭和 30（1955）年代まで海岸線があった国道 14 号沿いを南端に、本市の中核を担ってきた地域であります。

西部地区は、ラムサール条約に登録されている谷津干潟があります。また、東京湾岸は国道 14 号以南の埋立地域で構成されており、JR 京葉線以南である芝園、茜浜地区は、居住エリアとの明確な分離のための土地利用がなされており、工業・流通エリアとして、本市の産業地域となっています。

本市の交通に係る状況としては、主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5 路線 7 駅が設置され、市内どの地域からも約 2 km で駅へ行くことができ、鉄道へのアクセスは大変優れています。

本市の地理に係る状況としては、海拔平均 18 m であり、台地、段丘斜面、谷戸地、海岸平野と、変化のある自然地形が形成されています。北部の下総台地から、かつて旧海岸線があった国道 14 号沿いには海岸段丘の名残があるものの、全体としては南部の海岸線に向けて、穏やかな傾斜をなしています。



※面積は平成 26 年 10 月 1 日現在の国土地理院調べによる値である。

2. 統計から見た習志野市（習志野市統計書平成 25 年版）

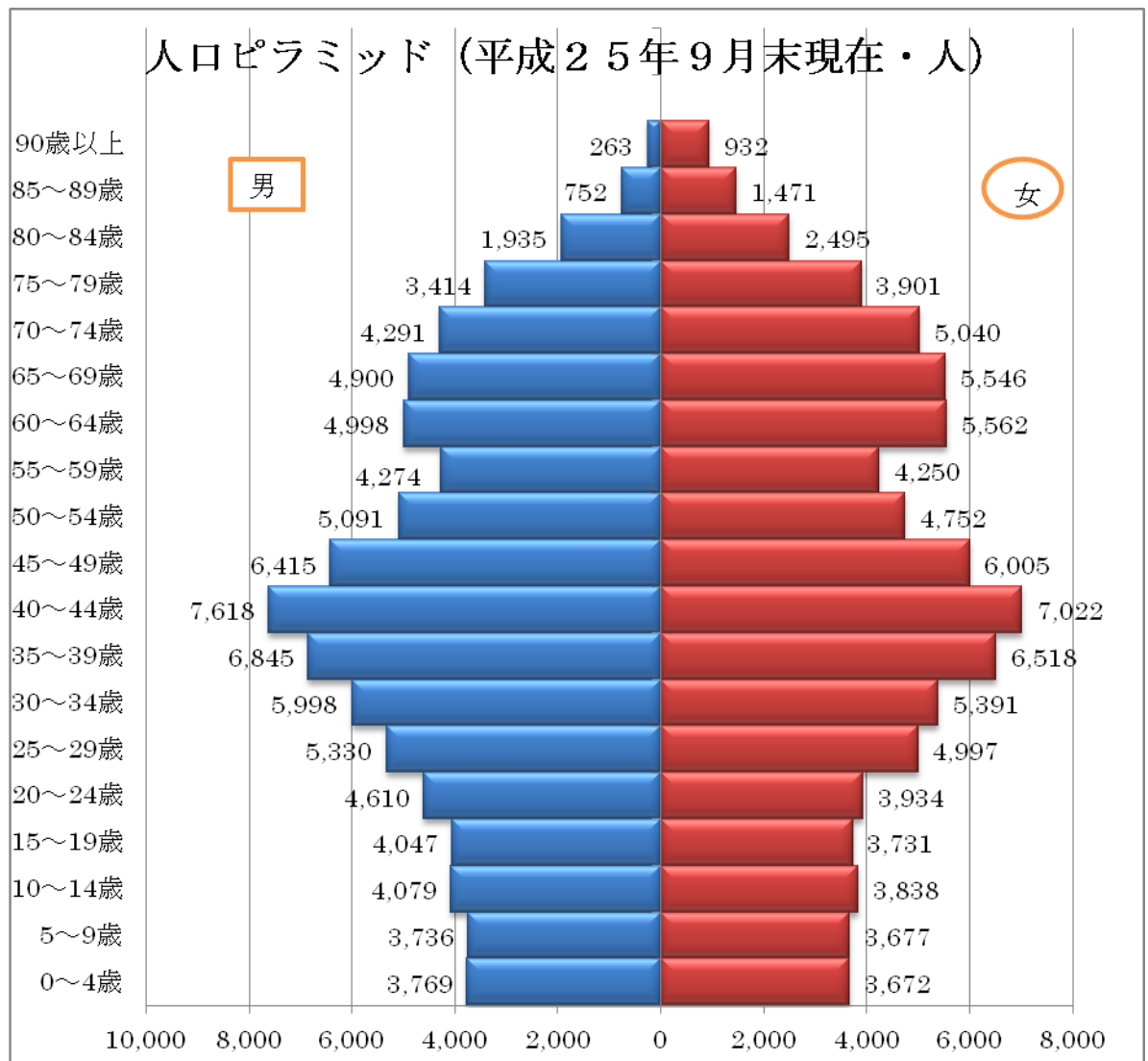
1) 統計から見た市民生活

出生数 3.9 人/日	死亡数 3.3 人/日	転入者数 24.4 人/日	転出者数 25.4 人/日
婚姻数 2.3 組/日	J R 乗車人数 津田沼駅 101,771 人/日 新習志野駅 12,891 人/日	京成・新京成乗車人数 (京成) (新京成) 谷 津 駅 5,526 人/日 京成津田沼駅 京成津田沼駅 27,061 人/日 20,957 人/日 大 久 保 駅 15,982 人/日 新 津 田 沼 駅 実 籾 駅 11,478 人/日 35,447 人/日	
離婚数 0.7 組/日			
路線バス乗車人数 京成バス 31,200 人/日 千葉シーサイト*バス 100 人/日	水道（使用量） 53.1 千 m ³ /日	都市ガス（供給量） 177.7 千 m ³ /日	郵便配達数 72,361 件/日 (平成 19 年度)
ゴミ収集量 187.6 トン/日	犯罪発生件数 6.8 件/日	救急車出動件数 21.0 件/日	交通事故発生件数(人身) 1.4 件/日
火災発生件数 0.1 件/日	持ち家率 53.3% (平成 20.10.1)	建築確認申請数(市) 2.0 件/日	乗用自動車 1 世帯 0.7 台 (平成 25.3.31)
1 世帯当たりの人員 2.3 人 (平成 25.3.31)	人口密度 1k m ² 当たり 7,802.9 人 (平成 25.3.31)	市職員 市民 115.7 人に 1 人 (平成 25.4.1)	消防職員 市民 810.8 人に 1 人 (平成 25.4.1)
高齢者（65 歳以上） 市民 4.7 人に 1 人 (平成 25.10.1)	市歳出（普通会計決算） 1 億 3,244 万円/日 (平成 24 年度)	市歳出（普通会計） 1 人 29.5 万円 (平成 24 年度)	市歳入（市税・普通会計） 1 人 15.3 万円 (平成 24 年度)
公園面積（都市公園） 1 人 6.8 m ² (平成 25.4.1)	下水道普及率 89.0% (平成 25.3.31)	病院・診療所 361.2 世帯に 1 院 (平成 25.3.31)	医師・歯科医師 市民 416.7 人に 1 人 (平成 24.12.31)
小中学校教員 小学生 20.5 人に 1 人 中学生 17.6 人に 1 人 (平成 25.5.1)	高校進学率 99.3% (平成 24 年 3 月卒業者)	図書蔵書数 1 人 2.3 冊 (平成 25.3.31)	図書貸出冊数 3,621.8 冊/日 (平成 25.3.31)
加入電話 1 世帯 0.5 台 (平成 24.3.31)	預貯金額（銀行） 1 人 521 万円 (平成 21.3.31)	商品販売額（小売業） 1 店 1 億 9,690 万円 (平成 19.6.1)	製造品出荷額等 1 工場 17 億 2,849 万円 (平成 23.12.31)

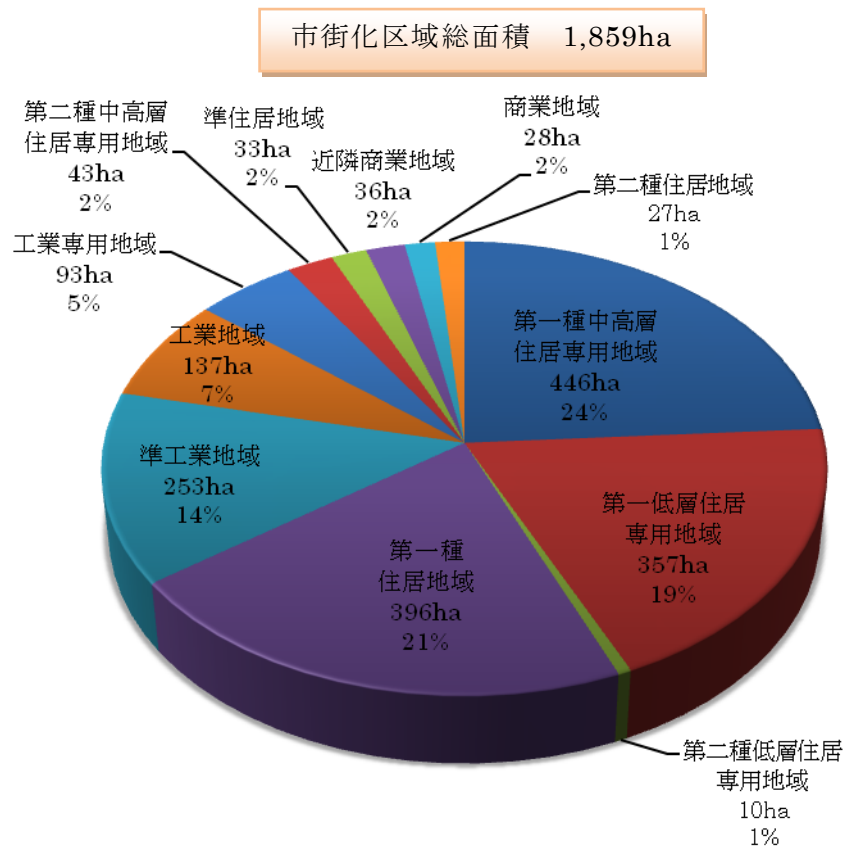
注) 1. 婚姻数・離婚数は、平成 24 年（1 月～12 月）における数値である。

2. 救急車出動件数・火災発生件数は、平成 25 年（1 月～12 月）における数値である。

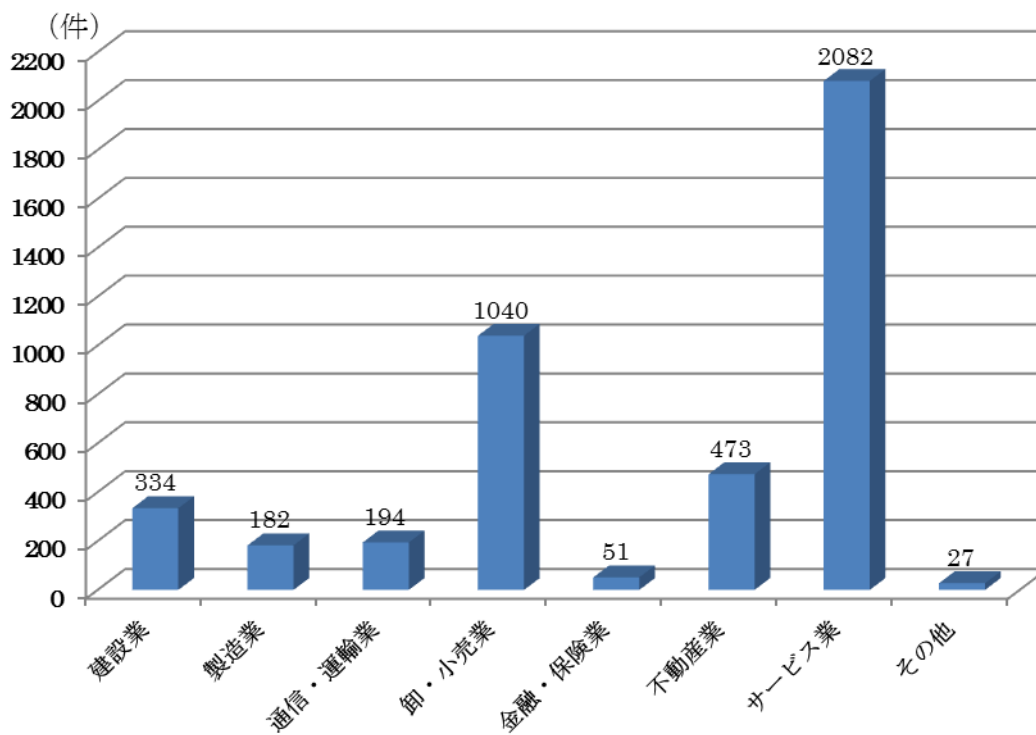
2) 人口ピラミッド(平成 25 年)



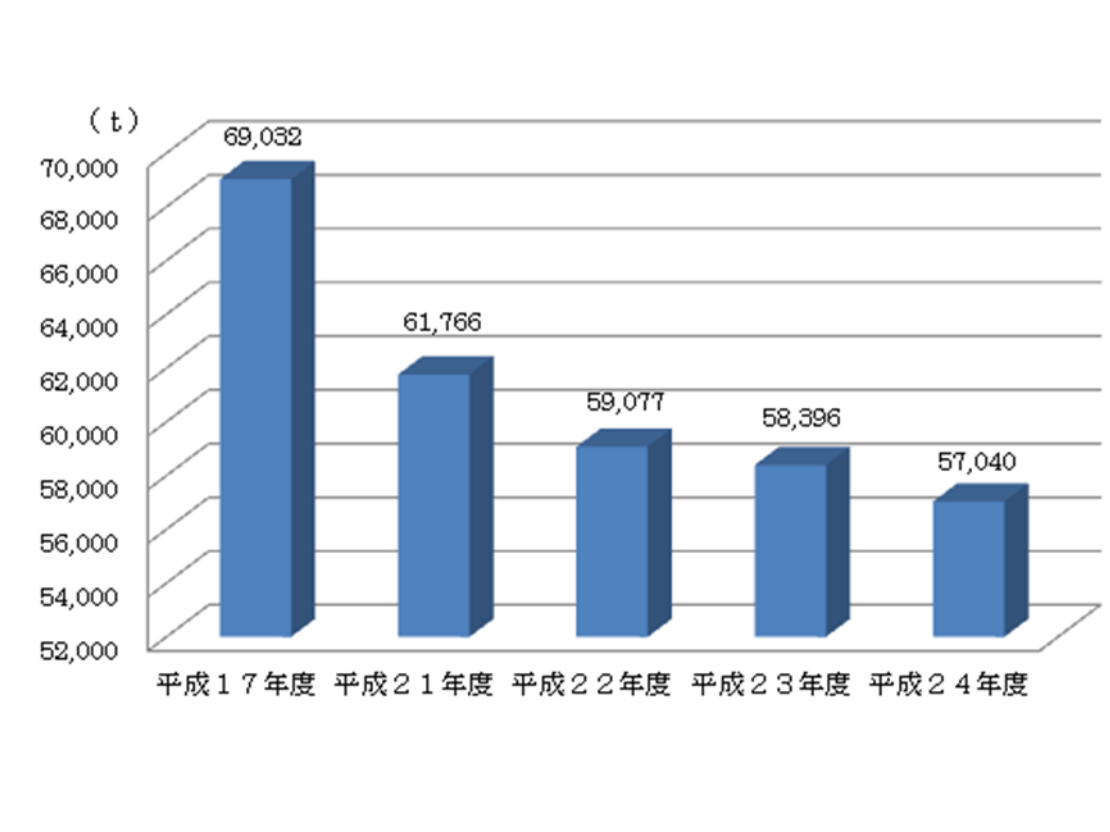
3) 市街化区域の内訳



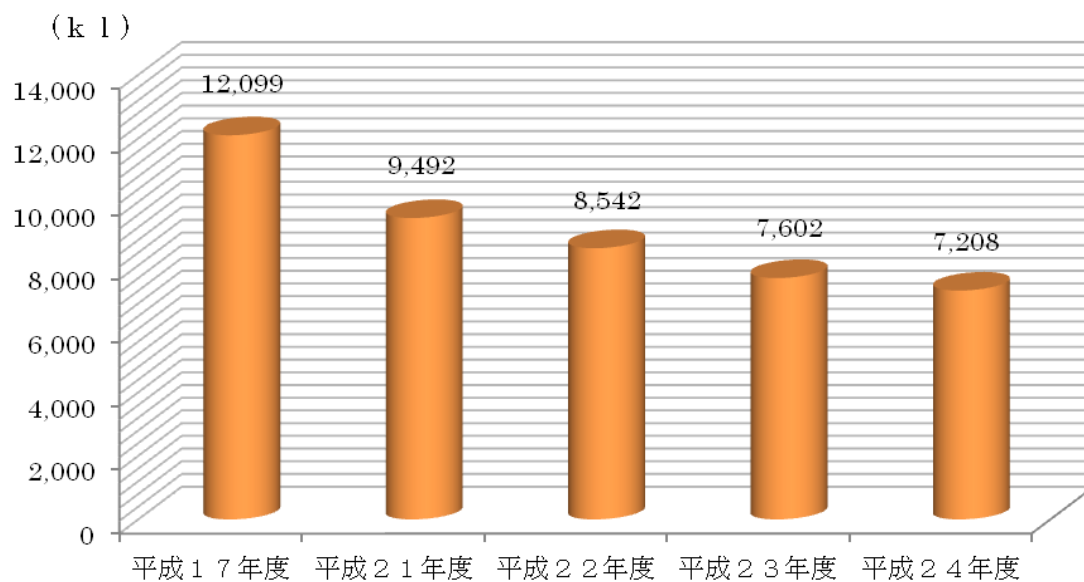
4) 産業別事業所数 (平成 21 年)



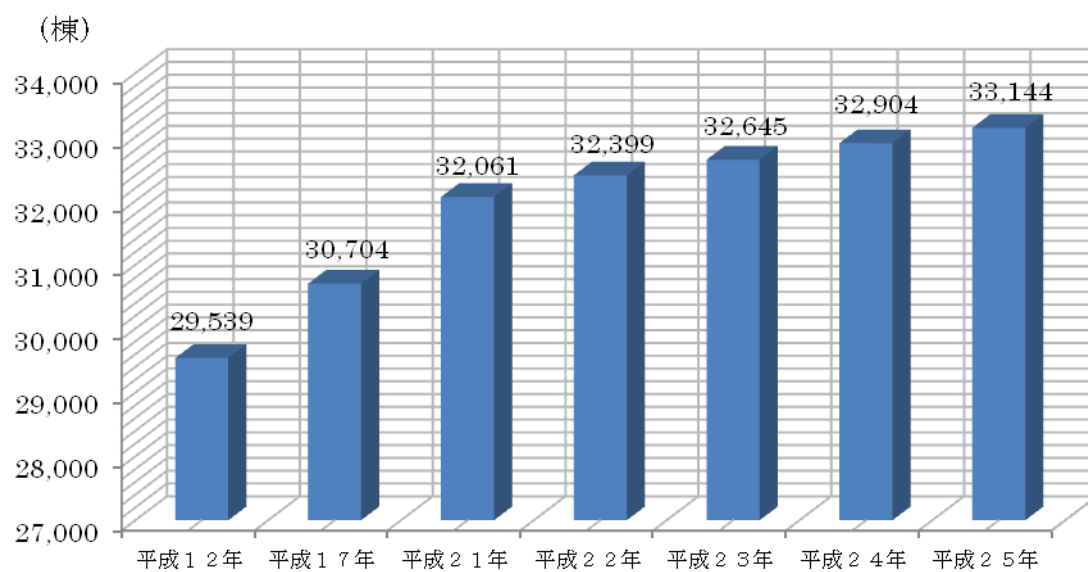
5) ごみ処理量



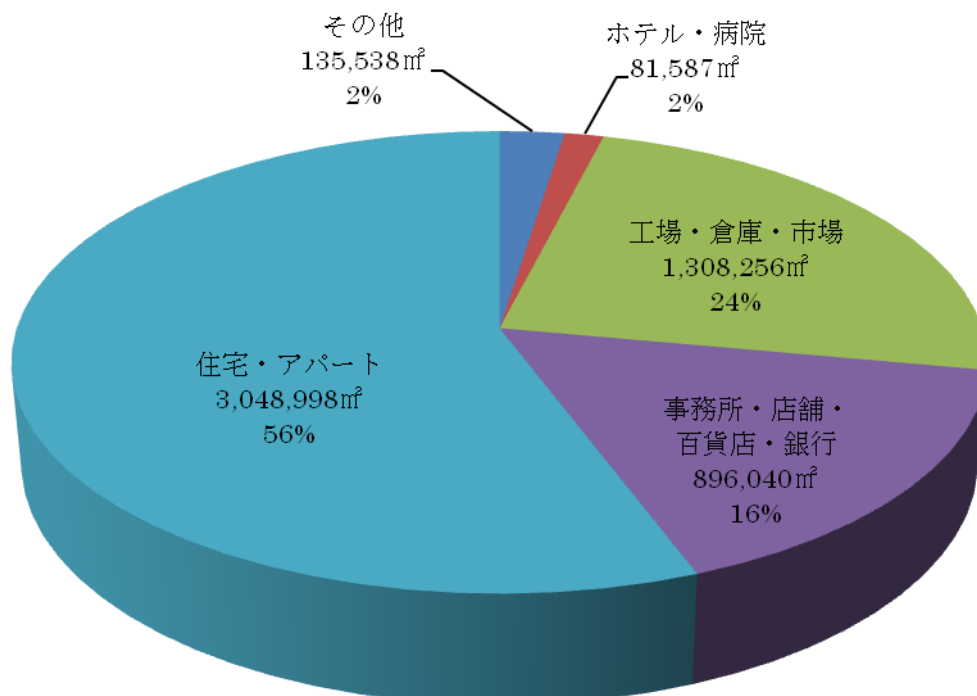
6) し尿処理状況



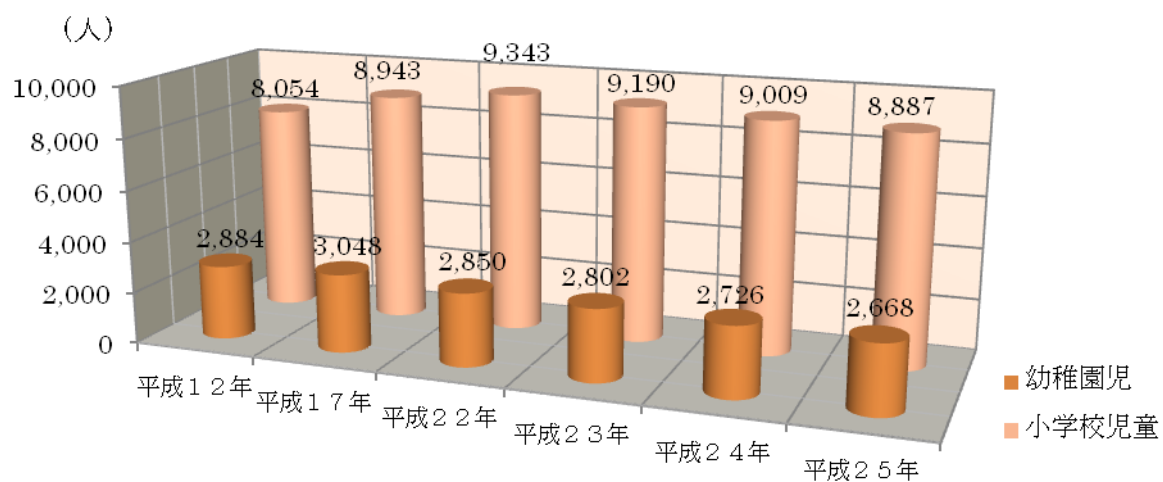
7) 家屋総数の推移



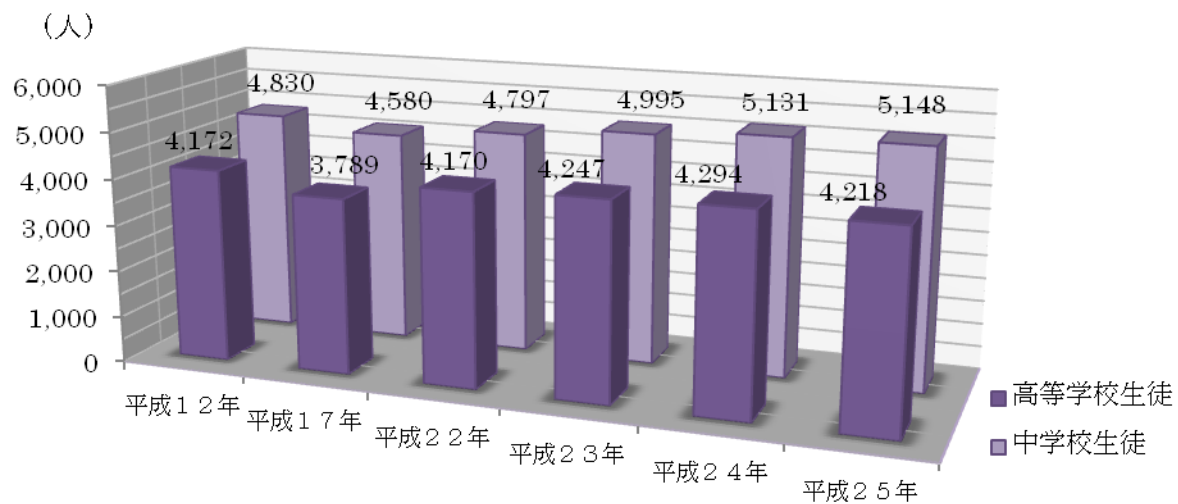
8) 用途別非木造建物床面積（課税家屋：平成25年）



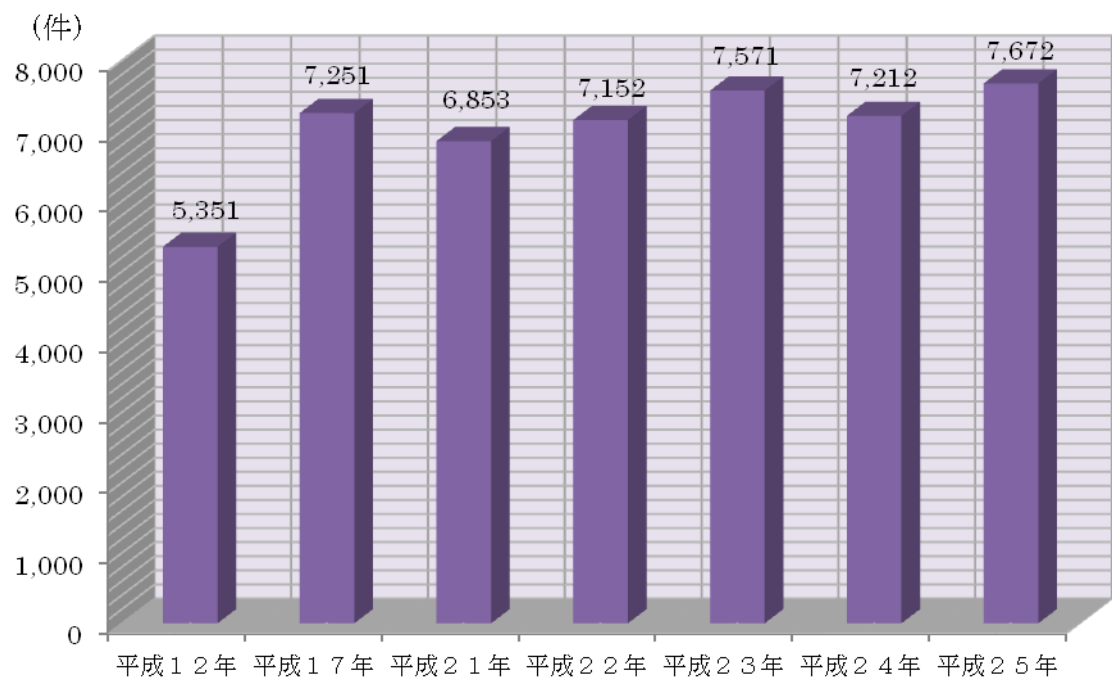
9) 幼稚園児・小学校児童数の推移



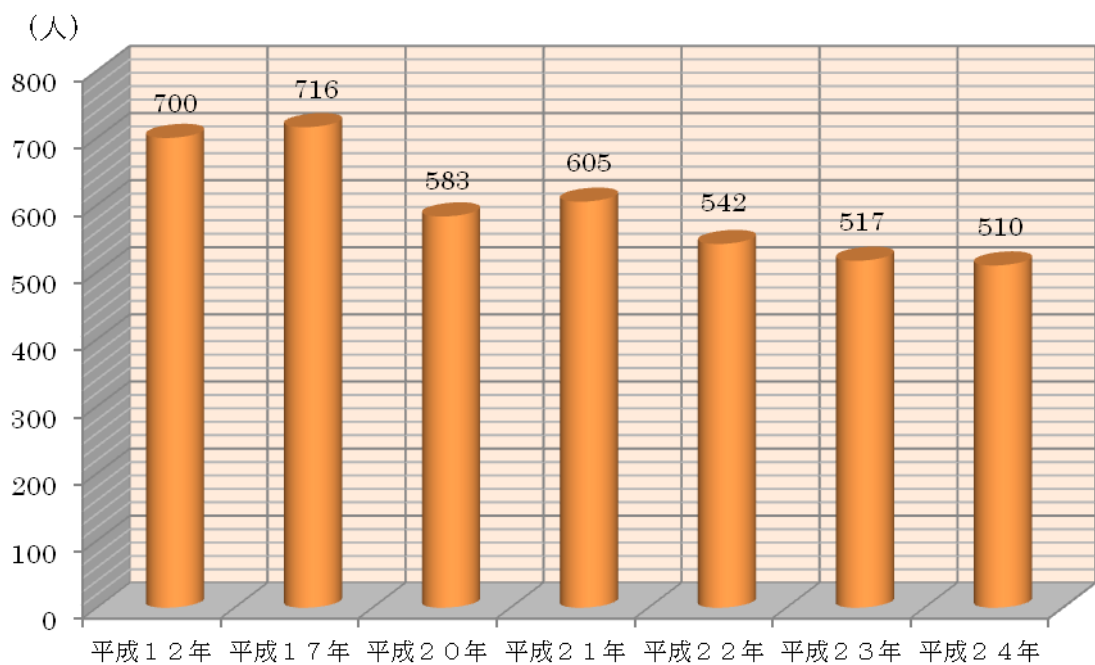
10) 中学校・高等学校生徒数の推移



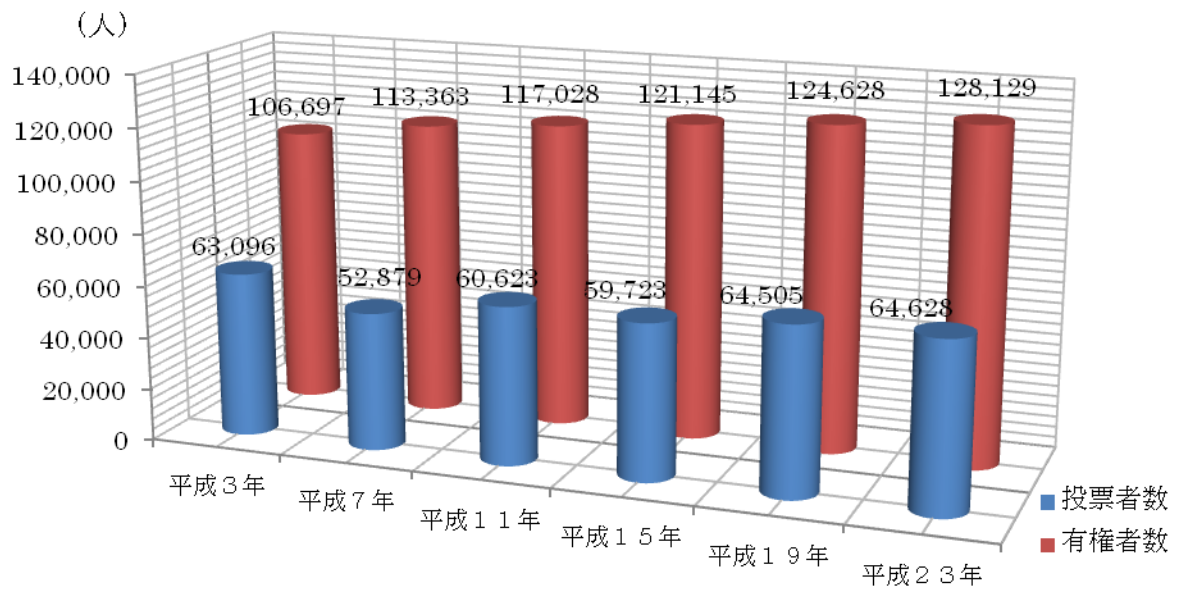
11) 救急出動件数の推移



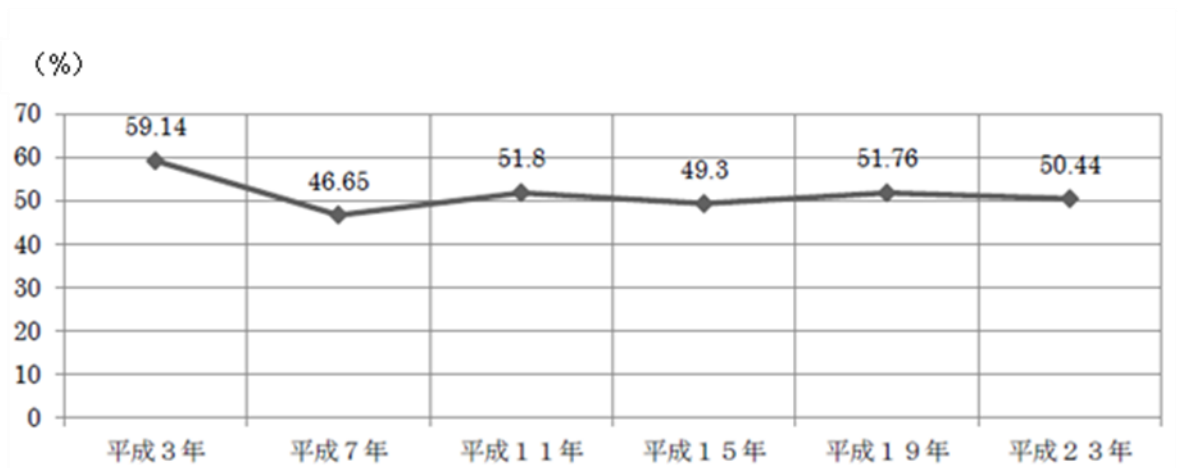
12) 交通事故での人身事故発生件数の推移



13) 市議会議員選挙の状況



14) 投票率

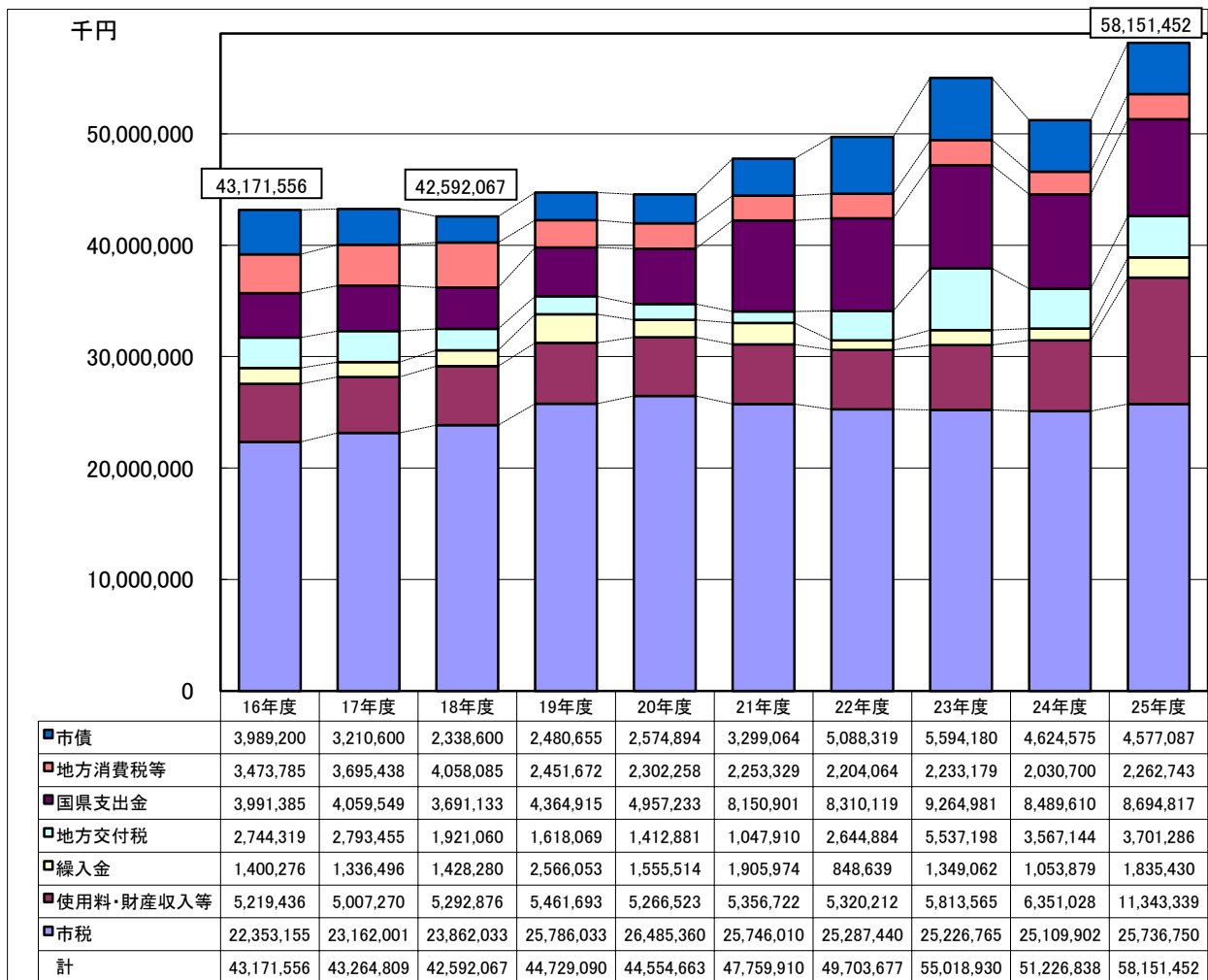


第2章 普通会計決算状況 について

普通会計決算状況とは、毎年度総務省が全国の自治体の財政状況を一律に比較するために調査するものです。

この数値をもって全国の自治体の財政状況を比較することができます。

1 過去10年間の歳入決算推移



地方分権の流れの中で、国において地域主権改革が進められており、国と地方の役割分担に応じた税源配分の見直しや、地方交付税制度の見直しなど、地方財政において大きな転換期を迎えています。

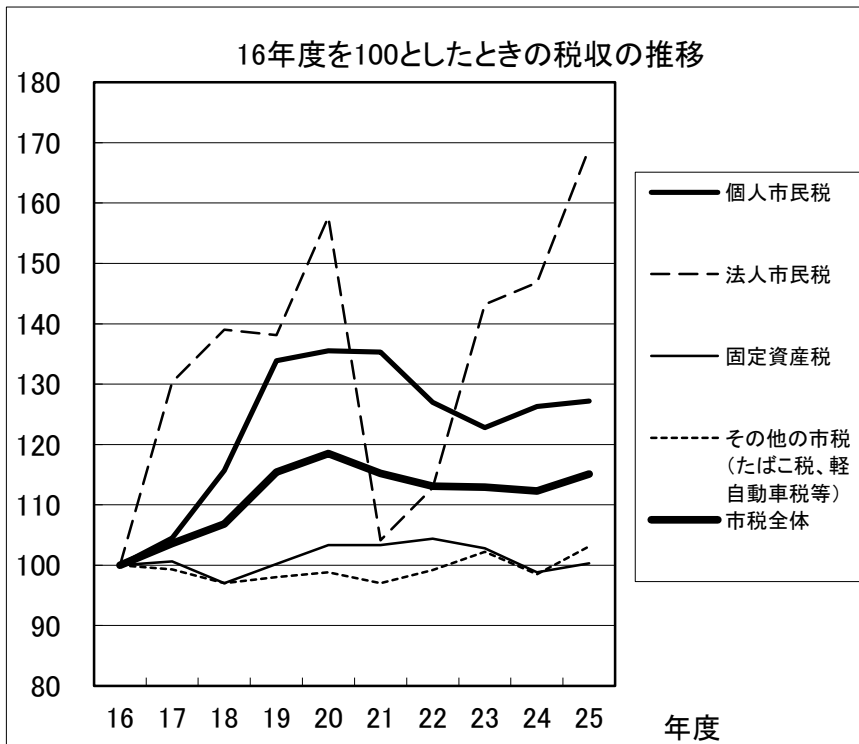
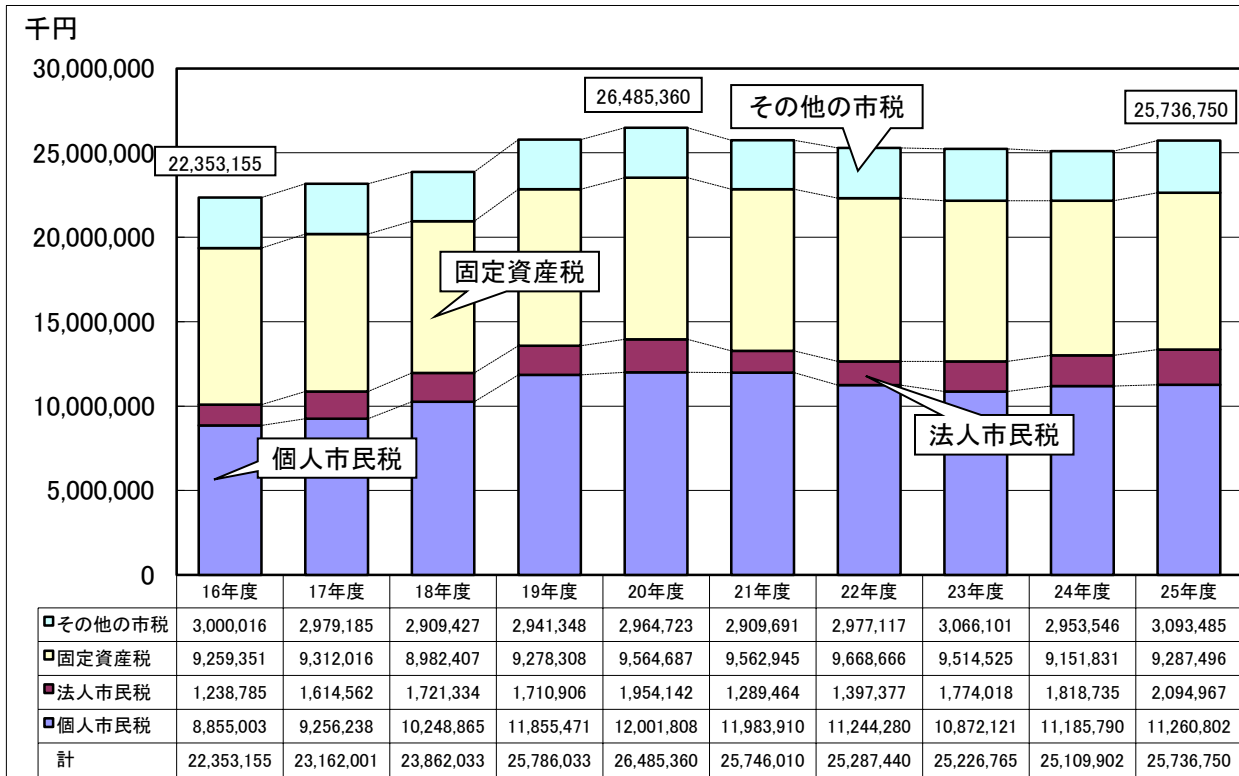
市税は、平成17年度から景気の回復や税制改正などの影響によって増加傾向にありましたが、平成20年度をピークとして減少傾向に転じました。平成25年度は再び増加に転じ、景気回復の影響などによる市民税の増、新增築分家屋等の増加による固定資産税の増などにより、平成24年度と比較して、2.5%、6億2千684万8千円の増額となりました。

なお、平成19年度の増は、国税である所得税から個人市民税への税源移譲や定率減税の廃止といった大きな税制改正が実施されたことによるものです。

国県支出金が平成21年度から大幅な増額となっているのは、定額給付金など国における経済対策の取り組みや、子ども手当の創設、生活保護をはじめとする扶助費の増加に伴うものです。

使用料・財産収入等が平成25年度に増加したのは、不動産売払収入が平成24年度と比較して、54億8千994万1千円増加したことによるものです。

2 過去10年間の市税収入の推移（項目別）



個人市民税は、平成16年度まで大きく減少を続けてきましたが、平成17年度から景気の回復などを受け増収に転じ、さらには、平成19年度は税制改正（所得税から住民税への税源移譲など）により、平成18年度に比べ約16億円増加となりました。経済情勢が変化中、平成21年度から平成23年度まで減少に転じていましたが、平成24年度からは年少扶養控除の廃止等の影響もあり、増加となっています。

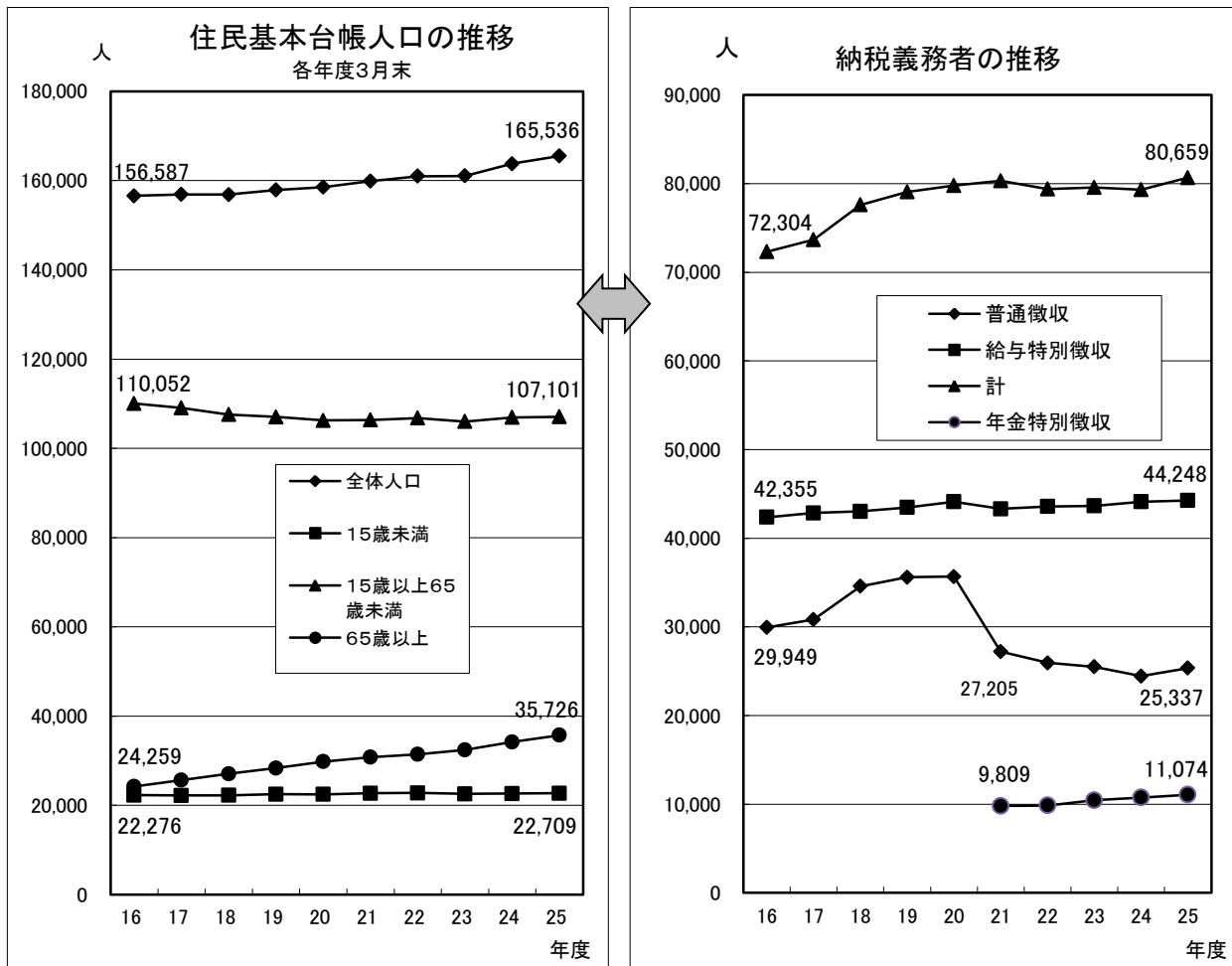
法人市民税は、企業業績の影響を顕著に受けるため、増減の幅がもっとも大きく現れる税目です。平成25年度は、前年度に比べ、15.2%、約2億7千623万円の増加となりました。

市税収入は収入全体の約5割を占めるものです。「自立したまちづくり」を進めるためには、自主財源の柱である市税収入の確保が大きな課題となります。

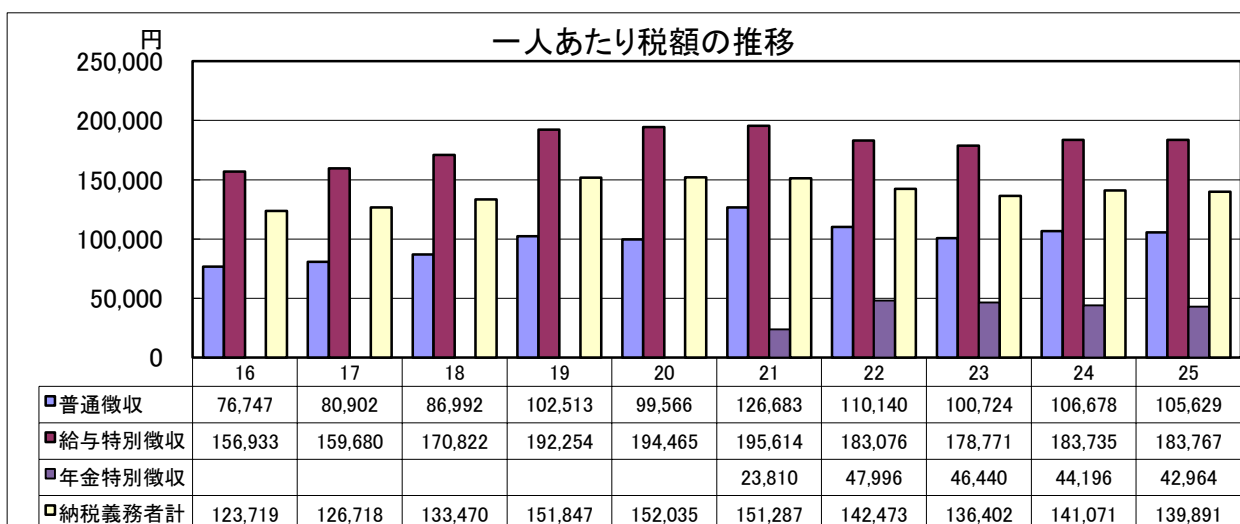
（自主財源比率 H24年度 63.5% → H25年度 66.9%）

平成20年度より市税のコンビニ収納やマルチペイメントを導入し、市税を納めていただきやすい環境づくりを進めています。さらに、平成22年度に「納税コールセンター」を設置し、また平成25年度からは債権管理課を創設し、徴収対策の強化を図っています。

3 過去10年間の市民税収入の推移（納税義務者）

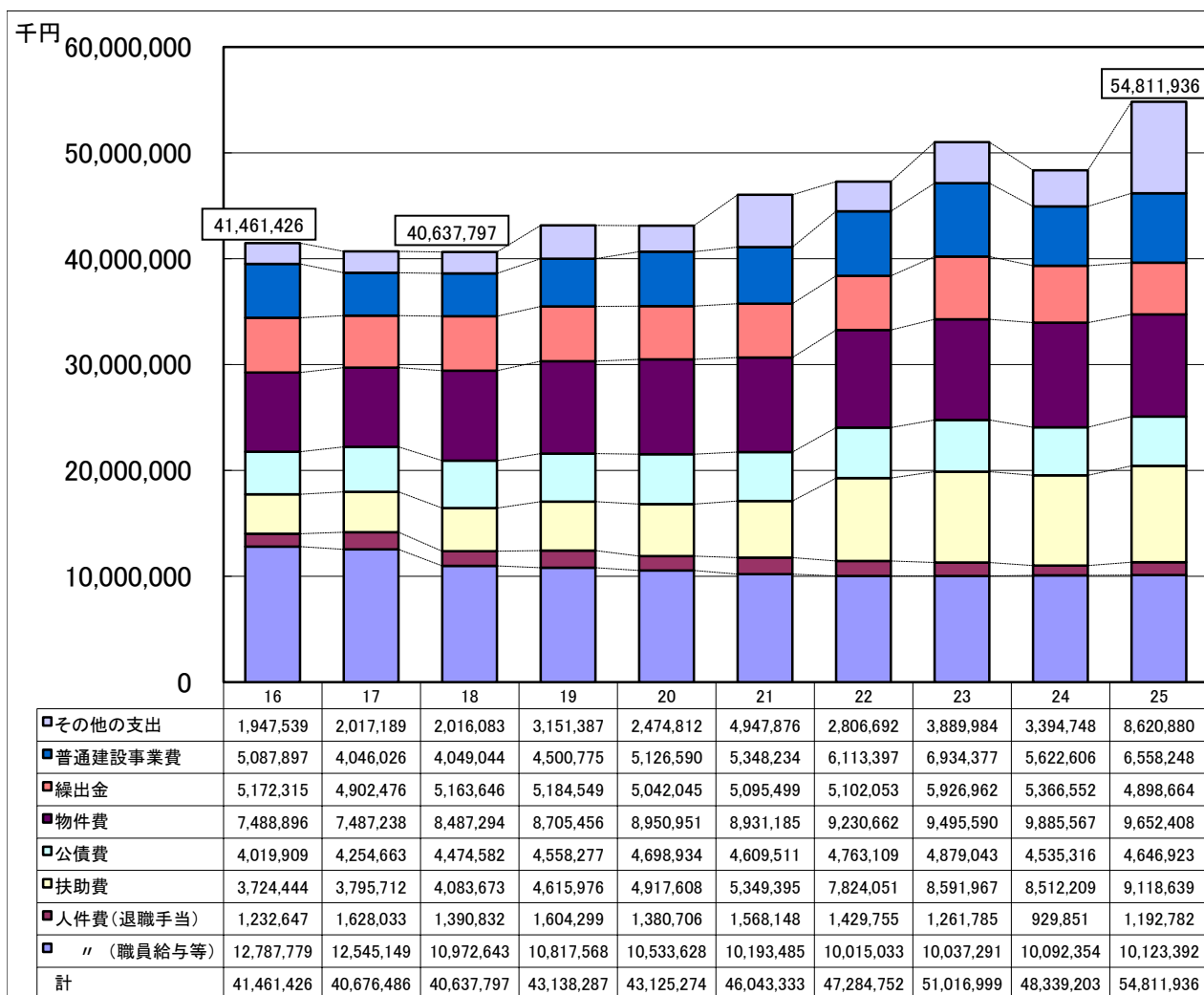


平成21年度に普通徴収納税義務者数が大幅に減少していますが、年金からの特別徴収が開始されたことによるものです。平成20年度までは、65歳以上人口の伸びと同じくして、普通徴収納税義務者が増加しています。なお、平成18年度は非課税基準の見直しなどの税制改正によって普通徴収納税義務者が増加しました。



一人あたりの税額は、平成17年度以降景気の回復や税制改正などの影響により増加してきましたが、平成20年度をピークに減少しました。平成24年度は増加に転じたものの、平成25年度は再び減少となりました。

4 過去10年間の歳出決算推移



平成18年度に集計方法を変更したため、平成17年度までと比較すると人件費（職員給与等）が大きく減少し、物件費が増加しています。

人件費（職員給与等）については、集中改革プランに基づく職員数の削減や人事院勧告による給与改定などにより、平成22年度までは減少しており、その後はほぼ横ばいとなっております。

普通建設事業はその年に行う工事によって大きな増減幅があります。

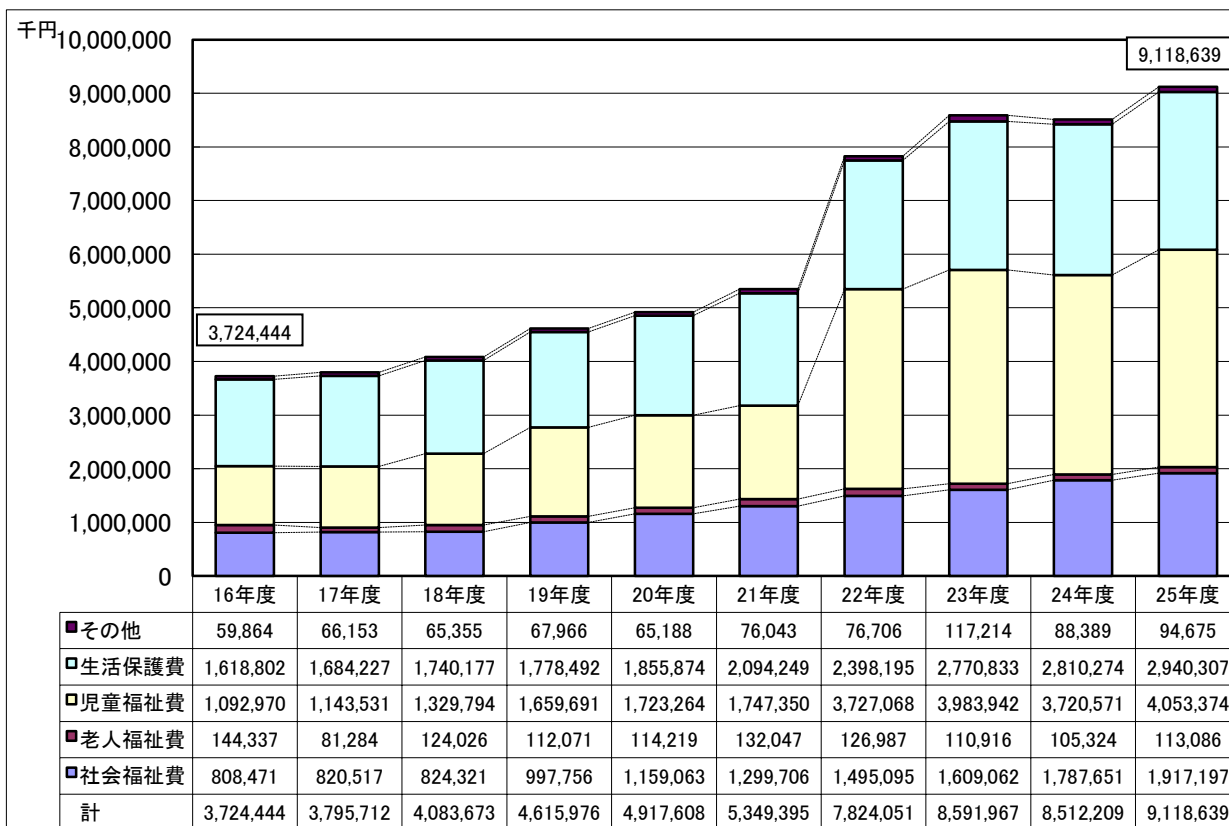
平成25年度については、（仮称）袖ヶ浦こども園整備事業、消防実務分遣所建替事業の実施などにより増加しました。

平成25年度の扶助費は、民間認可保育所運営費助成事業や生活保護費、障害者総合支援法に基づく給付事業の増などにより、増加しました。

その他の支出の平成21年度における増加は、定額給付金によるもの、平成23年度以降の増加は、災害復旧事業費の増などによるものです。

平成25年度は、不動産売却収入を公共施設等再生整備基金に積み立てたことにより増加しました。

5 過去10年間の扶助費の推移



義務的経費の中で増加が著しいのが扶助費です。特に近年では景気低迷により生活保護費が、障害者総合支援給付の増により社会福祉費が、増加傾向であります。

また、児童福祉費は、平成22年度に子ども手当の創設により大幅に増加となり、平成25年度は、民間認可保育所運営費助成事業が増加となりました。

増加傾向の主なものは、

児童福祉費のうち民間認可保育所運営費助成事業

平成25年度 3億7千5百万円

平成24年度 9千8百万円

伸び 2億7千7百万円

民間認可保育所の増によるものです。

生活保護費

平成25年度 29億4千0百万円

平成24年度 28億1千0百万円

伸び 1億3千0百万円

社会・経済の影響による増と考えられます。

社会福祉費のうち障害者自立支援法に基づく給付

平成25年度 13億4千3百万円

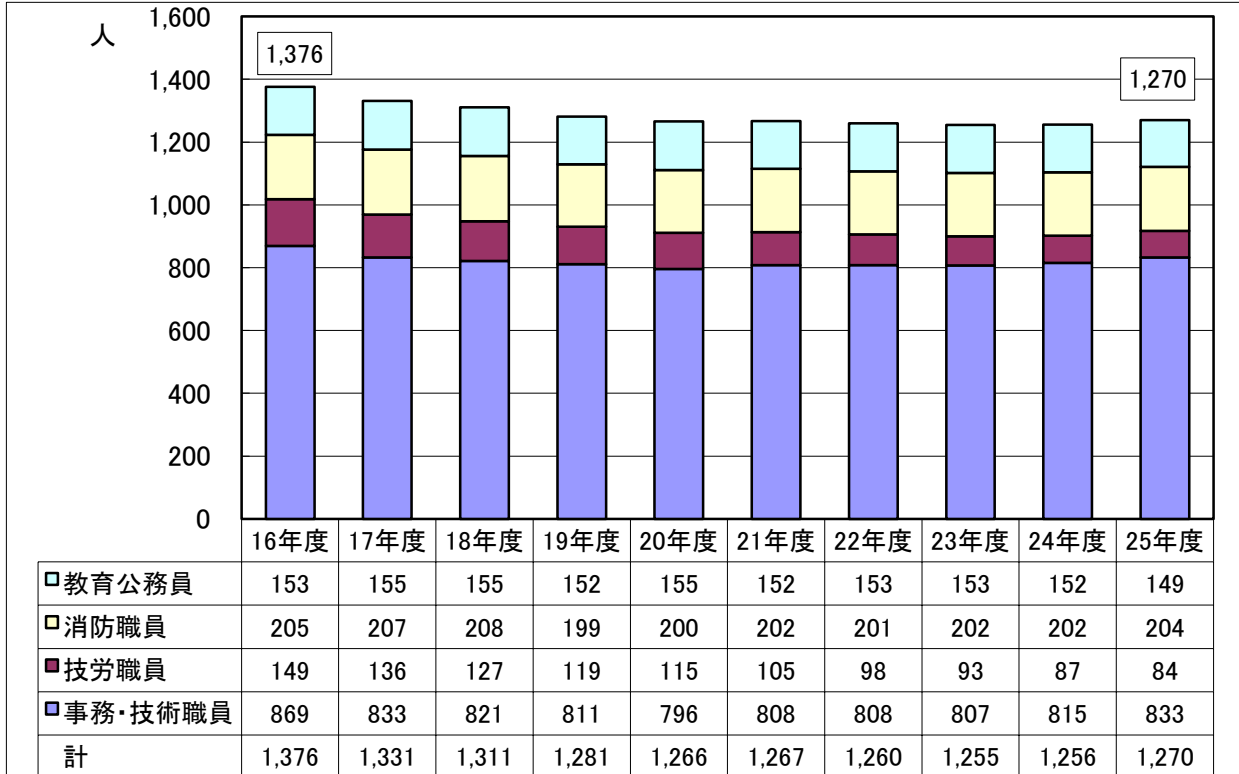
平成24年度 12億2千5百万円

伸び 1億1千8百万円

利用者数の増によるものです。

6 職員数の推移

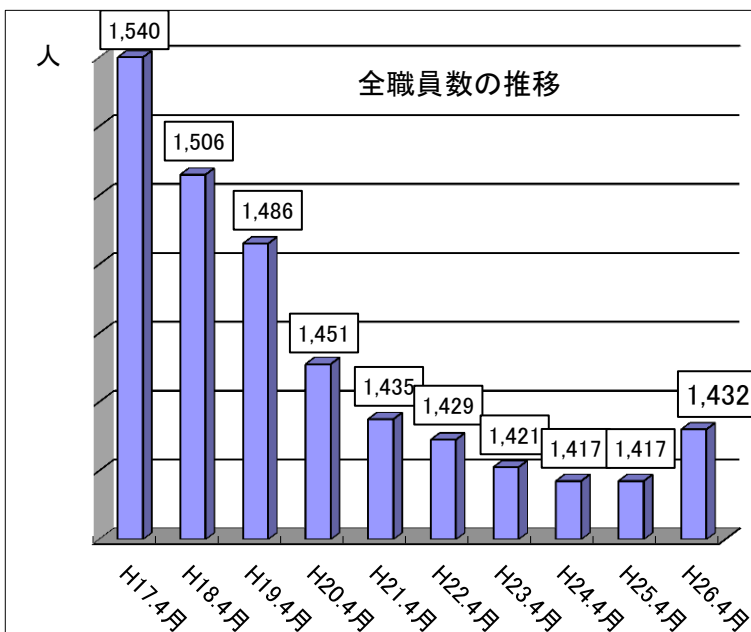
普通会計における職員数



職員数は年々減少しておりましたが、普通会計では平成24年度において前年比で1名増加、平成25年度は、制度改正や既存業務の増に対応するために14名の増加となっています。

※普通会計における職員数は各年度とも年度末翌日の4月1日現在の職員数です。

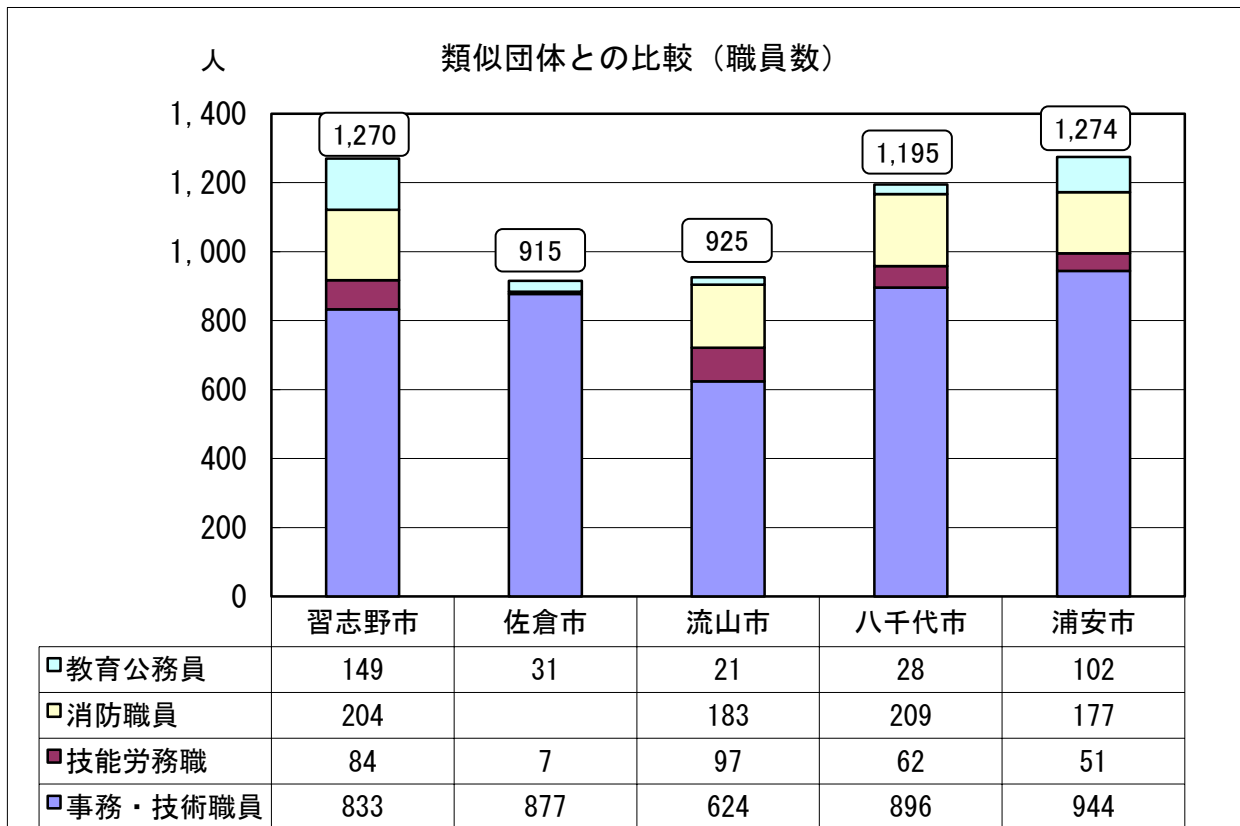
公共下水道、ガス、水道の公営企業や国民健康保険などの特別会計に属する職員を除いています。そのため、下の全職員数とは異なっています。



上記の表は普通会計の職員数ですが、特別会計に属する職員を含む全職員数は、左の表のとおりとなります。

平成26年3月に策定した「習志野市第3次適正化計画」に基づき、引き続き適正な定員管理に努めます。

7 類似団体との比較：職員数



上記のグラフは、普通会計における職員数を比較したものです。

習志野市は、他市と比較して、市立の幼稚園・高等学校・保育所・こども園など、公共施設を多く有しているため、教育公務員や施設関係の事務・技術職員数が多くなっています。

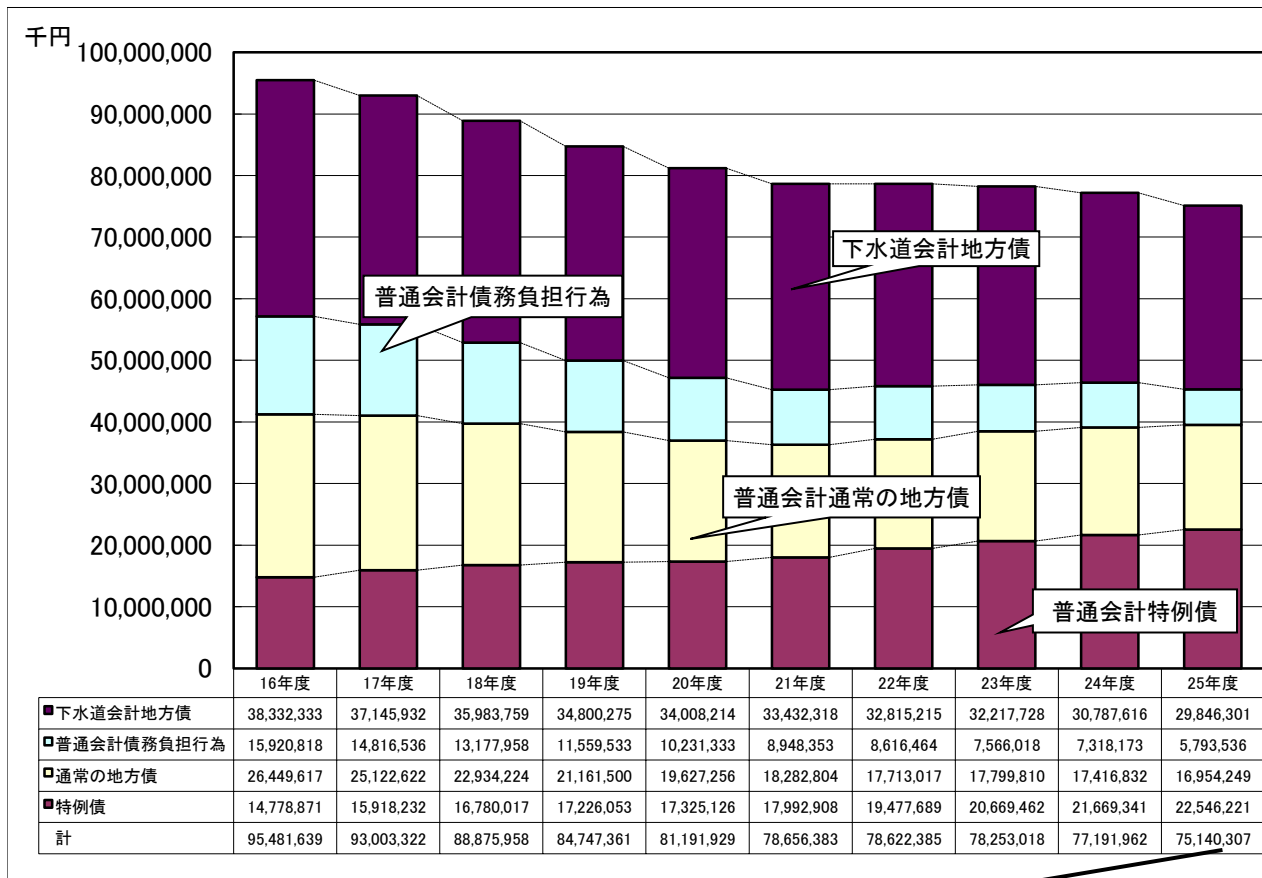
佐倉市のように、消防・清掃を一部事務組合での広域業務で行っている市など、専任職員が少ない事例もあります。

※類似団体は、人口規模と産業構造を基準として設定されているもので、千葉県内では市川市、

松戸市、野田市、佐倉市、市原市、流山市、八千代市、浦安市、の8市が類似団体になります。

ここでは、人口規模の近い佐倉市、流山市、八千代市、浦安市との比較をしています。

8 債務残高の推移



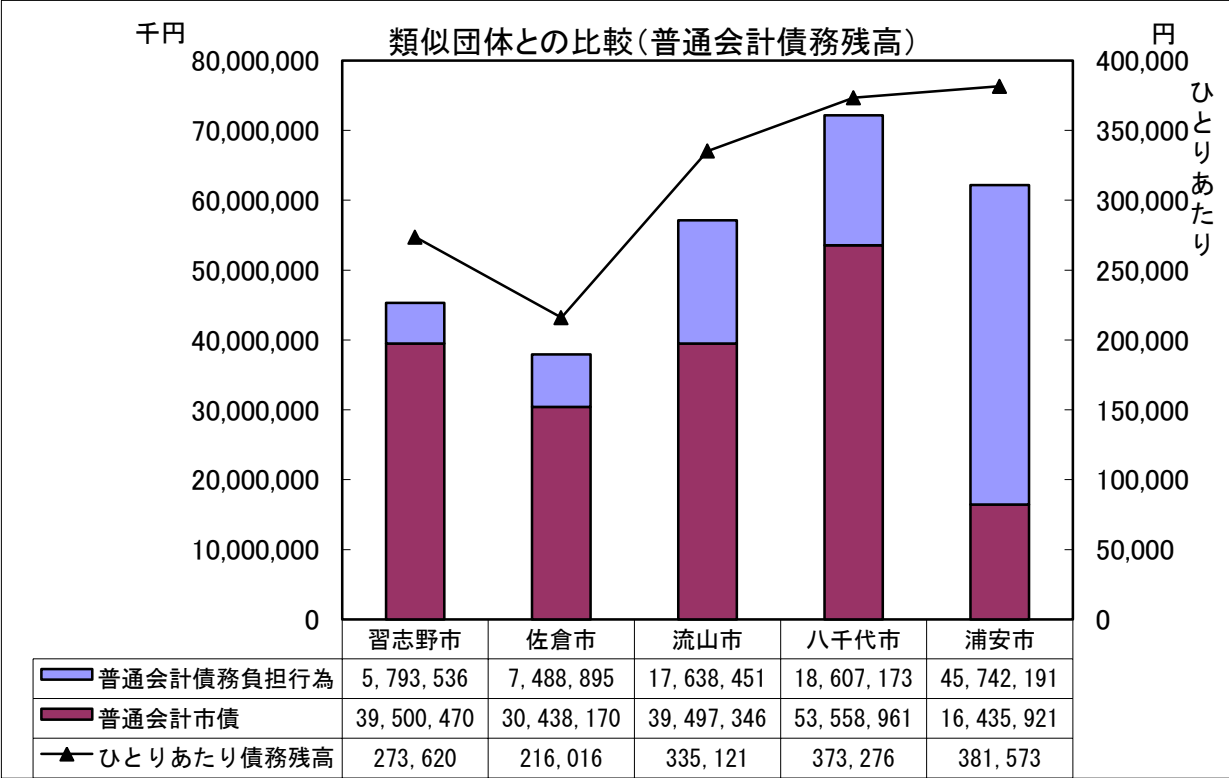
◇25年度末 用途別債務残高の内訳

区 分	金額(千円)	主なもの	金額
普通会計地方債	39,500,470	新清掃工場	15億円
		道路・街路	48億円
		公園	9億円
		J R 津田沼駅南口周辺開発	9億円
		小中学校	40億円
		減税補てん債	23億円
		臨時財政対策債	199億円
普通会計債務負担行為	5,793,536	道路・街路用地	9億円
		J R 津田沼駅南口周辺開発整備用地	28億円
		文化・スポーツ施設	9億円
		施設賃借料（仮庁舎、大久保保育	6億円
下水道会計地方債	29,846,301	下水道	300億円
計	75,140,307		

特例債
(他にも
あり)

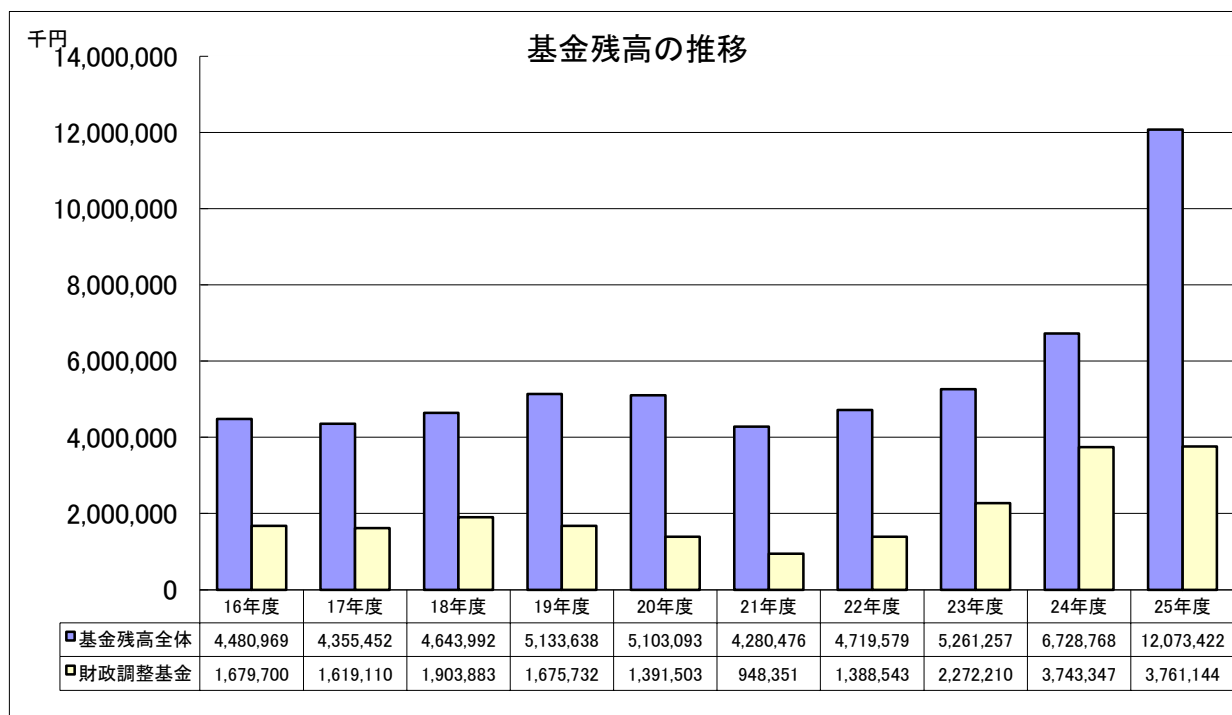
債務残高のピークは平成9年度で、1,063億円ありました。その後は、借入額を償還額以下に抑えるなど、債務の削減に努めています。近年では、国が地方財源の不足に対処するため特別に発行を認める特例債の発行が継続していることが不安要素となっています。

9 類似団体との比較：債務残高



上のグラフは、債務残高を比較したものです。ここでは普通会計の数値ですので、下水道会計などの債務は含んでいません。

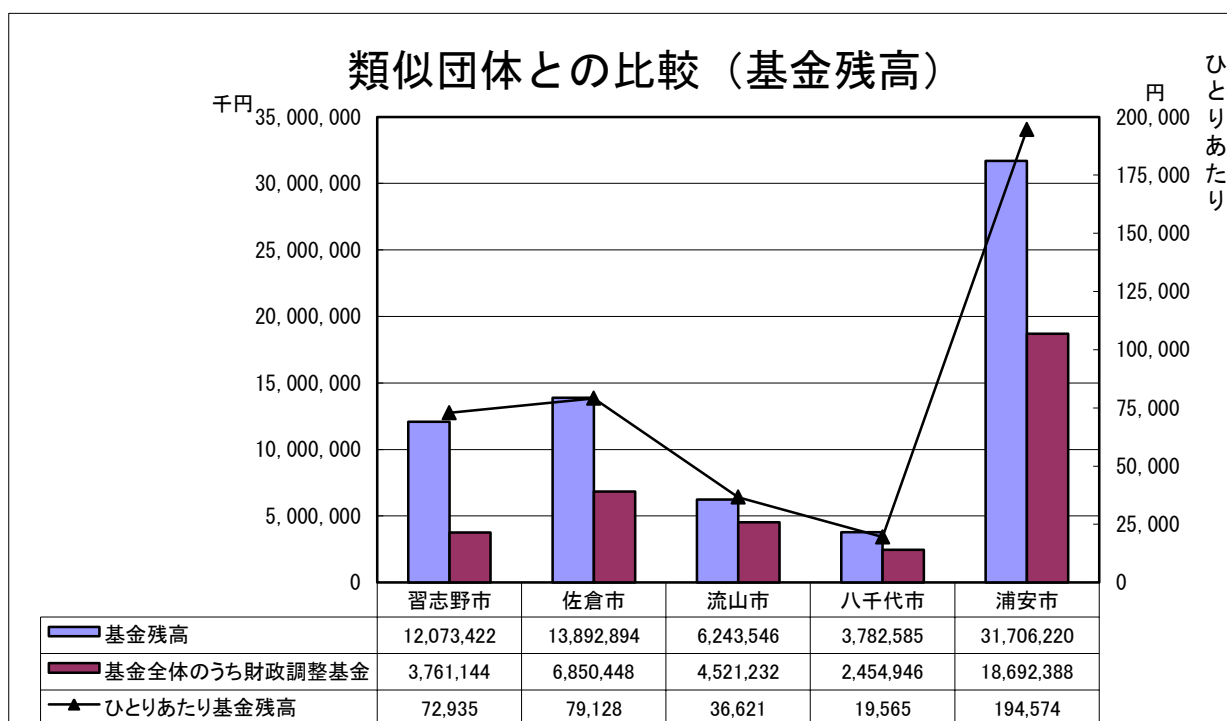
10 基金残高の推移



近年の基金残高全体は、平成25年度に不動産売払収入を、公共施設等再生整備基金に積み立てたことにより、大幅に増加しております。

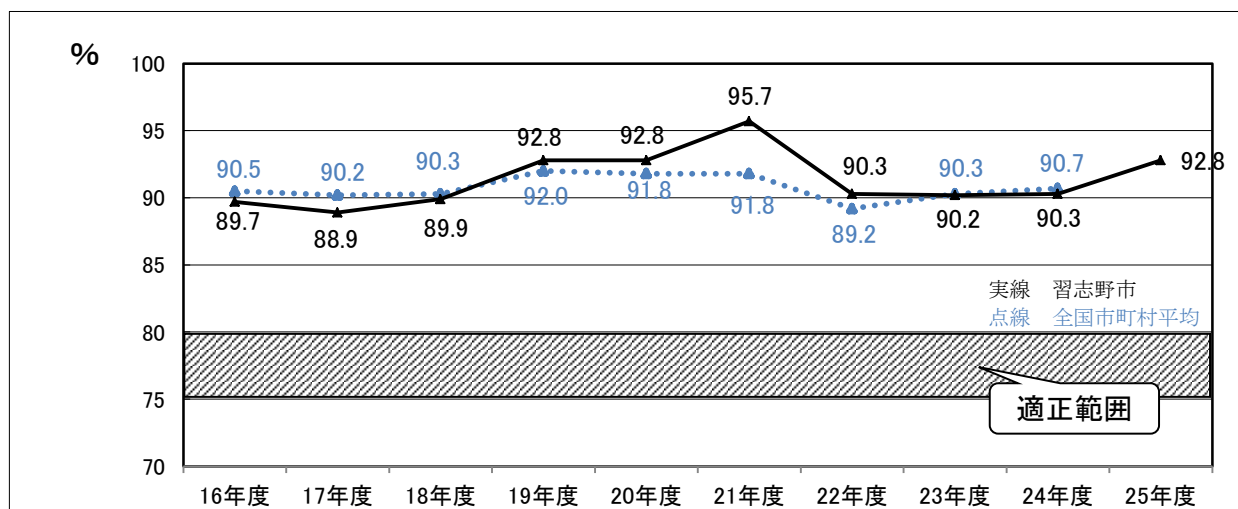
財政調整基金が平成22、23、24年度に増加しているのは、ともに基金取り崩し額が前年度決算剰余金積立額を下回ったことによるものです。この財政調整基金は、予期しない収入の減少や支出の増加のための基金であり、残高の動向には常に注視しておく必要があります。

11 類似団体との比較：基金残高

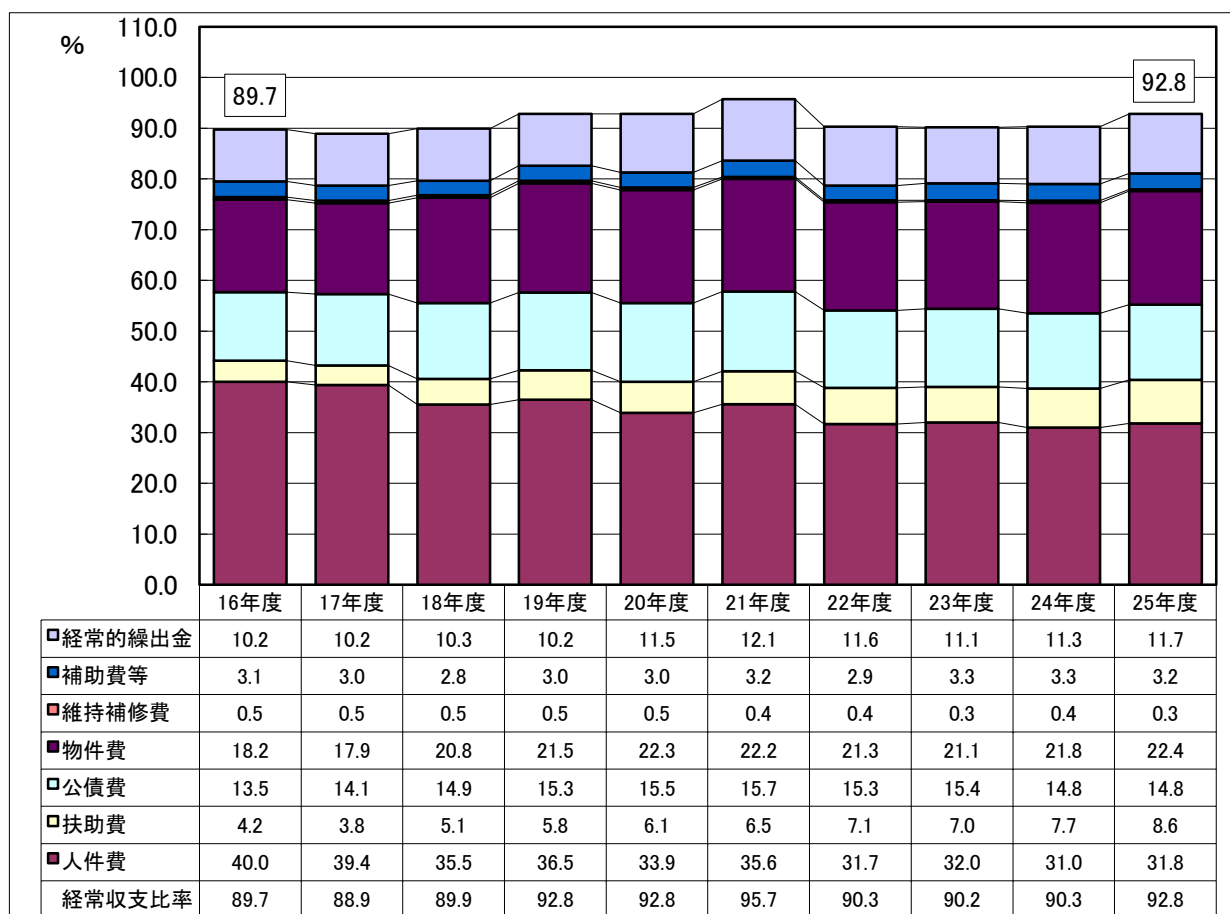


上のグラフは、基金残高を比較したものです。

12 経常収支比率の推移



内訳は



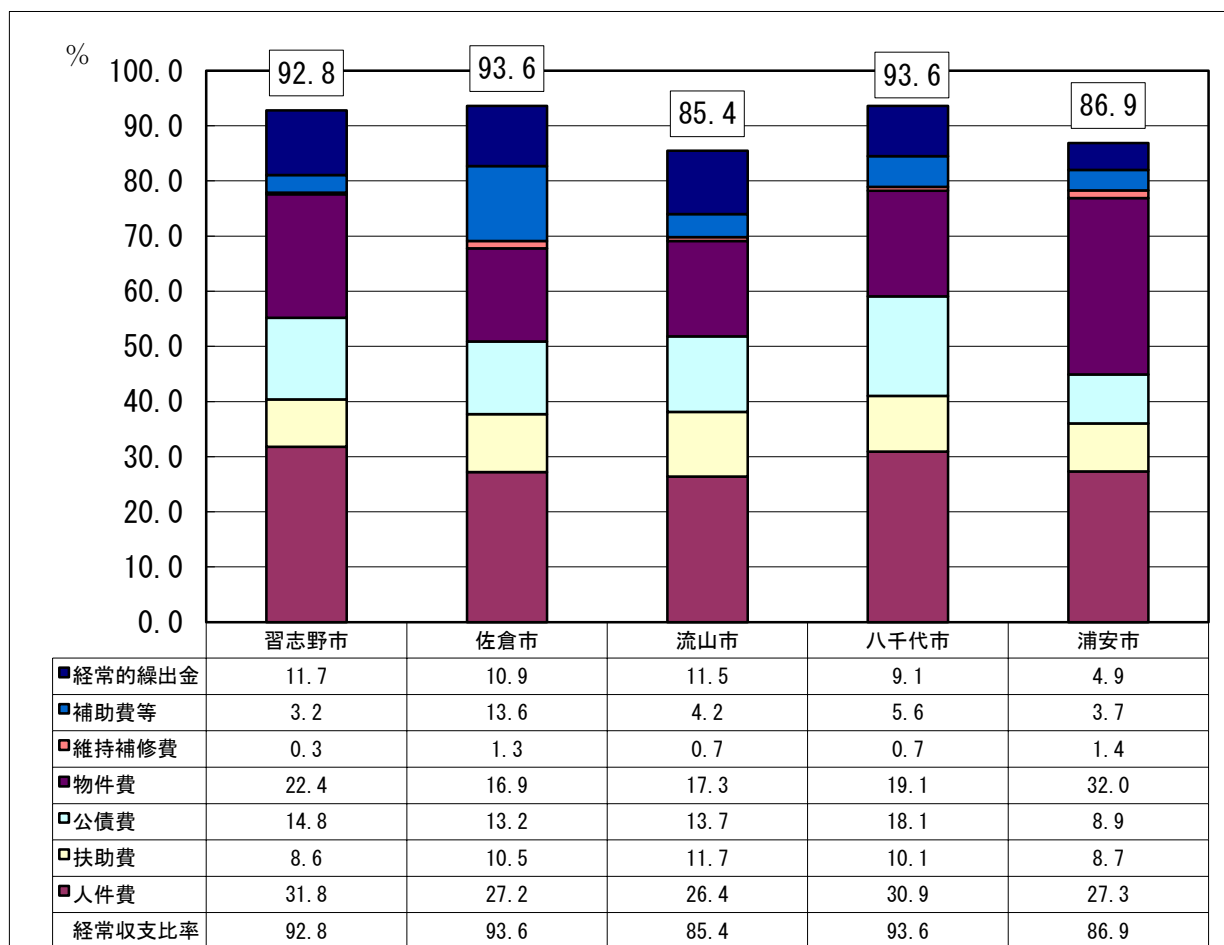
経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標で、市税や普通交付税など経常的に収入される財源と人件費や扶助費など毎年度必ず支出しなければならない経常経費を比べたものです。

この比率が低いほど弾力性が大きいことを示し、一般的に75～80%が望ましいといわれていますが、全国的にも90%を若干上回る状況が続いています。

平成21年度は地方税が大幅に減収となったことにより経常収支比率が悪化しました。

平成25年度は、退職手当や扶助費の増により、前年度と比較して2.5ポイント増となっています。

13 類似団体との比較：経常収支比率



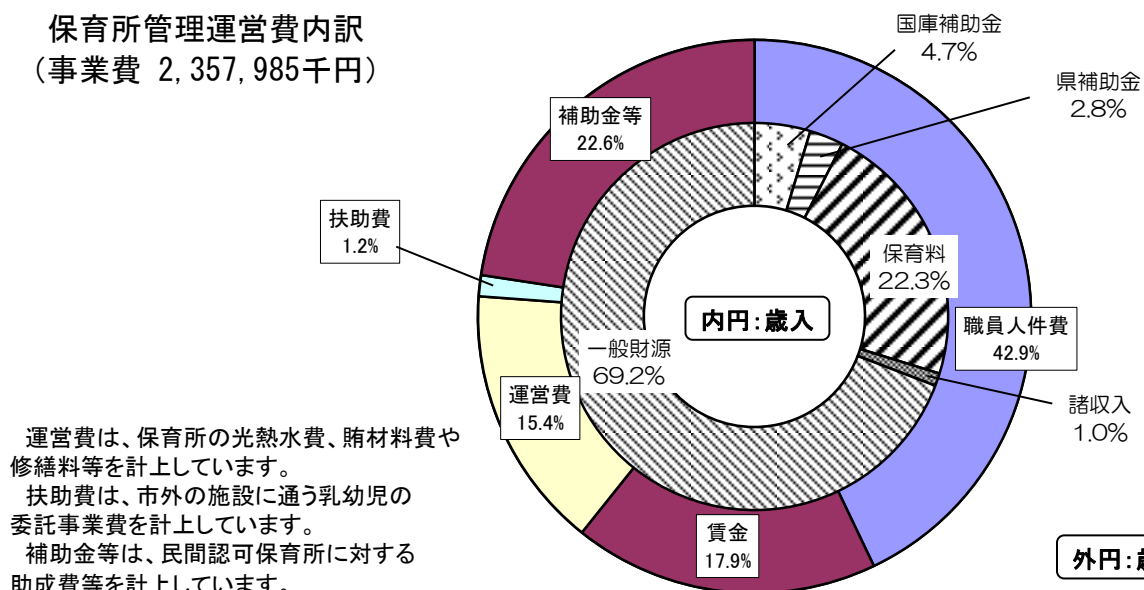
※それぞれの項目で比率を計算していますので、合計の経常収支比率とは合わない場合があります。

習志野市は4市と比較すると、人件費、物件費、経常的繰出金の割合が高くなっています。

14 施設の運営管理費・財源・利用状況(その1)

保 育 所

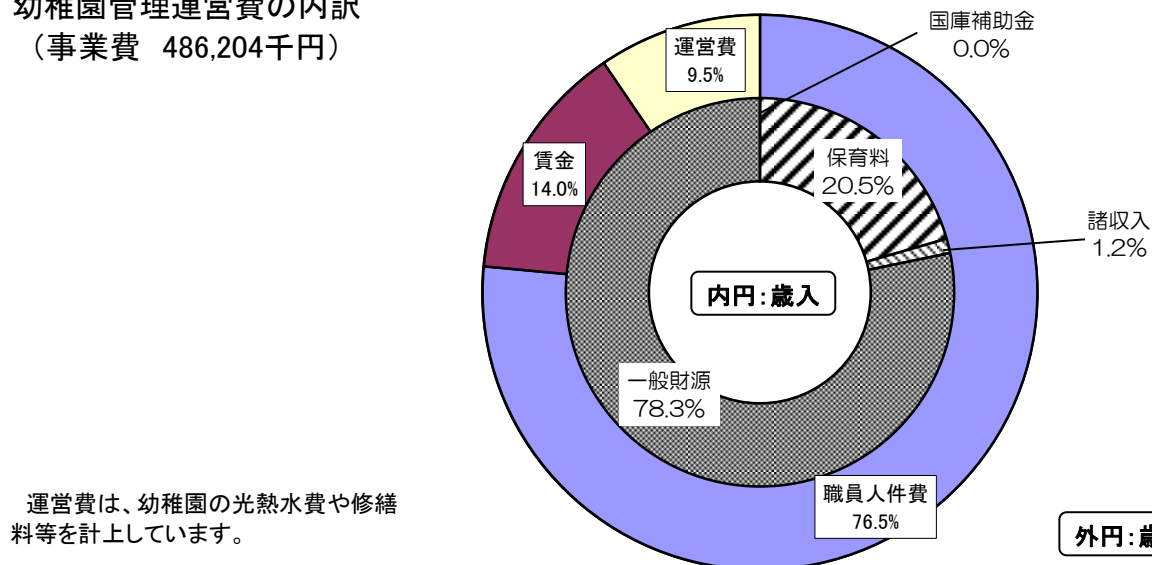
保育所管理運営費内訳
(事業費 2,357,985千円)



◇データ	保育所数(民間認可保育所含む)	15ヶ所
	入所児童数(26年3月1日入所状況)	1,660人
	1保育所あたりの平均児童数	111人
	1児童あたり1年間にかかる経費	1,420,473円
	うち保育料	316,207円
	うち一般財源	982,646円

幼稚園

幼稚園管理運営費の内訳
(事業費 486,204千円)

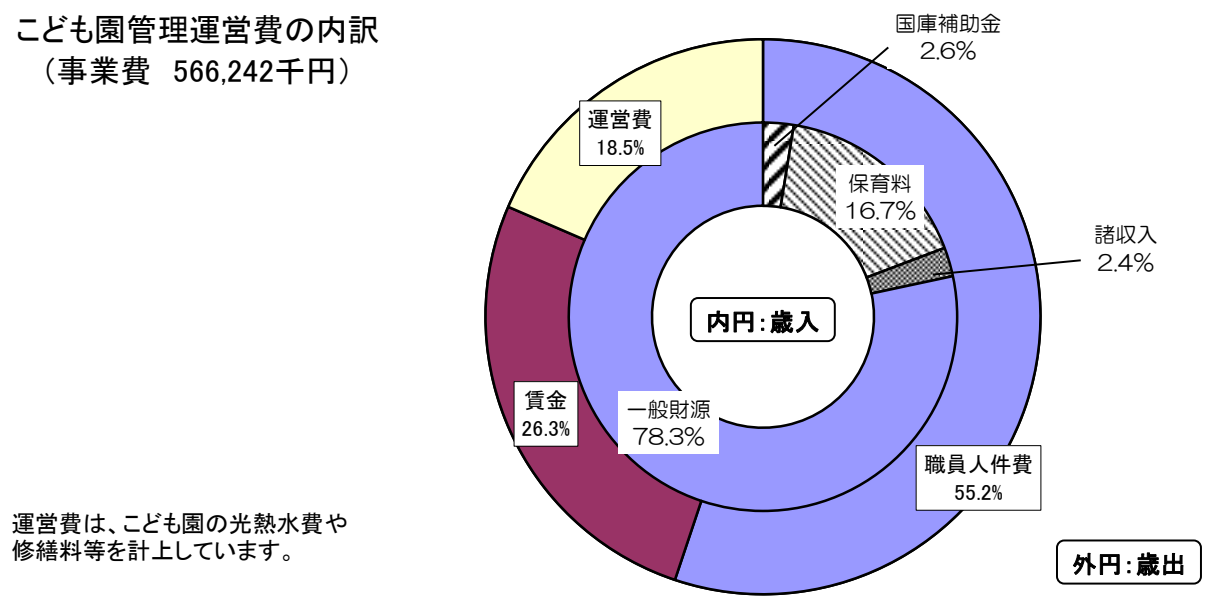


◇データ	幼稚園数	13園
	児童数(25年5月1日現在)	844人
	1幼稚園あたりの平均児童数	65人
	1児童あたり1年間にかかる経費	576,071円
	うち保育料	118,241円
	うち一般財源	450,733円

14 施設の運営管理費・財源・利用状況(その2)

こども園

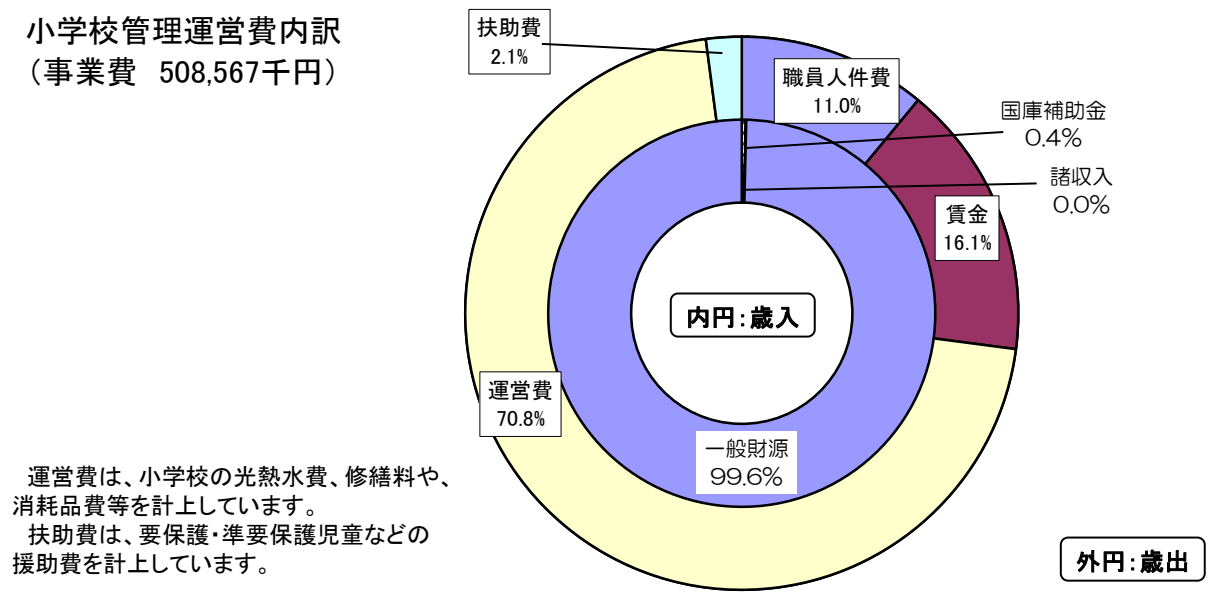
こども園管理運営費の内訳
(事業費 566,242千円)



◇データ	こども園数	2 園
	児童数	430 人
	1園あたりの平均児童数	215 人
	1児童あたり1年間にかかる経費	1,316,842 円
	うち保育料	219,623 円
	うち一般財源	1,031,795 円

小学校

小学校管理運営費内訳
(事業費 508,567千円)

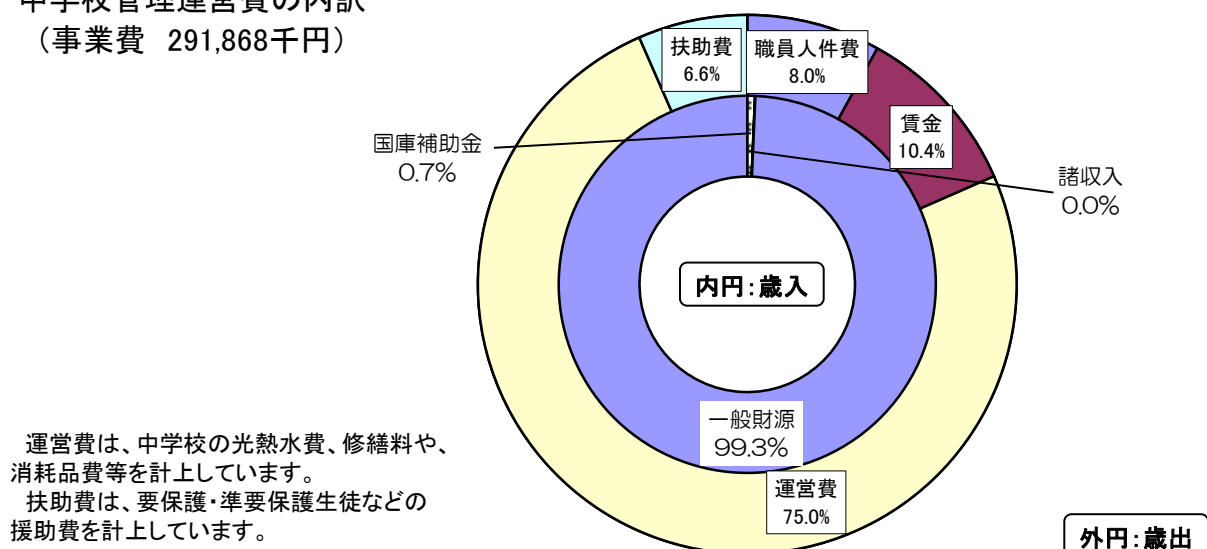


◇データ	小学校数	16 校
	児童数(25年5月1日学校基本調査)	8,887 人
	1小学校あたりの平均児童数	555 人
	1児童あたり1年間にかかる経費	57,226 円
	うち一般財源	57,014 円

14 施設の運営管理費・財源・利用状況(その3)

中学校

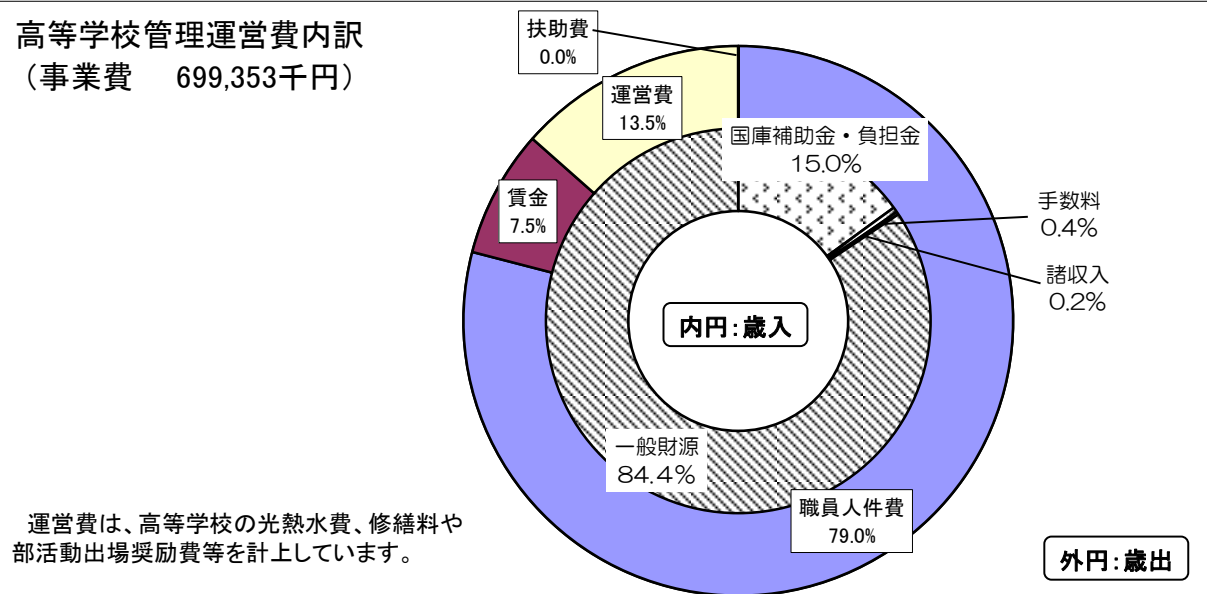
中学校管理運営費の内訳 (事業費 291,868千円)



◇データ	中学校数	7 校
	生徒数(25年5月1日学校基本調査)	4,282 人
	1中学校あたりの平均生徒数	612 人
	1生徒あたり1年間にかかる経費	68,162 円
	うち一般財源	67,692 円

高等学校

高等学校管理運営費内訳 (事業費 699,353千円)

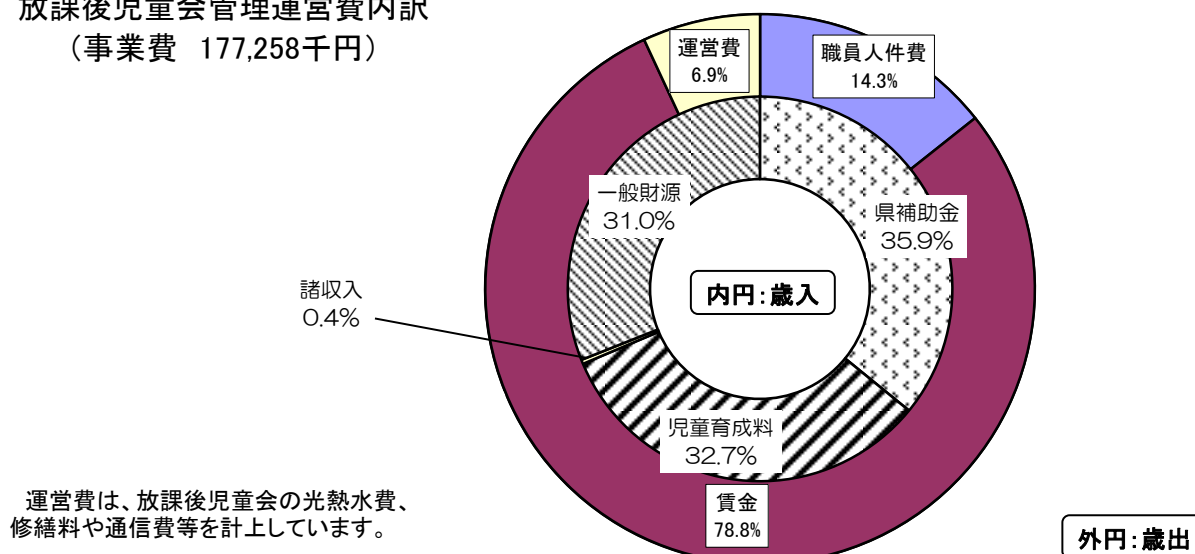


◇データ	高等学校数	1 校
	生徒数(25年5月1日学校基本調査)	1,023 人
	1生徒あたり1年間にかかる経費	683,630 円
	うち一般財源	576,631 円

14 施設の運営管理費・財源・利用状況(その4)

放課後児童会

放課後児童会管理運営費内訳 (事業費 177,258千円)

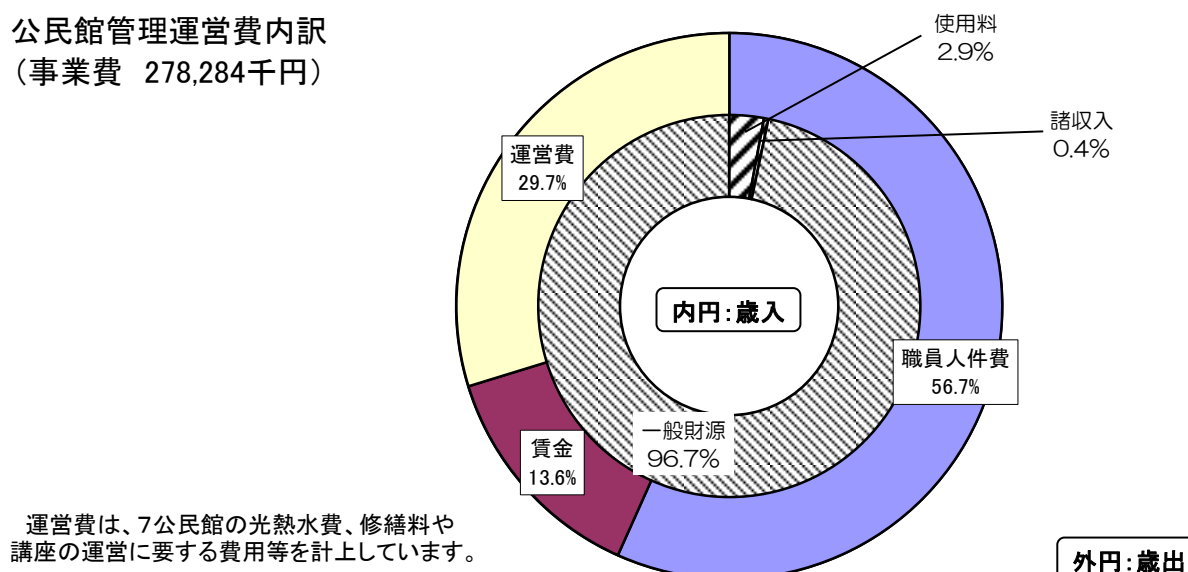


◇データ

児童会数	21ヶ所
児童数(26年3月末)	735人
1児童会あたりの平均児童数	35人
1児童あたり1年間にかかる経費	241,167円
うち児童育成料	78,963円
うち一般財源	74,795円

公民館

公民館管理運営費内訳 (事業費 278,284千円)



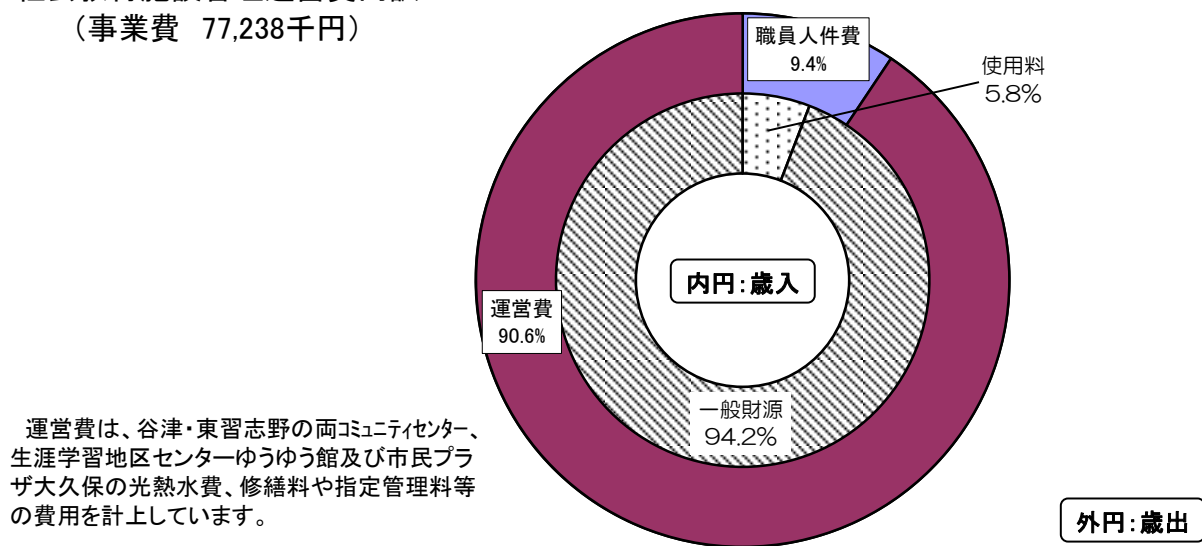
◇データ

公民館数	7館
利用者数(25年度)	431,609人
1公民館あたりの利用者数	61,658人
1利用者あたりにかかる経費	645円
うち一般財源	623円

14 施設の運営管理費・財源・利用状況(その5)

社会教育施設

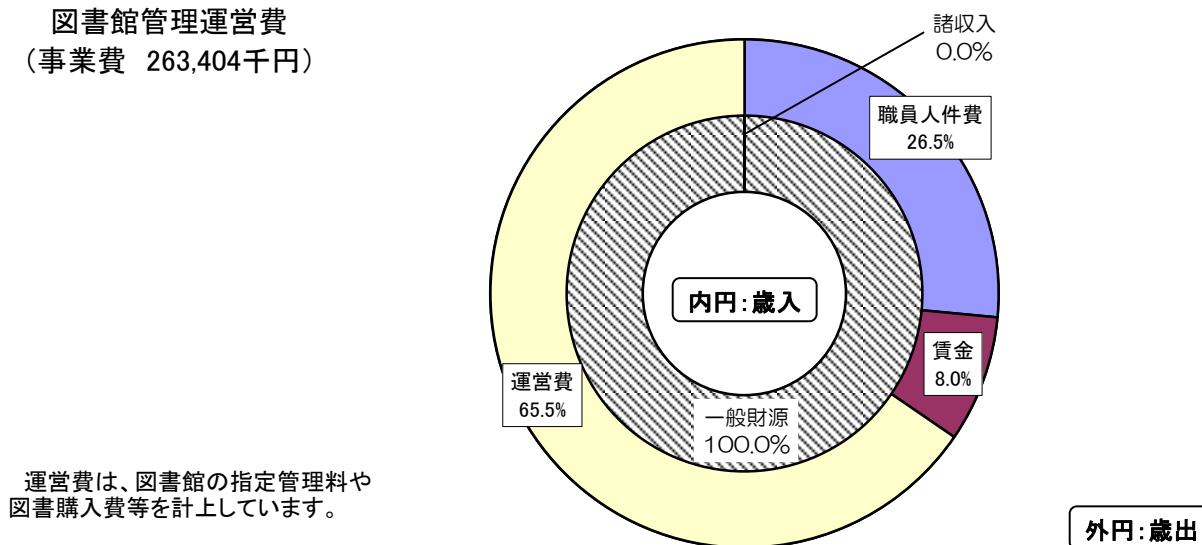
社会教育施設管理運営費内訳 (事業費 77,238千円)



◇データ	コミュニティセンター数	4 館
	利用者数(25年度)	236,434 人
	1センターあたりの利用者数	59,109 人
	1利用者あたりにかかる経費	327 円
	うち一般財源	308 円

図書館

図書館管理運営費 (事業費 263,404千円)



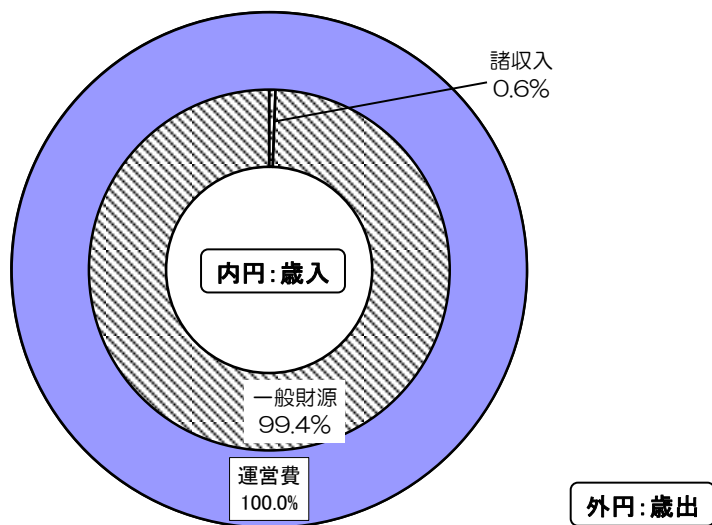
◇データ	図書館数	5 館
	貸出冊数(25年度)	1,059,157 冊
	1図書館あたりの貸出冊数	211,831 冊
	1貸出冊あたりにかかる経費	248.7 円
	うち一般財源	248.6 円

14 施設の運営管理費・財源・利用状況(その6)

体育施設

体育施設管理運営費内訳
(事業費 157,539千円)

運営費は、12体育施設の光熱水費や指定管理料等を計上しています。
体育施設使用料については、利用料金制を導入しており、指定管理者の収入となっているため、本グラフには反映されません。また、運営費の中に含まれる委託料において、収入が見込まれる使用料相当額を差し引いて支出しています。



第3章 健全化判断比率等 について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、毎年度、財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付した上で議会に報告するとともに、市民の皆様に公表することが義務となりました。

健全化判断比率は、（１）実質赤字比率、（２）連結実質赤字比率、（３）実質公債費比率、（４）将来負担比率の４つの指標で、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の３段階（（４）将来負担比率は、財政再生段階なし）に区分されます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、「健全」「経営健全化」に２段階に区分されます。

1. 平成25年度決算における健全化判断比率等

習志野市の平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおり全て健全段階となりました。

1 健全化判断比率

指標の名称	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準	(参考)	
				平成24年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－％	11.79％	20.00％	－％	11.80％
連結実質赤字比率	－％	16.79％	30.00％	－％	16.80％
実質公債費比率	8.9％	25.0％	35.0％	8.8％	25.0％
将来負担比率	14.8％	350.0％		44.8％	350.0％

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「－％」で表示しています。

2 資金不足比率

特別会計の名称	平成25年度	経営健全化基準	(参考) 平成24年度
水道事業	－％	20.0％	－％
ガス事業	－％	20.0％	－％
公共下水道事業	－％	20.0％	－％

※資金不足額がない場合は、「－％」で表示しています。

2. 健全化判断比率等の概要（習志野市）

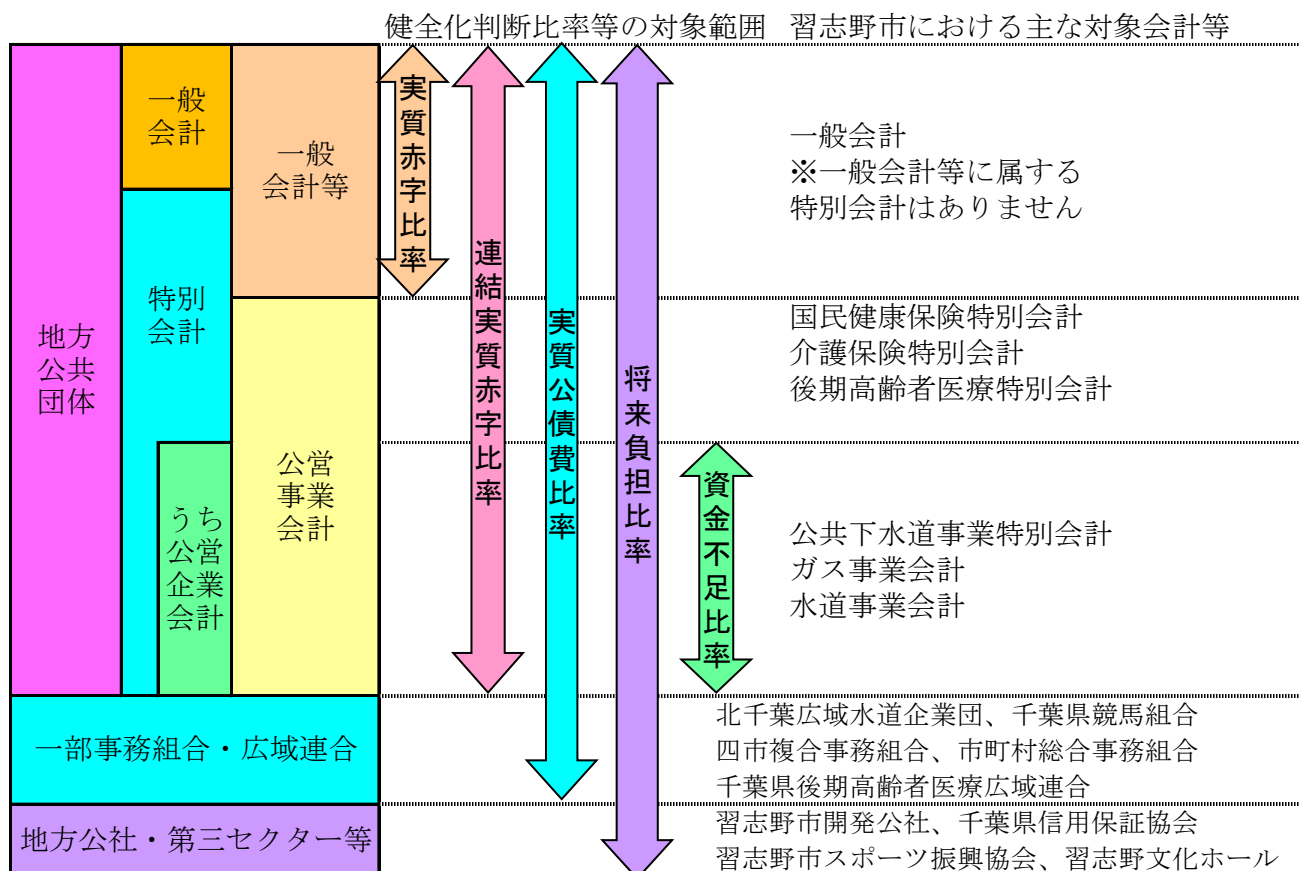
（1）健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	一般会計等	11.25%～15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計	16.25%～20.00%	30.00%
実質公債費比率 （3ヵ年平均）	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合	25.0%	35.0%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合 地方公社 第三セクター等	350.0%	

（2）資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲	経営健全化基準
資金不足比率	各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	水道事業会計	20.0%
		ガス事業会計	20.0%
		公共下水道事業特別会計	20.0%

【対象範囲の概要】



3. 実質赤字比率 【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【25年度の状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	習志野市に適用される基準	
実質赤字比率	11.25%～15.00%	11.79%	20.00%
平成25年度決算に基づく習志野市の実質赤字比率		－％（比率≤0の場合、－）	

※実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて定められています。

【説明】

毎年4月に始まり翌年3月に終わる地方公共団体の一般会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足する事態となり赤字を生じることが望ましくありません。

仮に、歳入不足・赤字が解消できない場合には、翌年度歳入の繰上充用や当該年度の歳出予算に計上した事業を翌年度に繰り越すこと（歳入不足に起因する事業の繰り越し）となりますが、翌年度においてもその分の歳入確保または歳出の削減ができれば、更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

地方公共団体の中心行政サービスを担う一般会計等について算定を行う「実質赤字比率」は、このように、当該年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものがあれば、これらを含めた赤字額を「実質赤字額」として算定し、この額を地方公共団体の一般財源（市税や地方交付税等）の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率であり、一般会計等における赤字の深刻度を把握するための比率です。

この比率が高ければ高いほど赤字の解消が難しくなり、解消期間も長期間にわたるなど深刻な事態に陥ることとなりますが、本市の25年度決算におきましては、実質赤字は生じておりませんので、実質赤字比率の表記につきましては、実質赤字額がないことを示す「－％」となっています。

なお、一般会計等の黒字額の程度をご覧いただくため、一般会計の実質収支額を分子として標準財政規模と比較したものを、実質赤字比率の算定結果として下記の枠内にマイナス％で表示しています。

【実質赤字比率の算定結果】

実質赤字比率	=	$\frac{\Delta 2,517,028 \text{ 千円}}{30,247,386 \text{ 千円}}$	=	$\Delta 8.32 \%$	(参考) 24年度 ($\Delta 9.02 \%$)
--------	---	---	---	------------------	-----------------------------------

表示単位未満切捨て

※一般会計等の収支が黒字であるため、算定結果はマイナス表示としています。

25年度決算における実質赤字比率（黒字額の程度を表す比率）は $\Delta 8.32\%$ で、前年度に比べ、黒字額が2億444万9千円減少したことなどにより、0.70ポイント悪化しております。

4. 連結実質赤字比率 【地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【25年度の状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	習志野市に適用される基準	
連結実質赤字比率	16.25%～20.00%	16.79%	30.00%
平成25年度決算に基づく習志野市の連結実質赤字比率		－％（比率≤0の場合、－）	

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて定められています。

【説明】

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税などの一般財源を支出の主な財源とする一般会計のほか、料金収入等を財源として事業を実施する公共下水道事業特別会計など各種の公営事業会計があります。料金収入等で解消できない赤字があれば、地方公共団体としてこの赤字に対処しなければならないため、公営事業会計などの経営状況が一般会計に与える影響についても捉える必要があります。このため、地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該地方公共団体一法人としての赤字額を、当該団体の標準財政規模で除し、地方公共団体全体としてみた赤字の深刻度を把握するものが「連結実質赤字比率」です。

本市における各会計の収支状況は、下記「各会計の状況」で示したとおりであり、赤字を生じている会計はありませんので、連結実質赤字比率につきましても、実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「－％」となっています。

なお、本市全体の黒字額の程度をご覧いただくため、各会計の実質収支額及び剰余額の合計額を分子として標準財政規模と比較したものを、連結実質赤字比率の算定結果として下記の枠内にマイナス％で表示しています。

【各会計の状況】

会計名	実質収支額・剰余額	
	25年度	(参考) 24年度
一般会計	2,517,028 千円	2,721,477 千円
国民健康保険特別会計	230,655 千円	248,453 千円
公共下水道事業特別会計	0 千円	0 千円
介護保険会計	355,318 千円	320,969 千円
後期高齢者医療特別会計	1,807 千円	3,398 千円
ガス事業会計	6,826,473 千円	6,538,257 千円
水道事業会計	4,973,184 千円	4,898,775 千円
合計	14,904,465 千円	14,731,329 千円

【連結実質赤字比率の算定結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\triangle 14,904,465 \text{ 千円}}{30,247,386 \text{ 千円}} = \triangle 49.27 \% \quad \begin{matrix} \text{(参考) 24年度} \\ \text{(} \triangle 48.84 \% \text{)} \end{matrix}$$

表示単位未満切捨て

※本市全体の収支が黒字であるため、算定結果はマイナス表示としています。

25年度決算における連結実質赤字比率（黒字額の程度を表す比率）は△49.27％で、前年度に比べ連結黒字額が1億7,313万6千円増加したことなどにより、0.43ポイント改善しております。

連結実質黒字額の増加の主なものは、ガス事業会計の剰余額2億8,821万6千円の増加であります。

5. 実質公債費比率 **【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率】**

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}} \text{の3カ年平均}$$

【25年度の状況】

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%
平成25年度決算に基づく習志野市の実質公債費比率		8.9%

【説明】

地方公共団体の一会計年度を超える長期の借入金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等の経費を公債費と呼んでいます。

一般会計における公債費は、当然一般会計の義務的な経費となりますが、公営企業会計など他会計における公債費支出に対して一般会計から他会計へ繰り出す経費などもあり、これについても一般会計の負担額として捉える必要があります。

また、特別養護老人ホーム三山園などのように近隣市との組合により整備した施設に係る地方債の返済費用の一部なども一般会計の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額（※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額を控除した額）と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

【実質公債費比率の算定結果】

実質公債費比率 (25年度単年度)	=	$\frac{2,345,699 \text{ 千円}}{26,363,153 \text{ 千円}}$	=	8.89764 %
----------------------	---	--	---	-----------

実質公債費比率 (24年度単年度)	=	$\frac{2,303,661 \text{ 千円}}{26,188,511 \text{ 千円}}$	=	8.79646 %
----------------------	---	--	---	-----------

実質公債費比率 (23年度単年度)	=	$\frac{2,435,702 \text{ 千円}}{26,230,498 \text{ 千円}}$	=	9.28576 %
----------------------	---	--	---	-----------

実質公債費比率 (23～25年度平均)	=	$\frac{26.97986 \%}{3}$	=	8.9 %	(参考) 前年度算定 (8.8 %)
------------------------	---	-------------------------	---	-------	-------------------------

表示単位未満切捨て 表示単位未満切捨て

【参考】

実質公債費比率 (22年度単年度)	=	$\frac{2,138,706 \text{ 千円}}{25,632,293 \text{ 千円}}$	=	8.34380 %
----------------------	---	--	---	-----------

実質公債費比率の算定につきましては、公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年平均値で表すこととされており、25年度決算における3カ年平均値は、上記の実質公債費比率の算定結果に示したとおり8.9%、前年度に比べ0.1ポイントの増加となっています。これは主に25年度単年度実質公債費比率が、22年度に比べ0.55384ポイント増加したことによるものです。

(25年度単年度の比率は8.89764%、24年度に比べ0.10118ポイントの増加となっています。)

6. 将来負担比率 【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

【25年度の状況】

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350.0%	
平成25年度決算に基づく習志野市の将来負担比率		14.8%

※将来負担比率に係る財政再生基準は定められておりません。

【説明】

地方公共団体が将来支払っていく負債には、一般会計における地方債（地方公共団体の長期借入金）残高のほか、一般会計で負担すべき職員の退職手当、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道事業債のように公営企業等の他会計の地方債現在高で一般会計が負担するもの（一般会計からの繰出金に含まれる）、また、特別養護老人ホーム三山園などのように近隣市との組合により整備した施設に係る地方債の本市負担分（一般会計からの負担金等に含まれる）などがあります。

また、第三セクター等の負債のうち、地方公共団体がその損失補償をしているものについては、第三セクター等の経営状況によっては、一般会計等で負担しなければならないこともあります。

このような、一般会計等が将来的に負担することが予想される実質的な負債にあたる額を「将来負担額」として把握し、この将来負担額から負債の返済に充てることができる基金等の額を差し引いたうえで、その団体の標準財政規模を基本とした額で除したものが「将来負担比率」です。

【将来負担比率の算定結果】

【将来負担率の算定結果】				
将来負担比率	＝	将来負担額	－	充当可能財源等
		71,497,107 千円		67,573,150 千円
		標準財政規模	－	基準財政需要額算入額
		30,247,386 千円		3,884,233 千円
	＝	3,923,957 千円		(参考) 前年度算定
		26,363,153 千円	＝	14.8 % (44.8 %)
表示単位未満切捨て				

この比率が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて大きな将来負担を抱えているということになり、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなるといえます。本市の25年度決算における将来負担比率は14.8%で、前年度に比べ30.0ポイント改善しております。

改善した主な内容としては、充当可能財源等が49億7,969万5千円増加したことによるもので、その主な内訳としては、充当可能特定歳入が9億5,326万9千円減少する一方、充当可能基金が59億1,886万4千円増加しております。

7. 資金不足比率 【各公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率】

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【25年度の状況】

特別会計の名称	平成25年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	－％（比率≤0の場合、－）	20.0％
ガス事業	－％（比率≤0の場合、－）	20.0％
公共下水道事業	－％（比率≤0の場合、－）	20.0％

【説明】

資金不足比率は、一般会計等における実質赤字額に相当する各公営企業会計における資金不足額を各企業の事業規模で除した比率で、この比率が高いほど各企業の事業規模に比べ累積された資金不足が生じていることになるため、公営企業としての経営状況に問題があることになります。

本市において公営企業会計に分類される会計は、水道事業会計、ガス事業会計、公共下水道事業特別会計の3会計ですが、これらの会計については、すべての会計において剰余金（黒字）が発生している状況にあるため、資金不足比率の表記につきましては、実質赤字比率の表記と同様に、資金不足額がないことを示す「－％」となっています。

なお、各会計の剰余額（黒字）の程度をご覧いただくため、各公営企業会計の剰余額を分子として各会計の事業規模と比較したものを資金不足比率の算定結果として下記の枠内にマイナス％で表示しています。

【資金不足比率の算定結果】

水道事業	=	$\frac{\Delta 4,973,184 \text{ 千円}}{1,786,167 \text{ 千円}}$	=	$\Delta 278.4 \%$	(参考) 24年度 ($\Delta 269.1 \%$)
------	---	--	---	-------------------	------------------------------------

表示単位未満切捨て

25年度決算における資金不足比率（黒字額の程度を表す比率）は $\Delta 278.4\%$ で、前年度に比べ9.3ポイント改善しております。

ガス事業	=	$\frac{\Delta 6,826,473 \text{ 千円}}{7,075,426 \text{ 千円}}$	=	$\Delta 96.4 \%$	(参考) 24年度 ($\Delta 97.9 \%$)
------	---	--	---	------------------	-----------------------------------

表示単位未満切捨て

25年度決算における資金不足比率（黒字額の程度を表す比率）は $\Delta 96.4\%$ で、前年度に比べ1.5ポイント減少しております。

公共下水道事業	=	$\frac{0 \text{ 千円}}{3,718,746 \text{ 千円}}$	=	0.000%	(参考) 24年度 (0.000%)
---------	---	---	---	------------	-----------------------------

表示単位未満切捨て

25年度決算における資金不足比率（黒字額の程度を表す比率）は 0.000% で、前年度と同率です。

第4章

公会計制度による 財務書類四表について

1. 作成までの経過

習志野市では、平成 12 年 3 月に「地方公共団体の総合的な財務分析に関する調査研究会報告書」が公表されて以来、決算統計の数値を組替えて作成する総務省モデルに基づき、普通会計バランスシートを平成 13 年度より公表してきました。

そのような中、平成 18 年 8 月に総務省より「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が出され、平成 19 年 10 月に公表された「新地方公会計制度実務研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義・複式簿記の導入を図り、平成 20 年度から関連団体を含む連結ベースでの「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の四表の整備または四表の作成に必要な情報の開示に取り組むことが求められました。

そこで、習志野市ではいち早く地方公会計改革に適切に対応できるように、問題点の抽出や課題の整理を行うとともに、具体的な財務書類の作成指針などを研究、検討していくため、平成 19 年 6 月に「地方公会計改革研究プロジェクト」を設置しました。

地方公会計改革の目的の一つは、資産・債務の適正な把握と管理であり、中でも資産価値の適切な評価が重要とされています。プロジェクトにおいて計 13 回の会議を行い、研究、検討を重ねた結果、本市ではより正確な資産価値を把握することができる基準モデルにて財務書類を作成することといたしました。

そのため、平成 20 年 7 月から 9 月の 3 ヶ月間「公会計改革タスクフォース」を設置し、全庁的な職員の協力を得ながら、本市の全ての資産を洗い出し、公正価値による評価を行いました。その結果、新たな公会計制度による財務書類を作成するための開始貸借対照表（平成 19 年度貸借対照表）を作成することができました。

平成 20 年度決算について複式簿記の手法による記帳方法を用いて総勘定元帳等の会計帳簿等を作成し、公有財産等との照合、その他公会計の固有の会計処理を含めた決算整理仕訳を行い、発生主義に基づいた財務書類四表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書および資金収支計算書）を作成いたしました。また、これに併せて、市の関連団体の決算書類を基礎として必要な読替え及び重要な資産・債務等について所要の連結修正（相殺消去）を行うことで、関連団体を含めた習志野市連結財務書類四表を作成いたしました。

平成 25 年度決算は上記のような発生主義に基づく財務書類を作成して 6 年目を迎えますが、施設別や所管課別の分析を行うと共に、プログラム評価と公会計情報の連携について、その可能性を探る取り組みを実施しました。

今後も、財務書類を市民の方々にわかりやすい形で公表することによって、財務報告による行財政運営の透明性の確保を目指し、公会計制度の更なる充実に努めてまいります。

2. 本市の財務書類について

1) 財務書類四表とは

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類をいいます。

A. 貸借対照表（バランスシート）【BS】

貸借対照表は、基準日時点における財政状態を明らかにするもので、資産、負債、純資産の3つの要素から構成されています。左側に市民の財産や権利など将来にわたる様々な行政サービスを提供する「資産」を、右側にそれらを築くための借入金などで将来の世代が返済することになる「負債」、国や県からの補助金（国民や県民からの税金）、市税などにより今までの世代が負担し、返済の必要がない「純資産」として記載されています。

A 資産 （所有財産や権利で、将来世代が享受するであろう便益） 1. 公共資産 a. 事業用資産 庁舎・学校・公民館など売却可能な資産 b. インフラ資産 道路・公園・下水道など売却できないとされた資産 c. 売却可能資産 売却の意思決定をした資産 2. 投資等 a. 投資及び出資金 b. 基金等 3. 流動資産 a. 資金 現金及び3ヶ月以内の預金等 b. 未収金など 市税・使用料などで収入できていない金額 4. 繰延資産 市債発行費・開発費など	B 負債 （将来世代が負うことになる借金などの負担） 1. 固定負債 a. 地方債 市が発行した市債のうち、償還期限が1年を超えるもの b. 退職手当引当金 年度末に全職員が退職した場合に支払うべき金額 c. 借入金等 長期にわたる負債のうち、地方債・退職手当引当金以外の負債 2. 流動負債 a. 翌年度償還予定地方債 市が発行した市債のうち、翌年度償還を予定しているもの b. 未払金等 短期の負債のうち、地方債を除いたもの C 純資産【A－B】 （現在までの世代が負担した金額で、返済の必要がない正味の資産）
資産合計	負債・純資産合計

B. 行政コスト計算書【P L】

市の行政活動は将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスも提供しています。

行政コスト計算書は、会計期間中の業績、つまり、1年間の行政サービスに費やされたコスト（費用）と収益の取引高を明らかにするものです。現行会計では捕捉できなかった減価償却費など非現金コストについても計上しています。

A 経常費用合計（総行政コスト） a. 人にかかるコスト 職員の給与・議員歳費・退職手当など b. 物にかかるコスト 物品購入・光熱水費・施設などの修繕費・減価償却費など c. 移転支出的なコスト 社会保障給付費・各種団体への補助金など d. その他のコスト 地方債の利子など
B 経常収益 行政サービスの利用で市民の皆さんが直接負担する施設使用料・手数料・保険料及び 利子・配当金等保有資産から発生する収益など
C 純経常費用（純行政コスト）【A－B】 総行政コストから経常収益を差し引いた純粋な行政コスト

新公会計制度に係る統一的な基準について ～その1～

平成27年1月に、総務省より統一的な基準による地方公会計の整備促進について、全国の地方公共団体に要請がありました。

総務省は、今まで複数あった財務書類の作成基準を見直し、統一的な基準を作成しました。その目的は、

第1に、発生主義・複式簿記の導入

第2に、固定資産台帳の整備

第3に、地方公共団体間の比較可能性の確保

を促進するためです。

統一的な基準による財務書類は、原則として、平成27年度から平成29年度までに作成することが求められています。

C. 純資産変動計算書【NW】

純資産変動計算書は、会計期間中の貸借対照表の純資産の変動を明らかにするものです。すなわち貸借対照表の純資産の期首と期末の残高と期中の増加及び減少、それぞれの額を表しています。

A 期首純資産残高
B 当期純資産変動額【I + II + III】
I. 財源変動の部(b-a)
a. 財源の使途
純行政コストへの財源措置、固定資産形成への財源措置など
b. 財源の調達
市税、社会保険料、国及び県からの補助金など
II. 資産形成充当財源変動の部【b-a】
a. 資産等の減少
固定資産の減価償却等による減少、長期金融資産の減少など
b. 資産等の増加
固定資産の増加、長期金融資産の増加など
III. その他の純資産変動の部【a+b】
a. 開始時未分析残高
b. その他純資産の変動
C 期末純資産残高【A+B】

新公会計制度に係る統一的な基準について ～その2～

統一的な基準による地方公会計の整備が促進されることで、全国の地方公共団体の財務書類分析が可能となります。

総務省が作成した統一的な基準による地方公会計マニュアルの中に、「財務書類等活用の手引き」があり、財務書類分析の6つの視点が示されています。

- ①資産形成度 ②世代間公平性 ③持続可能性（健全性）
- ④効率性 ⑤弾力性 ⑥自律性

D. 資金収支計算書【CF】

資金収支計算書は、会計期間中の資金収支の状態、すなわち資金の利用状況及び資金の獲得能力を明らかにするものです。期首と期末の残高と期中の増加及び減少、それぞれの額を表しています。現行の現金主義会計の決算書に近い書類になります。

A 期首資金残高
B 当期資金収支額（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）
Ⅰ. 経常的収支（b－a）
a. 経常的支出
人件費・物件費など
b. 経常的収入
地方税・社会保険料・使用料など
Ⅱ. 公共施設整備収支（資本的収支）（b－a）
a. 資本的支出
公共資産形成支出・基金の積立など
b. 資本的収入
固定資産売却収入・基金の取崩しなど
Ⅲ. 財務的収支（b－a）
a. 財務的支出
公債の現金返済・支払利息など
b. 財務的収入
公債の発行収入など
C 期末資金残高（A＋B）

※基礎的財政収支

当期資金収支額におけるⅠ. 経常的収支及びⅡ. 公共施設整備（資本的収支）の合計額で、プライマリーバランスといいます。

新公会計制度に係る統一的な基準について ～その3～

総務省から示された地方公共団体の財務書類分析の視点「資産形成度」は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」といった市民の関心に基づくものです。分析のための指標として、以下のものがあります。

- ・ 住民一人当たり資産額＝総資産÷住民基本台帳人口
- ・ 資産老朽化比率＝有形固定資産の減価償却累計額÷取得価格
耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。この比率が高いほど、老朽化が進んでいるといえます。

E. 財務書類四表の相関関係

4つの財務書類の関連性には下記の3つポイントがあり、その相関関係は下記の図のようになります。

- a. 貸借対照表【BS】の資金は資金収支計算書【CF】の期末残高と対応します。

貸借対照表上の資金とは、決算日時点での現金及び預金のことであり、資金収支計算書で示される期末資金残高と対応します。資金収支計算書は資金の期中の動きを表しており、貸借対照表の資金の明細表といえます。

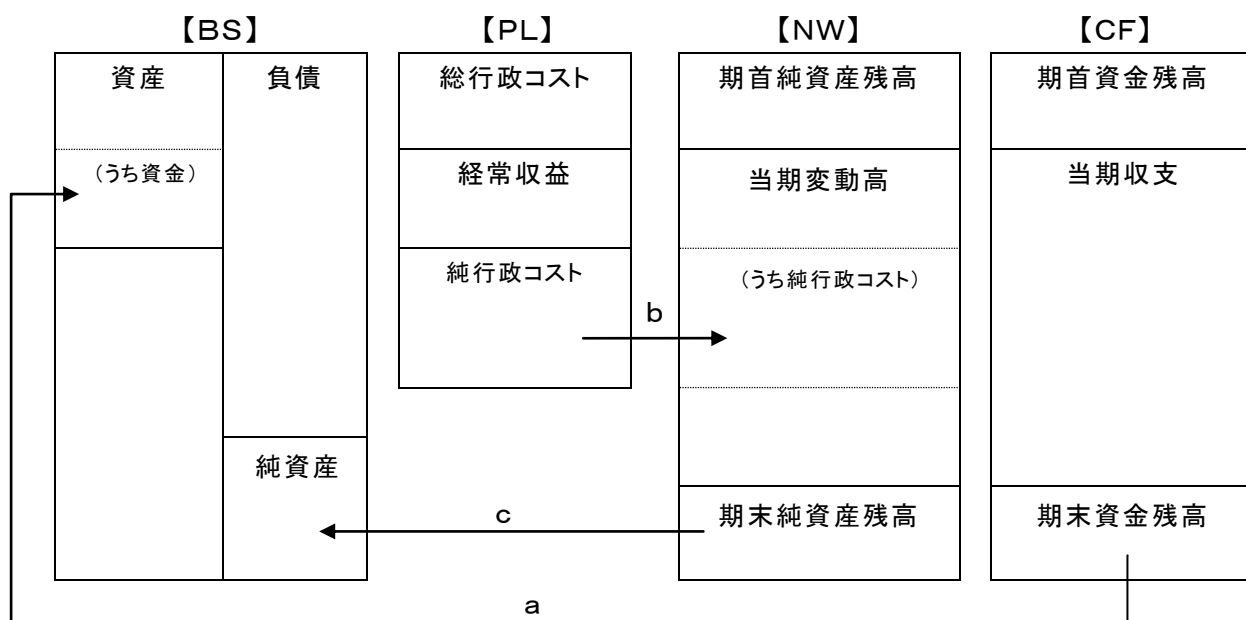
- b. 行政コスト計算書【PL】の純行政コストは純資産変動計算書【NW】の純行政コストと対応します。

行政コスト計算書の純行政コストは何らかの財源が充てられたものであり、その財源は純資産変動計算書に計上されています。したがって、純資産変動計算書における当期変動高の財源の使途のうち、純行政コストへの財源措置の金額と対応します。

- c. 貸借対照表【BS】の純資産は純資産変動計算書【NW】の期末純資産残高と対応します。

貸借対照表の純資産は資産と負債の差額として示され、純資産変動計算書の期末純資産残高と対応します。純資産変動計算書は純資産の期中の増減を表しており、貸借対照表の純資産の部の明細表といえます。

—四表の相関関係図—



2) 基準モデルとは

4つの財務書類の作成方法としては、過去に総務省より「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つのモデルが示されていますが、本市では「基準モデル」により財務書類を作成しています。

「基準モデル」は、開始貸借対照表を固定資産台帳などにに基づき作成し、現金取引の情報だけでなく、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値により把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提としたモデルです。

発生主義とは、費用・収益の認識を現金収支にかかわらず、その取引および事象が発生した時点で認識する方法です。複式簿記とは、取引を原因と結果に分けて二面的に記録していく方法で、原因と結果を左右に記録するので、貸借平均の原理により、自己検証機能を有するとともに、フローである歳入・歳出の記録とストックである資産・負債の変動の記録を同時に記録することができますので、財務書類の数値から元帳、伝票に遡って検証することが可能です。

もう一方の「総務省方式改訂モデル」は、資産の評価を段階的に行う点や固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して財務書類を作成することを認めている点で基準モデルと大きく違います。その結果、貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題が残されています。

なお、今後複式簿記の導入を促進するため、総務省からこれら2つのモデルに代わる「統一的な基準」が示されたところです。

新公会計制度に係る統一的な基準について ～その4～

総務省から示された地方公共団体の財務書類分析の視点「世代間公平性」は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」といった市民の関心に基づくものです。分析のための指標として、以下のものがあります。

- ・ 純資産比率＝純資産÷総資産
総資産に占める現世代の負担割合がわかります。
- ・ 社会資本等形成の世代間負担比率＝地方債残高÷総資産
総資産に占める将来世代の負担割合がわかります。

3) 対象とする範囲

対象団体				連結方法	習志野市の場合	区分
地方公共団体	普通会計			全部連結	※一般会計の一部	単体
	公営事業会計			全部連結	国民健康保険事業	
					介護保険事業（保険勘定）	
					介護保険事業（介護サービス）	
					後期高齢者医療事業	
	公営企業	法適用	全部連結	ガス事業		
				水道事業		
		法非適用	全部連結	公共下水道事業		
				介護サービス事業		
一部事務組合・広域連合				比例連結	四市複合事務組合 市町村総合事務組合 後期高齢者医療広域連合 千葉県競馬組合 北千葉広域水道企業団	連結
第3セクター等				①出資比率50%以上 全部連結 ②出資比率50%未満 実質的に主導的な 立場を確保している 場合に全部連結	（公財）習志野文化ホール 【②適用】 （公財）習志野市スポーツ振興 協会 【①適用】 （一財）習志野市開発公社 【②適用】	

※本市の一般会計は、普通会計に介護保険事業(介護サービス)と市場公募債の振替分を加えたものになります。

- 1 全部連結とは、単体財務書類又は普通会計財務書類に、連結対象法人等の財務書類のすべてを合算することをいいます。
- 2 比例連結とは、単体財務書類又は普通会計財務書類に、連結対象法人等の財務書類を持分比率等に応じて合算することをいいます。

4) 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度の最終日である平成26年3月31日を基準日として作成しています。平成26年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支については、基準日までに収入・支出があったものとして取り扱っています。

3. 現行会計による決算書との相違点

現在の地方公共団体の会計制度は、現金主義・単式簿記会計という方式で行われています。

「現金主義」とは、現金の収支という事実に基づいて取引および事象を認識するものであり、「単式簿記」とは、1つの取引について一面的に記録するものです。したがって、現金主義・単式簿記会計による決算書は、現金という1つの科目の収支のみを記帳したものとなっています。

この方式では、会計処理において現金の移動は記録されますが、現金以外の資産や負債の情報が蓄積されません。このため、市の保有資産の状況や将来にわたる市民の負担などのストックについての正確な情報が把握できません。また、現金の異動しか記録されないため、減価償却費や引当金などの非現金情報が計上されず、行政サービスに要した費用（コスト）が正確に把握できないという問題点を抱えています。

このように、ストック情報とコスト情報が欠けていることが、総合的な財務情報を説明するアカウンタビリティ（説明責任）と正確なコスト分析による事業評価（マネジメント）の欠如を招いています。さらに、地方公共団体のビジネスモデルは利益を生み出すビジネスではなく、住民サービスの量が多いほど良いとされ、財政健全化の施策が敬遠されるとともに、現在のサービスを求めがちで、世代間の負担の均衡を保ちにくくなっています。

これらの問題点を解決するため、求められているのが、発生主義・複式簿記による会計方式です。「発生主義」とは、費用・収益の認識を現金の収支とは関係なく、その取引および事象が発生した時点で認識する方法です。「複式簿記」とは、取引を原因と結果に分けて二面的に記録していく方法です。一つの取引を左右に記録するので、貸借平均の原理により、自己検証機能を有するとともに、フローである歳入・歳出の記録とストックである資産・負債の変動の記録を同時に記録することができます。

この発生主義・複式簿記に基づく財務書類は、ストック情報とコスト情報を合わせた総合的な財務情報であると言えます。

新公会計制度に係る統一的な基準について ～その5～

総務省から示された地方公共団体の財務書類分析の視点「持続可能性（健全性）」は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」といった市民の関心に基づくものです。分析のための指標として、以下のものがあります。

- ・ 住民一人当たり負債額＝負債÷住民基本台帳人口
- ・ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）＝

資金収支計算書の業務活動収支＋投資活動収支

地方債を除いた歳入歳出のバランスを示す指標です。当該バランスが均衡している場合には、持続可能な財政運営であるといえます。

第 5 章

習志野市（連結）の 財務状況について

1. 連結貸借対照表について

平成 25 年度の本市の財政状態を下記の連結貸借対照表から見てみましょう。

連結貸借対照表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

A 資産の部			金額	構成比	B 負債の部			金額	構成比
1	公共資産		471,621	93.1%	1	固定負債		79,152	15.6%
	a 事業用資産		110,184	21.7%		a 地方債		66,778	13.1%
	b インフラ資産		361,038	71.3%		b 退職手当引当金		11,085	2.2%
	c 売却可能資産		399	0.1%		c 借入金等		1,289	0.3%
2	投資等		13,534	2.7%	2	流動負債		18,054	3.6%
	a 投資及び出資金		792	0.2%		a 翌年度償還 予定地方債		6,396	1.3%
	b 基金等		12,742	2.5%		b 未払金等		11,658	2.3%
3	流動資産		21,418	4.2%	負債合計			97,206	19.2%
	a 資金		17,470	3.4%	C 純資産の部			金額	構成比
	b 未収金など		3,948	0.8%	純資産合計			409,374	80.8%
4	繰延資産		7	0.0%					
資産合計			506,580	100.0%	負債・純資産合計			506,580	100.0%

平成 25 年度末現在の本市の資産総額は 5,065 億 8 千万円です。負債総額は 972 億 6 百万円で、資産総額から負債総額を差し引いた純資産は 4,093 億 7 千 4 百万円となりました。

資産のうち 93.1%を占めているのは公共資産（4,716 億 2 千 1 百万円）であり、その内訳はインフラ資産が 71.3%（3,610 億 3 千 8 百万円）、事業用資産が 21.7%（1,101 億 8 千 4 百万円）でした。

一方負債は、資産形成のために発行した地方債が長期分で 667 億 7 千 8 百万円、短期分で 63 億 9 千 6 百万円と負債全体の 75.3%を占めています。負債総額では 972 億 6 百万円で全体に占める割合は 19.2%と決して高くはありませんが、資産のうち、資金や基金など資金化が比較的容易で負債の返済に充てることができる資産は 6.9%（349 億 5 千 2 百万円）しかないのです、相殺しても負債は残ることになります。また、現在の資産に対する「将来の世代」と「これまでの世代」の負担割合は、1 : 4.21 となり、前年度に比べて数字上は悪化しています。これは、未払金等が大幅に増加したため、市有地を売却した際の代金 56 億円が、前受金にて計上処理されたことによるものです。

これを市民一人当たりに換算すると次のとおりになります。

市民一人当たりの連結貸借対照表

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

A 資産の部		金額	B 負債の部		金額
1	公共資産	2,849,054	1	固定負債	478,157
	a 事業用資産	665,618		a 地方債	403,406
	b インフラ資産	2,181,023		b 退職手当引当金	66,965
	c 売却可能資産	2,413		c 借入金等	7,786
2	投資等	81,761	2	流動負債	109,062
	a 投資及び出資金	4,785		a 翌年度償還 予定地方債	38,639
	b 基金等	76,976		b 未払金等	70,423
3	流動資産	129,385	負債合計		587,219
	a 資金	105,533	C 純資産の部		金額
	b 未収金など	23,852	純資産合計		2,473,022
4	繰延資産	41			
資産合計		3,060,241	負債・純資産合計		3,060,241

平成 25 年度末現在の市民一人当たりの資産は 306 万円で、そのうち公共資産が 284 万 9 千円となっています。負債は 58 万 7 千円で、そのうち地方債が約 44 万 2 千円あります。資産から負債を差し引いた純資産は 247 万 3 千円となりました。

新公会計制度に係る統一的な基準について ～その 6～

総務省から示された地方公共団体の財務書類分析の視点「効率性」は、「行政サービスは効率的に提供されているか」といった市民の関心に基づくものです。分析のための指標として、以下のものがあります。

- ・住民一人当たり行政コスト＝行政コスト÷住民基本台帳人口
地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができます。
- ・性質別・行政目的別行政コスト
性質別（人件費、物件費等）、行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）行政コストを経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析が可能となります。

2. 連結行政コスト計算書について

平成 25 年度の本市の経営成績について、下記の連結行政コスト計算書から見てみましょう。

連結行政コスト計算書

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

A 総行政コスト	金額	構成比
a 人にかかるコスト	14,658	20.3%
① 人件費	13,164	18.2%
② 退職給付費用	899	1.3%
③ 賞与引当金繰入	595	0.8%
b 物にかかるコスト	20,848	28.8%
① 物件費・経費	18,736	25.9%
② 減価償却費	1,936	2.7%
③ 貸倒引当金繰入	176	0.2%
c 移転支出的なコスト	34,720	48.0%
① 社会保障関係費等	9,069	12.5%
② 補助金等	25,504	35.3%
③ 補償費・公課費等	147	0.2%
d その他のコスト	2,081	2.9%
① 公債費(利払分)・借入金支払利息	1,369	1.9%
② その他の業務関連費用等	712	1.0%
総行政コスト合計	72,307	100.0%
B 経常収益	金額	構成比
a 業務収益	15,048	89.7%
b 業務関連収益	1,724	10.3%
経常収益合計	16,772	100.0%
C 純行政コスト	金額	
純行政コスト	55,535	

平成 25 年度の 1 年間で行政活動に要した総行政コストは 723 億 7 百万円で、経常収益は 167 億 7 千 2 百万円でした。基準モデルでは税収は経常収益の中には含まれていません。これは、税収を市民からの拠出（出資金）として考えているためです。税収は「純資産変動計算書」に計上し、計算されます。

総行政コストから経常収益を差し引いた純行政コストは 555 億 3 千 5 百万円となりました。この純行政コストは「純資産変動計算書」の項目のうち、財源の使途の一つとして表示されていますが、これが財源の調達として表示されている税収や社会保険

料などにより賄われていることを示しています。

総行政コストのうち、人にかかるコストは行政サービス提供の担い手である職員等の人件費で、146億5千8百万円（20.3%）です。退職給付費用には、職員の退職金と退職金の支払いを永年の通常の勤務に対する代価と考え、通常勤務のコストとして毎年必要な額を給付するものとして考える引当金繰入金が含まれています。物にかかるコストは業務委託や消耗品費などの経費、減価償却費等で208億4千8百万円（28.8%）でした。減価償却費は、ここでは事業用資産についてのみ計上しており、インフラ資産については純資産変動計算書で直接資本減耗費として計上されます。移転支出的なコストは347億2千万円（48.0%）であり、そのうち、補助金等が255億4百万円（35.3%）、社会保障関係費等の扶助費などが90億6千9百万円（12.5%）と多くを占めています。

これを市民一人当たりには換算すると次のとおりになります。

市民一人当たりの行政コスト計算書

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

（単位：円）

A 総行政コスト	436,805
a 人にかかるコスト	88,550
b 物にかかるコスト	125,945
c 移転支出的なコスト	209,741
d その他のコスト	12,569
B 経常収益	101,319
C 純行政コスト	335,486

平成25年度の市民一人当たりの総行政コストは43万7千円で、経常収益は10万1千円でした。総行政コストから経常収益を差し引いた純行政コストは33万6千円となりました。

新公会計制度に係る統一的な基準について ～その7～

総務省から示された地方公共団体の財務書類分析の視点「弾力性」は、「資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか」といった市民の関心に基づくものです。分析のための指標として、以下のものがあります。

- ・行政コスト対税収等比率＝行政コスト÷税収等の一般財源等

当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに使われたのかを把握することができます。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえます。

3. 連結純資産変動計算書について

平成 25 年度中の本市の純資産の状況について、連結純資産変動計算書を見てみましょう。

連結純資産変動計算書

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

A 期首純資産残高	406,407
B 当期純資産変動額	2,967
I 財源変動の部	△1,081
a 財源の使途	75,513
① 純行政コストへの財源措置	55,535
② 固定資産形成への財源措置	7,180
③ 長期金融資産形成への財源措置	6,230
④ その他の財源措置	6,568
b 財源の調達	74,432
① 税収	27,906
② 社会保険料	6,672
③ 移転収入	28,888
④ その他の財源の調達	10,966
II 資産形成充当財源変動の部	9,092
a 資産等の減少	6,354
① 固定資産の減少	3,548
② 長期金融資産の減少	2,146
③ 評価・換算差額等の減少	660
b 資産等の増加	15,446
① 固定資産の増加	7,792
② 長期金融資産の増加	6,230
③ 評価・換算差額等の増加	1,424
III その他の純資産変動の部	△5,044
a 開始時未分析残高	△5,035
b その他純資産の変動	△9
C 期末純資産残高	409,374

平成 25 年度の純資産は 29 億 6 千 7 百万円増加したことがわかります。財源の調達では 744 億 3 千 2 百万円となっており、その内訳は税収 279 億 6 百万円や国からの補助金収入などの移転収入 288 億 8 千 8 百万円が主なものです。その財源を純行政コストへ 555 億 3 千 5 百万円、固定資産形成へ 71 億 8 千万円、長期金融資産形成へ 62 億 3

千万円、インフラ資産の減価償却に相当する直接資本減耗を含むその他の財源措置に 65 億 6 千 8 百万円充当しています。

また、資産形成充当財源変動の内訳をみると、固定資産の増加が 77 億 9 千 2 百万円、基金等の積立などの長期金融資産の増加が 62 億 3 千万円となり、固定資産の減少は減価償却や除却等をしたものが 35 億 4 千 8 百万円が計上されています。具体的な固定資産の増加は東消防署立替関連費用に 4 億円、袖ヶ浦こども園整備事業に 5 億 6 千万円、津田沼小学校全面改築工事に 3 億 2 千万円となります。この結果、本市の平成 25 年度末の純資産残高は 4,093 億 7 千 4 百万円となりました。これは、「連結貸借対照表」の「純資産」の項目に対応しています。

これを市民一人あたりに換算すると次のとおりになります。

市民一人あたりの連結純資産変動計算書 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

(単位:円)

A 期首純資産残高	2,455,098
B 当期純資産変動額	17,924
I 財源変動の部	△6,531
a 財源の使途	456,176
b 財源の調達	449,645
II 資産形成充当財源変動の部	54,924
a 資産等の減少	38,380
b 資産等の増加	93,304
III その他の純資産変動の部	△30,469
a 開始時未分析残高	△30,412
b その他純資産の変動	△57
C 期末純資産残高	2,473,022

平成 25 年度の市民一人あたりの純資産は 1 万 8 千円増加したことがわかります。財源の調達では 45 万円となっていますが、その財源を 45 万 6 千円純行政コストや固定資産形成などへ充当しています。

また、資産形成充当財源変動をみると、上述の理由により資産の減少が 3 万 8 千円となります。

この結果、平成 25 年度末の純資産残高は 247 万 3 千円となりました。

(市民一人あたりの計算上、各年度末の住民数により除しているため、当期首と前期末の純資産残高は一致していません)

4. 連結資金収支計算書について

平成 25 年度中の本市の資金収支の状況について、連結資金収支計算書により見てみましょう。

連結資金収支計算書

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

A 期首資金残高	12,360
B 当期資金収支額	5,110
I. 経常的収支	10,602
a 経常的支出	70,528
① 経常業務費用支出	35,827
② 移転支出	34,701
b 経常的収入	81,130
① 租税収入	27,874
② 社会保険料収入	6,566
③ 経常業務収益収入	17,803
④ 移転収入	28,887
II. 公共施設整備収支(資本的収支)	△2,285
a 資本的支出	15,547
① 固定資産形成支出	7,200
② 長期金融資産形成支出	7,675
③ その他の資本形成支出	672
b 資本的収入	13,262
① 固定資産売却収入	5,908
② 長期金融資産償還収入	2,162
③ その他の資本処分収入	5,192
基礎的財政収支	8,317
III. 財務的収支	△3,207
a 財務的支出	12,559
① 払利息支出	1,369
② 本償還支出	11,190
b 財務的収入	9,352
① 債発行収入	7,041
② 入金収入	0
③ その他の財務的収入	2,311
期末資金残高	17,470

経常的収支、公共施設整備収支（資本的収支）及び財務的収支に分かれています、このうち経常的収支の結果は 106 億 2 百万円のプラスであり、一方、公共施設整備収支（資本的収支）は 22 億 8 千 5 百万円のマイナスであったことがわかります。これらの合計を基礎的財政収支といますが、83 億 1 千 7 百万円のプラスであり、本市の収支状況が健全であることを示しています。また、地方債等の償還支出や発行収入などを表す財務的収支は 32 億 7 百万円のマイナスとなっており、負債の返済が進んでいることを示しています。

この結果、平成 25 年度の資金収支額は 51 億 1 千万円のプラスとなり、期末資金残高は 174 億 7 千万円（対前年度比 41.3%増）となりました。この期末資金残高は、「連結貸借対照表」の「資金」の項目に対応しています。

これを市民一人あたりに換算すると次のとおりになります。

市民一人あたりの資金収支計算書

（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

（単位：円）

A 期首資金残高	74,669
B 当期資金収支額	30,864
I. 経常的収支	64,041
a 経常的支出	426,059
b 経常的収入	490,100
II. 公共施設整備収支（資本的収支）	△13,803
a 資本的支出	93,915
b 資本的収入	80,112
III. 財務的収支	△19,374
a 財務的支出	75,869
b 財務的収入	56,495
期末資金残高	105,533

平成 25 年度の市民一人あたりの資金収支額は微減となりました。その内訳は、経常的収支で 6 万 4 千円のプラス、公共施設整備収支（資本的収支）で 1 万 4 千円のマイナス、財務的収支で 1 万 9 千円のマイナスになっています。この結果、期末資金残高は 10 万 6 千円となりました。

（市民一人あたりの計算上、各年度末の住民数により除しているため、当期首と前期末の純資産残高は一致しておりません）

5. 経年比較（連結ベース）について

1) 貸借対照表

平成 24 年度と平成 25 年度の増減につきましては下記ようになります

（単位：百万円）

A 資産の部		平成 25 年度①	平成 24 年度②	増減①-②
1	公共資産	471,621	472,829	△1,208
a	事業用資産	110,184	109,887	297
b	インフラ資産	361,038	362,546	△1,508
c	売却可能資産	399	396	3
2	投資等	13,534	7,954	5,580
a	投資及び出資金	792	584	208
b	基金等	12,742	7,370	5,372
3	流動資産	21,418	16,147	5,271
a	資金	17,470	12,360	5,110
b	未収金など	3,948	3,787	161
4	繰延資産	7	7	0
資産合計		506,580	496,937	9,643
B 負債の部		平成 25 年度①	平成 24 年度②	増減①-②
1	固定負債	79,152	80,186	△1,034
a	地方債	66,778	67,401	△623
b	退職手当引当金	11,085	11,508	△423
c	借入金等	1,289	1,277	12
2	流動負債	18,054	10,344	7,710
a	翌年度償還予定地方債	6,396	6,438	△42
b	未払金等	11,658	3,906	7,752
負債合計		97,206	90,530	6,676
C 純資産の部		平成 25 年度①	平成 24 年度②	増減①-②
純資産合計		409,374	406,407	2,967
負債・純資産合計		506,580	496,937	9,643

「A資産の部」については、「1公共資産」が12億8百万円減少しています。その主な内訳は「a事業用資産」が2億9千7百万円の増加、「bインフラ資産」が15億8百万円の減少となっています。これは減価償却費や固定資産の除売却額等の合計額35億4千8百万円控除後のものとなります。具体的な内容について言えば「a事業用資産」

の主な増加資産として、小中学校等の耐震対応の工事費用等に 7 億 7 千万円、袖ヶ浦こども園園舎建設費用に 5 億 6 千万円、東習志野団地 1 号館大規模修繕費用に 2 億円となります。耐震工事については、昨年来、至急の対応として今年も優先的に扱われました。一方、「**b インフラ資産**」においては、東消防署立替関連費用に 4 億円、谷津分遣所建替え移転先土地購入費用に 2 億 7 千万円、谷津近隣公園整備費用に 1 億 6 千万円が主な増加資産となります。

そして、「**2 投資等**」が 55 億 8 千万円の増加となっていますが、これは「**b 基金等**」が 53 億 7 千 2 百万円増加していることによるものです。主な基金としては、一般会計における公共施設等再生整備基金 64 億 9 千 4 百万円が計上されています。この基金は、今後の公共施設等の再生整備（改築改修）のための基金ですが、従前からあった新庁舎のために積み立てられてきた庁舎建設基金 10 億 2 千 1 百万円と都市施設整備基金 6 千 8 百万円も統合されており、今後も、毎年 1 億円と一般会計における不動産売却収入の一部が積み立てられていきます。また、「**3 流動資産**」のうち「**a 資金**」が 51 億 1 千万円増加していますが、その内訳は、一般会計が 4 億 4 千 8 百万円、ガス事業会計が 38 億 1 千 1 百万円、水道事業会計が 11 億 7 百万円増加している一方で公共下水道事業特別会計が 3 億 1 千万円の減少となっています。

また、「**B 負債の部**」については、地方債が長期短期合わせて 6 億 6 千 5 百万円減少しています。これは、一般会計において 4 億 1 千 4 百万円の増加となっているものの、公共下水道事業特別会計では 9 億 4 千 1 百万円、ガス事業会計では 1 億 7 百万円、水道事業会計では 8 千 2 百万円の減少となったため、その相殺後のものとなります。但し、一般会計の地方債の増加については、臨時財政対策債が平成 25 年度に新たに 24 億 9 千 2 百万円発行されていることが大きく影響しており、臨時財政対策債を除くと減少していることとなります。臨時財政対策債とは、本来、国が地方交付税を地方自治体に対して交付する代わりに、後に国が同額の補填を行うことを約束をして、一時的に地方自治体において借入が行われるものです。地方自治体からみれば、国の意向によって地方交付税の代わりに借入金により資金調達することになります。毎年、その一定割合の額につき償還していますが、新たに発行されるものが年々逡増している状況にあり、留意すべきです。

「**1 固定負債**」については「**b 退職手当引当金**」が 4 億 2 千 3 百万円減少しています。これは退職者の推移と直接関係しています。退職者数については、70 人（平成 23 年度）、72 人（平成 24 年度）、84 人（平成 25 年度）と年々、逡増しています。特に定年退職者が 37 人（平成 25 年度）と前年度の 28 人から 9 人増となっておりますので、それに伴う退職金の支払いにより退職手当引当金は減少しています。また、「**2 流動負債**」においては「**b 未払金等**」が 77 億円 5 千 2 百万円増加していますが、これは不動産売却収入の前受金が計上されているためです（習志野市では登記により所有関係を判断していますが、今回は、出納整理期間中に土地売却代金が収入されたことで、移転登記が翌年度となったため、前受金処理をしたものです）。上記の結果、「**純資産合計**」が 29 億 6 千 7 百万円純増しています。

2) 行政コスト計算書

平成 24 年度と平成 25 年度との増減につきましては下記のようになります。

(単位：百万円)

A 総行政コスト	平成 25 年度①	平成 24 年度②	増減①-②
a 人にかかるコスト	14,658	14,804	△146
① 人件費	13,164	13,148	16
② 退職給付費用	899	1,083	△184
③ 賞与引当金繰入	595	573	22
b 物にかかるコスト	20,848	20,349	499
① 物件費・経費	18,736	18,199	537
② 減価償却費	1,936	2,007	△71
③ 貸倒引当金繰入	176	143	33
c 移転支出的なコスト	34,720	33,056	1,664
① 社会保障関係費等	9,069	8,462	607
② 補助金等	25,504	24,516	988
③ 補償費・公課費等	147	78	69
d その他のコスト	2,081	2,077	4
① 公債費(利払分)・借入金支払利息	1,369	1,541	△172
② その他の業務関連費用等	712	536	176
総行政コスト合計	72,307	70,286	2,021
B 経常収益	平成 25 年度①	平成 24 年度②	増減①-②
a 業務収益	15,048	14,899	149
b 業務関連収益	1,724	1,601	123
経常収益合計	16,772	16,500	272
C 純行政コスト	平成 25 年度①	平成 24 年度②	増減②-①
純行政コスト	55,535	53,786	1,749

「A 総行政コスト」において「a 人にかかるコスト」は 1 億 4 千 6 百万円の減少となっています。職員に関しては、平成 26 年 4 月 1 日現在における職員数が、1,432 人と前年同日より 15 人増となっています（子ども子育て支援新制度対応のための 3 人増、保育士の補充 7 人を含む）。そのため、職員給料は 4 千万円増えておりますが、退職手当引当金の取り崩し額が増加したことで退職給付費用が 1 億 8 千 4 百万円減少し、人件費総額としては減少しています。

「b 物にかかるコスト」は 4 億 9 千 9 百万円の増加となっていますが、「①物件費・経費」

が 5 億 3 千 7 百万円増加していることが主な理由となります。これは、一般会計においては 3 億 2 千万円減っているものの、公共下水道事業特別会計において維持修繕費を中心に前年より 4 億 5 千 3 百万円増えているため全体としては増加となっています。公共下水道事業特別会計の増加は、東日本大震災による災害復旧費が 3 億 4 千万円、それに加え老朽化にともなう修繕費用が計上されたことによるものです。従って、一般会計では消耗品等を中心とした経費節減は引き続き行われています。

また、「**c 移転支出的なコスト**」が 16 億 6 千 4 百万円増加しておりますが、これは「**① 社会保障関係費**」に関する 6 億 7 百万円の増加および「**② 補助金等**」の 9 億 8 千 8 百万円の増加によるものです。具体的には、民間認可保育所の増加に伴いその運営費を助成していく事業費が 3 億 9 千万円、生活保護費が 1 億 3 千万円、障害者自立支援法に基く給付が 1 億 2 千万円増えています。

また「**B 経常収益**」が 2 億 7 千 2 百万円増加しております。「**a 業務収益**」につき 1 億 4 千 9 百万円増加していることから生じていますが、その内訳はガス事業会計における 3 億 3 千 8 百万円の増加に対して、公共下水道事業特別会計の 2 千 7 百万円、水道事業会計の 3 千 4 百万円、習志野市開発公社の 1 億 3 千 6 百万円の減少となります。ガス事業会計においては、ガスの販売量が増加したことと、原料高に伴う価格が高めに推移したことによる収益増となります。

新公会計制度に係る統一的な基準について ～その 8～

総務省から示された地方公共団体の財務書類分析の視点「自立性」は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）」といった市民の関心に基づくものです。分析のための指標として、以下のものがあります。

・ 受益者負担の割合＝経常収益÷経常費用

経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

3) 純資産変動計算書

平成 24 年度と平成 25 年度の増減につきましては下記のようになります

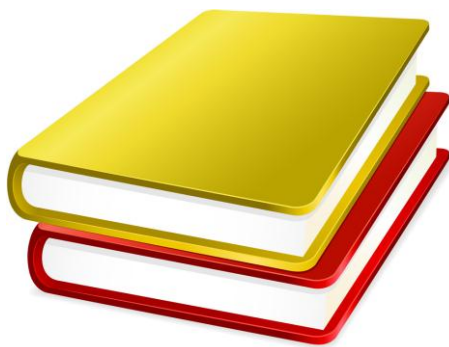
(単位：百万円)

	平成 25 年度①	平成 24 年度②	増減①-②
A 期首純資産残高	406,407	405,170	1,237
B 当期純資産変動額	2,967	1,237	1,730
I 財源変動の部	△1,081	1,723	△2,804
a 財源の使途	75,513	69,012	6,501
① 純行政コストへの財源措置	55,535	53,786	1,749
② 固定資産形成への財源措置	7,180	5,665	1,515
③ 長期金融資産形成への財源措置	6,230	2,937	3,293
④ その他の財源措置	6,568	6,624	△56
b 財源の調達	74,432	70,735	3,697
① 税収	27,906	26,985	921
② 社会保険料	6,672	6,532	140
③ 移転収入	28,888	27,220	1,668
④ その他の財源の調達	10,966	9,998	968
II 資産形成充当財源変動の部	9,092	5,825	3,267
a 資産等の減少	6,354	11,951	△5,597
① 固定資産の減少	3,548	10,560	△7,012
② 長期金融資産の減少	2,146	1,328	818
③ 評価・換算差額等の減少	660	63	597
b 資産等の増加	15,446	17,776	△2,330
① 固定資産の増加	7,792	6,057	1,735
② 長期金融資産の増加	6,230	2,937	3,293
② 評価・換算差額等の増加	1,424	8,782	△7,358
III その他の純資産変動の部	△5,044	△6,311	1,267
a 開始時未分析残高	△5,035	△6,300	1,265
b その他純資産の変動	△9	△11	2
C 期末純資産残高	409,374	406,407	2,967

純資産変動額は平成 24 年度に引き続き平成 25 年度も改善され 29 億 6 千 7 百万円増加しています。

「**I 財源変動の部**」の平成 25 年度は「**b 財源の調達**」の額 744 億 3 千 2 百万円が「**a 財源の使途**」の額 755 億 1 千 3 百万円を下回り 10 億 8 千 1 百万円のマイナスとなっています。具体的には、「**b 財源の調達**」において「**① 税収**」が 9 億 2 千 1 百万円、(内訳としては法人市民税が 2 億 8 千万円、個人市民税が 8 千万円、固定資産税が 1 億 4 千万円)、「**② 社会保険料**」が 1 億 4 千万円、「**③ 移転収入**」が 16 億 6 千 8 百万円、「**④ その他の財源の調達**」が 9 億 6 千 8 百万円増加しましたが、「**① 純行政コストへの財源措置**」が 17 億 4 千 9 百万円増えること等に伴って、「**a 財源の使途**」も 65 億 1 百万円増加したため、その差引として「**I 財源変動の部**」が減少したことになります。

習志野市は現状において住民数も微増しておりますが(163,782 人(平成 25 年 3 月 31 日現在)→165,536 人(平成 26 年 3 月 31 日現在))、景気の動向も当初予想されたよりは鈍化しておりますので、市税等も急激な躍進というわけにはいかず、なだらかに増加を示している状況です。従って、一層の自主財源の確保につき検討する必要があります。



4) 資金収支計算書

平成 24 年度と平成 25 年度の増減につきましては下記のようになります。

(単位：百万円)

	平成 25 年度①	平成 24 年度②	増減①-②
A 期首資金残高	12,360	12,422	△62
B 当期資金収支額	5,110	△62	5,172
I. 経常的収支	10,602	10,509	93
a 経常的支出	70,528	67,377	3,151
① 経常業務費用支出	35,827	34,341	1,486
② 移転支出	34,701	33,036	1,665
b 経常的収入	81,130	77,886	3,244
① 租税収入	27,874	27,013	861
② 社会保険料収入	6,566	6,441	125
③ 経常業務収益収入	17,803	17,207	596
④ 移転収入	28,887	27,225	1,662
II. 公共施設整備収支(資本的収支)	△2,285	△6,991	4,706
a 資本的支出	15,547	9,396	6,151
① 固定資産形成支出	7,200	5,749	1,451
② 長期金融資産形成支出	7,675	2,968	4,707
③ その他の資本形成支出	672	679	△7
b 資本的収入	13,262	2,405	10,857
① 固定資産売却収入	5,908	445	5,463
② 長期金融資産償還収入	2,162	1,335	827
③ その他の資本処分収入	5,192	625	4,567
基礎的財政収支	8,317	3,518	4,799
III. 財務的収支	△3,207	△3,580	373
a 財務的支出	12,559	11,963	596
① 支払利息支出	1,369	1,541	△172
② 元本償還支出	11,190	10,422	768
b 財務的収入	9,352	8,383	969
① 公債発行収入	7,041	6,064	977
② 借入金収入	0	0	0
③ その他の財務的収入	2,311	2,319	△8
期末資金残高	17,470	12,360	5,110

「**B 当期資金収支額**」において、平成 25 年度の収支は平成 24 年度く比べて大幅な改善となり 51 億 1 千万円の増加となりました。その主な内訳としては「**I. 経常的収支**」が 106 億 2 百万円のプラスとなり、平成 24 年度に比べても 9 千 3 百万円の良化となりました。また、「**II. 公共施設整備収支（資本的収支）**」は 22 億 8 千 5 百万円のマイナスですが、平成 24 年度に比べ 47 億 6 百万円の改善となりました。元々、地方自治体に求められている要望のひとつにインフラ資産等の整備があります。整備内容については施設や道路の新設のみならず劣化に対する運営維持も含まれているため、固定資産等の整備等に係る投資額が売却額を上回することは自然なことも言え、その結果、「**II. 公共施設整備収支（資本的収支）**」がマイナスになること自体は何等不思議なことではありません。一方、「**III. 財務的収支**」は 32 億 7 百万円のマイナスとなっており、平成 24 年度に比べて 3 億 7 千 3 百万円改善されています。

「**I. 経常的収支**」については「**b 経常的收入**」が 32 億 4 千 4 百万円増加しましたが、「**a 経常的支出**」も 31 億 5 千 1 百万円増加したため、前年度に比べて若干の良化となっています。扶助費等の支払いが年々増加していく中で、税収等が微増し何とか収支のバランスがとれている状況と言えます。

「**II. 公共施設整備収支（資本的収支）**」は、47 億 6 百万円改善されていますが、これは「**b 資本的收入**」が 108 億 5 千 7 百万円増加していることに対して「**a 資本的支出**」も 61 億 5 千 1 百万円の増加となったことから生じています。インフラ資産等の整備は必要不可欠なことではありますが、そこには財務的制約は無視できないため、税収等の収入や固定資産等の売却収入とのバランスをとりながら計画的に行っていくことが肝要となります。

この結果、「**基礎的財政収支**」も 83 億 1 千 7 百万円となり、平成 24 年度に比べて 47 億 9 千 9 百万円と改善されています。

一方、「**III. 財務的収支**」は、「**a 財務的支出**」が 125 億 5 千 9 百万円となり前年度より 5 億 9 千 6 百万円の支出増となったことに対して、「**b 財務的收入**」93 億 5 千 2 百万円にて賄ったものとなります。「**a 財務的支出**」は「**① 支払利息支出**」13 億 6 千 9 百万円と「**② 元本償還支出**」111 億 9 千万円との合計額となります。「**① 支払利息支出**」は、今年度は前年度に比べて 1 億 7 千 2 百万円の支出減となっていますが、「**② 元本償還支出**」が前年度より 7 億 6 千 8 百万円支出増となっていますので、今後、新たに発行する公債の水準があまり変わらなければ「**① 支払利息支出**」は今後も減少していくものと思われます。これは公債残高の減少とともに利率の高い古い公債から償還されていくからです。「**b 財務的收入**」の「**① 公債発行収入**」について前年度より 9 億 7 千 7 百万円多い 70 億 4 千 1 百万円となりましたが、平成 23 年度の 85 億 6 千 6 百万円に比べると抑えられた発行となっています。

また、公共下水道事業特別会計やガス事業会計、水道事業会計においても順調に公債残高を減らしています。

5. 連結財務書類

連結貸借対照表

(円)

勘定科目	連結会計
1. 金融資産	34,952,327,572
資金	17,469,546,497
金融資産(資金を除く)	17,482,781,075
債権	3,948,289,223
税等未収金	2,782,468,939
未収金	1,360,808,509
貸付金	47,443,080
その他の債権	10,472,043
(控除)貸倒引当金	-252,903,348
有価証券	356,491,918
投資等	13,177,999,934
出資金	11,470,000
基金・積立金	12,742,377,206
財政調整基金	3,761,144,052
減債基金	1,032,280,399
その他の基金・積立金	7,948,952,755
その他の投資	424,152,728
2. 非金融資産	471,627,686,755
事業用資産	110,583,066,918
有形固定資産	110,153,263,806
土地	82,071,482,371
立木竹	0
建物	25,723,460,939
工作物	633,547,231
機械器具	351,191,594
物品	164,324,734
船舶	0
航空機	0
その他の有形固定資産	0
建設仮勘定	1,209,256,937
無形固定資産	30,397,762
地上権	10,733
著作権・特許権	4,908,756
ソフトウェア	0
電話加入権	2,172,510
その他の無形固定資産	23,305,763
棚卸資産	399,405,350
インフラ資産	361,037,768,591
公共用財産用地	212,730,106,328
公共用財産施設	140,094,292,137
その他の公共用財産	1,465,279,339
公共用財産建設仮勘定	6,748,090,787
繰延資産	6,851,246
資産合計	506,580,014,327
1. 流動負債	18,053,673,662
未払金及び未払費用	1,419,177,329
前受金及び前受収益	5,949,452,855
引当金	594,898,103
賞与引当金	594,898,103
預り金(保管金等)	185,758,791
公債(短期)	6,396,174,304
短期借入金	3,470,000,000
その他の流動負債	38,212,280
2. 非流動負債	79,152,099,508
公債	66,778,216,958
借入金	723,691,500
責任準備金	0
引当金	11,594,210,245
退職給付引当金	11,085,060,319
損失補償等引当金	16,643,000
その他の引当金	492,506,926
その他の非流動負債	55,980,805
負債合計	97,205,773,170
純資産合計	409,374,241,157
負債・純資産合計	506,580,014,327

貸借対照表の科目についての内容説明

科 目 名	内 容 説 明
【資産の部】	市が所有する財産や権利
1. 金融資産	資金及び債権、有価証券等の資産
資金	現金及び3ヶ月以内の預金など
金融資産(資金を除く)	現金及び3ヶ月以内の預金以外の金融資産
債権	
税等未収金	税金等で収入できていない金額
未収金	使用料等で収入できていない金額
貸付金	貸し付けた金額
その他の債権	上記以外の短期保有目的の債権
(控除)貸倒引当金	上記未収金等のうち回収の見込みがないと見積もった金額
有価証券	株券、公債証券など
投資等	政策目的で外郭団体に投資した資金
出資金	出資団体等に出資した資金
基金・積立金	長期の保有を目的とする資産
財政調整基金	財政の健全な運営のための積立金
減債基金	地方債の償還のための積立金
その他の基金・積立金	目的をもった積立金
その他の投資	財団法人等に出資した資金
2. 非金融資産	土地・建物などの固定資産で長期に利用する資産
事業用資産	総務省より売却可能とされた資産
有形固定資産	
土地	庁舎、福祉施設、教育施設等の土地など
建物	庁舎、福祉施設、教育施設など
工作物	プール、テニスコートなど
機械器具	エレベーター、野球場の照明など
物品	物品、美術品、車両など
その他の有形固定資産	リース資産など
建設仮勘定	建設中の事業用資産に支出した金額
無形固定資産	
地上権	地上権
著作権・特許権	著作権、特許権
ソフトウェア	システム等のソフトウェア
電話加入権	電話加入権
その他の無形固定資産	上記以外の無形固定資産
棚卸資産	売却の意思決定をした土地、商品など
インフラ資産	売却ができないとされた資産
公共用財産用地	道路、公園、下水道等の土地など
公共用財産施設	道路、公園、橋梁、下水道、清掃工場など
その他の公共用財産	公共用財産施設以外のもの
公共用財産建設仮勘定	建設中のインフラ資産に支出した金額
繰延資産	支出した金額の効果が将来に発生する場合の金額 市債発行費、開発費など
資産合計	
【負債の部】	支払い義務のある金額
1. 流動負債	支払期限が1年以内に到来する負債
未払金及び未払費用	代金の支払いが済んでいない金額
前受金及び前受収益	翌年度の使用料等を先に受け取った金額
引当金	
賞与引当金	翌年度支払うことが予定されている賞与のうち、当年度負担分の金額
預り金(保管金等)	第三者からの預り金
公債(短期)	地方債のうち、翌年度償還を予定している金額
短期借入金	金融機関等からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの
その他の流動負債	その他、支払期限が1年以内に到来する負債
2. 非流動負債	支払い期限が1年を超えて到来する負債
公債	市が発行した地方債のうち、償還期限が1年を超えるもの
借入金	金融機関等からの借入金のうち、返済期限が1年を超えるもの
引当金	
退職給付引当金	年度末に全職員が退職した場合に支払うべき金額
損失補償引当金	第三セクター等の債務のうち、将来市の負担となる可能性がある金額
その他の引当金	退職給付引当金・損失補償引当金以外に市が将来負担する可能性のある金額
その他の流動負債	その他の固定負債
負債合計	
【純資産の部】	現在までの世代が負担した金額で、正味の資産
純資産合計	
負債・純資産合計	(負債) + (純資産)

連結行政コスト計算書

(円)

勘定科目	連結会計	
1. 経常業務費用		37,587,206,672
①人件費	14,658,263,725	
議員歳費	242,397,778	
職員給料	9,801,693,291	
賞与引当金繰入	594,898,103	
退職給付費用	899,299,577	
その他の人件費	3,119,974,976	
②物件費	12,535,343,170	
消耗品費	1,584,690,123	
維持補修費	2,191,192,406	
減価償却費	1,936,121,883	
その他の物件費	6,823,338,758	
③経費	8,313,015,049	
業務費	47,050,193	
委託費	6,702,238,425	
貸倒引当金繰入	175,765,869	
その他の経費	1,387,960,562	
④業務関連費用	2,080,584,728	
公債費（利払分）	1,338,875,968	
借入金支払利息	29,544,751	
資産売却損	158,970,459	
その他の業務関連費用	553,193,550	
2. 移転支出		34,719,754,638
①他会計への移転支出	0	
②補助金等移転支出	25,503,353,885	
③社会保障関係費等移転支出	9,069,245,141	
④その他の移転支出	147,155,612	
経常費用合計（総行政コスト）		72,306,961,310
経常業務収益		16,771,868,995
①業務収益	15,048,323,662	
自己収入	15,020,203,658	
その他の業務収益	28,120,004	
②業務関連収益	1,723,545,333	
受取利息等	39,485,453	
資産売却益	115,785,832	
その他の業務関連収益	1,568,274,048	
経常収益合計		16,771,868,995
純経常費用（純行政コスト）		55,535,092,315

行政コスト計算書の科目についての内容説明

科 目 名	内 容 説 明
【経常費用】	(1. 経常業務費用+2. 移転支出)
1. 経常業務費用	毎会計年度、経常的に発生する費用
①人件費	議員歳費、職員給料などの人にかかる費用
議員歳費	市議会議員に支払われる報酬
職員給料	職員等に対する給料
賞与引当金繰入	12月1日から3月31日までの期末手当・勤勉手当の見積額
退職給付費用	当年度の費用とすべき退職金の見積額
その他の人件費	共済費、災害補償費、賃金など
②物件費	物件費にかかる費用
消耗品費	消耗品費、燃料費、食料費、50万円未満の備品購入費など
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	使用や時の経過に伴う事業用資産の価値の減少額
その他の物件費	印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保管料など
③経費	経費にかかる費用
業務費	旅費など
委託費	委託料
貸倒引当金繰入	貸付金等の債権について回収の見込みがないと見積もった金額
その他の経費	報償費、交際費、広告費、手数料、保険料など
④業務関連費用	利息、資産売却損など
公債費（利払分）	公債費の利息
借入金支払利息	借入金の利息
資産売却損	資産を売却して損失が発生した場合の金額
その他の業務関連費用	過年度分過誤納還付金、繰延資産の償却など
2. 移転支出	経常的に発生する非対価性支出
①他会計への移転支出	他会計への繰出金
②補助金等移転支出	負担金、補助金及び交付金など
③社会保障関係費等移転支出	児童手当や生活保護などの社会保障給付など
④その他の移転支出	補償、補填及び補償金、寄付金、公課費など
経常費用合計（総行政コスト）	
【経常収益】	
経常業務収益	受益者負担による施設使用料・手数料・保険料など
①業務収益	行政サービス提供の対価として受け取る収益
自己収入	使用料及び手数料、業務にかかる負担金収入、財産貸付収入など
その他の営業収益	その他の営業に伴う収益
②業務関連収益	保有資産から発生する収益
受取利息等	利子及び配当金など
資産売却益	資産を売却して収益が発生した場合の金額
その他の業務関連収益	延滞金など業務関連の収益
経常収益合計	
純経常費用（純行政コスト）	(総行政コスト) - (経常収益)

連結純資産変動計算書

(円)

勘定科目	連結会計
前期末残高	406,407,152,853
I. 財源変動の部	-1,081,166,593
1. 財源の使途	75,513,617,845
①純経常費用への財源措置	55,535,092,315
②固定資産形成への財源措置	7,180,259,301
事業用資産形成への財源措置	2,581,331,956
インフラ資産形成への財源措置	4,598,927,345
③長期金融資産形成への財源措置	6,229,797,482
④その他の財源の使途	6,568,468,747
直接資本減耗	6,538,268,318
その他財源措置	30,200,429
2. 財源の調達	74,432,451,252
①税収	27,906,057,956
②社会保険料	6,671,906,484
③移転収入	28,888,087,490
他会計からの移転収入	0
補助金等移転収入	19,680,357,289
国庫支出金	15,525,606,127
都道府県等支出金	4,061,948,267
市町村等支出金	92,802,895
その他の移転収入	9,207,730,201
④その他の財源の調達	10,966,399,322
固定資産売却収入（元本分）	422,902,767
長期金融資産償還収入（元本分）	2,145,638,965
その他財源調達	8,397,857,590
II. 資産形成充当財源変動の部	9,091,963,340
1. 固定資産の変動	4,243,822,213
①固定資産の減少	3,547,687,239
減価償却費・直接資本減耗相当額	2,208,180,353
除売却相当額	1,339,506,886
②固定資産の増加	7,791,509,452
固定資産形成	7,180,259,301
無償所管換等	611,250,151
2. 長期金融資産の変動	4,084,158,517
①長期金融資産の減少	2,145,638,965
②長期金融資産の増加	6,229,797,482
3. 評価・換算差額等の変動	763,982,610
①評価・換算差額等の減少	659,934,752
再評価損	659,934,752
その他評価額等減少	0
②評価・換算差額等の増加	1,423,917,362
再評価益	1,423,917,362
その他評価額等増加	0
III. その他の純資産変動の部	-5,043,708,443
1. 開始時未分析残高の増減	-5,034,305,058
2. その他純資産の変動	-9,403,385
その他純資産の減少	9,403,385
その他純資産の増加	0
当期純資産変動額	2,967,088,304
期末純資産残高	409,374,241,157

純資産変動計算書の科目についての内容説明

科 目 名	内 容 説 明
前期末（期首）純資産残高	平成24年度期末の純資産の残高
I. 財源変動の部	（2. 財源の調達－1. 財源の使途）
1. 財源の使途	純資産の財源がどのように使われたかの分類
① 純行政コストへの財源措置	行政コスト計算書で計算された費用に対する財源措置
② 固定資産形成への財源措置	
事業用資産形成への財源措置	事業用資産形成のために支出した金額
インフラ資産形成への財源措置	インフラ資産形成のために支出した金額
③ 長期金融資産への財源措置	貸付金・出資金等の新たな長期金融資産の取得に支出した金額
④ その他の財源への使途	
直接資本減耗	使用や時の経過に伴うインフラ資産の価値の減少額
その他の財源措置	上記以外に対する財源措置
2. 財源の調達	純資産の財源をどのように調達したかの分類
① 税収	市税等の収入
② 社会保険料	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収入
③ 移転収入	
他会計からの移転収入	他会計からの繰入金
補助金等移転収入	
国庫補助金	国からの補助金収入
都道府県等支出金	都道府県等からの補助金収入
市町村等支出金	市町村等からの補助金収入
その他の移転収入	分担金・負担金などの収入
④ その他の財源の調達	
固定資産売却収入（元本分）	固定資産の売却による元本分の売却収入
長期金融資産償還収入（元本分）	国債等の償還による元本分の収入
その他財源調達	上記以外の収入
II. 資産形成充当財源変動の部	（1. 固定資産の変動＋2. 長期金融資産の変動＋3. 評価・換算差額等の変動）
1. 固定資産の変動	固定資産等の増減【開始時資産を除く】（②－①）
① 固定資産の減少	
減価償却費・直接資本減耗相当額	固定資産の減価償却による固定資産の減少
除売却相当額	固定資産の除却などによる固定資産の減少
② 固定資産の増加	
固定資産形成	固定資産の有償及び無償による増加
無償所管換等	所管換等による無償の固定資産増加
2. 長期金融資産の変動	貸付金・出資金等の長期金融資産の増減（②－①）
① 長期金融資産の減少	貸付金・出資金等の長期金融資産の減少
② 長期金融資産の増加	貸付金・出資金等の長期金融資産の増加
3. 評価・換算差額等の変動	資産の再評価や有価証券の評価差額による増減（②－①）
① 評価・換算差額等の減少	
再評価損	資産の再評価損による減少金額
その他評価額等減少	有価証券の評価差額等による減少金額
② 評価・換算差額等の増加	
再評価益	資産の再評価益による増加金額
その他評価額等増加	有価証券の評価差額等による増加金額
III. その他の純資産変動の部	（1. 開始時未分析残高＋2. その他の純資産の変動）
1. 開始時未分析残高	平成23年度期末までの純資産の減少
2. その他の純資産の変動	その他の純資産の増減
その他の純資産の減少	その他の純資産の減少
その他の純資産の増加	その他の純資産の増加
当期変動高	（I 財源変動の部＋II 資産形成充当財源変動の部＋III その他の純資産変動の部）
期末純資産残高	平成25年度期末の純資産の残高（期首純資産残高＋当期変動高）

連結資金収支計算書

(円)

勘定科目	連結会計
基礎的財政収支	8,316,197,217
I. 経常的収支	10,601,059,624
1. 経常的支出	70,528,077,357
①経常業務費用支出	35,827,535,268
人件費支出	15,059,672,648
物件費支出	12,164,617,385
経費支出	8,059,610,148
業務関連費用支出（財務的支出を除く）	543,635,087
②移転支出	34,700,542,089
他会計への移転支出	0
補助金等移転支出	25,497,782,636
社会保障関係費等移転支出	9,069,245,141
その他の移転支出	133,514,312
2. 経常的収入	81,129,136,981
①租税収入	27,873,589,697
②社会保険料収入	6,565,516,651
③経常業務収益収入	17,802,944,000
経常収益収入	15,993,579,107
業務関連収益収入	1,809,364,893
④移転収入	28,887,086,633
他会計からの移転収入	0
補助金等移転収入	19,845,105,104
その他の移転収入	9,041,981,529
II. 資本的収支	-2,284,862,407
1. 資本的支出	15,546,379,123
①固定資産形成支出	7,199,296,720
②長期金融資産形成支出	7,674,832,256
③その他の資本形成支出	672,250,147
2. 資本的収入	13,261,516,716
①固定資産売却収入	5,907,907,191
②長期金融資産償還収入	2,161,759,139
③その他の資本処分収入	5,191,850,386
III. 財務的収支	-3,207,029,042
1. 財務的支出	12,558,982,425
①支払利息支出	1,369,423,047
公債費（利払分）支出	1,338,875,968
借入金支払利息支出	30,547,079
②元本償還支出	11,189,559,378
公債費（元本分）支出	7,705,109,928
公債（短期）元本償還支出	7,492,505,946
公債元本償還支出	212,603,982
借入金元本償還支出	1,172,980,000
短期借入金元本償還支出	1,110,000,000
借入金元本償還支出	62,980,000
その他の元本償還支出	2,311,469,450
2. 財務的収入	9,351,953,383
①公債発行収入	7,040,545,200
公債(短期)発行収入	0
公債発行収入	7,040,545,200
②借入金収入	0
短期借入金収入	0
借入金収入	0
③その他の財務的収入	2,311,408,183
当期資金収支額	5,109,168,175
期首資金残高	12,360,378,322
期末資金残高	17,469,546,497

資金収支計算書の科目についての内容説明

科 目 名	内 容 説 明
基礎的財政収支	プライマリーバランス（Ⅰ．経常的収支＋Ⅱ．資本的収支）
【経常的収支区分】	
Ⅰ．経常的収支	市政を運営する上で毎年度継続的に収入、支出されるもの
1．経常的支出	市政を運営する上で、毎年度継続的に支出されるもの
① 経常業務費用支出	
人件費支出	議員歳費、職員給料、退職金などの支出
物件費支出	物品購入費、維持補修費などの支出
経費支出	業務費、委託費などの支出
業務関連費用支出（財務的支出を除く）	上記以外の業務関連費用（財務的支出を除く）
② 移転支出	
他会計への移転支出	他の会計への繰出金
補助金等移転支出	各種団体への補助金など
社会保障関係費等移転支出	児童手当や生活保護費などの社会保障給付費
その他の移転支出	上記以外の移転支出
2．経常的収入	市政を運営する上で、毎年度継続的に収入されるもの
① 租税収入	市民税、固定資産税などの収入
② 社会保険料収入	国民健康保険料、介護保険料などの収入
③ 経常業務収益収入	
業務収益収入	使用料、財産売払収入など
業務関連収益収入	その他業務関連収入
④ 移転収入	
他会計からの移転支出	他の会計からの繰入金
補助金等移転収入	国や県からの補助金などの収入
その他の移転収入	分担金、寄附金などの収入
経常的収支	
【資本的収支区分】	
Ⅱ．資本的収支	道路や学校、公園など主に公共資産形成のための支出
1．資本的支出	公共資産形成のための支出
① 固定資産形成支出	固定資産の購入に伴う支出など
② 長期金融資産形成支出	基金の積立、有価証券の購入に伴う支出など
③ その他の資本形成支出	その他の債権の取得に伴う支出など
2．資本的収入	公共資産の売却等による収入
① 固定資産売却収入	固定資産の売却による収入
② 長期金融資産償還収入	基金の取崩、有価証券の売却による収入
③ その他の資本処分収入	その他の債権等の売却による収入など
資本的収支	
【財務的収支区分】	
Ⅲ．財務的収支	地方債等の元本償還などの支出と地方債発行等の収入の収支
1．財務的支出	地方債の元本償還や支払利息など
① 支払利息支出	
公債費（利払分）支出	地方債にかかる支払利息
借入金支払利息支出	借入金にかかる支払利息
② 元本償還支出	
公債費（元本分）支出	
公債（短期）元本償還支出	短期地方債の元金償還による支出
公債元本償還支出	長期地方債の元金償還による支出
借入金元本償還支出	
短期借入金元本償還支出	短期借入金の元金償還による支出
借入金元本償還支出	長期借入金の元金償還による支出
その他の元本償還支出	地方債、借入金以外の元金償還による支出
2．財務的収入	地方債の発行や借入金等による収入
① 公債発行収入	
公債（短期）発行収入	短期地方債の発行による収入
公債発行収入	長期地方債の発行による収入
② 借入金収入	
短期借入金収入	金融機関等からの短期借入による収入
借入金収入	金融機関等からの長期借入による収入
③ その他の財務的収入	預り金等の収入など
財務的収支	
当期資金収支額	（Ⅰ．経常的収支＋Ⅱ．資本的収支＋Ⅲ．財務的収支）
期首資金残高	平成24年度期末資金残高
期末資金残高	平成25年度期末資金残高（期首資金残高＋当期資金収支額）

注記事項

(単体対象範囲)

会計名	連結方法	摘要欄
一般会計	全部連結	普通会計と公営事業会計の一部
国民健康保険特別会計	全部連結	公営事業会計
公共下水道事業特別会計	全部連結	法非適用・公営企業
介護保険特別会計	全部連結	公営事業会計
後期高齢者医療特別会計	全部連結	公営事業会計
ガス事業会計	全部連結	法適用・公営企業
水道事業会計	全部連結	法適用・公営企業

(連結対象範囲)

会計名	連結方法	摘要欄
習志野市開発公社	全部連結	一般財団法人・出資比率50%以下・市が実質的主導的な立場
習志野文化ホール	全部連結	公益財団法人・出資比率50%以下・市が実質的主導的な立場
習志野市スポーツ振興協会	全部連結	公益財団法人・出資比率50%以上
北千葉広域水道企業団	比例連結	広域連合・持分比率3.7%

(連結財務書類の作成)

1. 法定決算書類の読替(組替)について

ガス事業会計及び水道事業会計は発生主義に基づく法定決算書類により読替をした。

読替えについては「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引【基準モデル編】

(平成21年4月・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ)を参考とした。

2. 資金収支の作成について

ガス事業及び水道事業連結対象法人等の資金収支計算書の読替において、当該法人が発生主義により作成をしているので金額的に重要なものを除き、そのすべてについて発生主義から現金主義の数値への修正を行わず、支出については「物件費」で、収入については「事業収入」で調整した。

3. 消費税の処理による調整について

消費税を税抜処理をしているガス事業及び水道事業会計との連結における修正は「物件費」又は「事業収入」で調整した。

4. 単体貸借対照表の純資産の部及び単体純資産変動計算書の取扱いについて

単体財務書類四表の作成・開示を優先する観点から、当面の間、単体貸借対照表の純資産の部については内訳を開示することを省略し、一括表示をした。

これに連動して、単体純資産変動計算書においても内訳ごとの変動の開示を省略し、合計額のみを表示とした。

(重要な会計方針)

1. 有価証券等評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

償却原価法による。

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるものについては、年度末日の市場価格に基づく時価法による。

市場価格のないものについては、取得原価による移動平均法による。

2. 固定資産の減価償却・直接資本減耗の方法

① 有形固定資産(事業用資産・インフラ資産)……定額法を採用。

② 無形固定資産…定額法を採用。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別原価法による。

4. 繰延資産の処理方法

定額法を採用

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

本年度該当なし。

6. 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、主として貸倒実績率により、

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

- ② 賞与引当金
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上。
- ③ 退職給付引当金
本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合として算定。
- ④ 損失補償引当金
損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）による。

7. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含む）を、資金の範囲としている。

8. 消費税の会計処理

ガス事業会計及び水道事業会計を除いて税込方式によっている。

（会計方針の変更）

変更なし。

（重要な後発事象の注記）

該当なし。

（偶発債務）

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおり。

① 保証債務及び損失保証債務負担の状況

一般財団法人習志野市開発公社に対して	94,760,589 円
千葉県信用保証協会に対して	440,809,515 円

② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

平成25年（ワ）第23577号鉄スクラップ代金請求事件	5,957,185 円
平成25年（ワ）第1599号損害賠償請求事件	129,977,998 円

（追加情報の注記）

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおり。

① 出納整理期間について

ガス事業会計及び水道事業会計を除き、出納整理期間を設け、出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度の末の計数としている。

（根拠条文：地方自治法235条の5）

「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」

② 利子補給等に関する債務負担行為の翌年度以降の支出額

環境再生保全機構(利息分)	185,767 円
四市複合事務組合(元利合計分)	113,561,830 円
(社福)南台五光福祉協会	29,205,000 円
(社福)習愛会	8,700,000 円
(公財)習志野文化ホール	771,541,500 円
(一財)習志野市開発公社	469,217,370 円
大和リース(株)	59,535,000 円
千葉県電子自治体共同運営協議会	5,012,359 円
富士通株式会社千葉支社	2,620,800 円
大豊企業株式会社	527,722,644 円
株式会社楠山設計	6,189,000 円
株式会社ユニホー	270,000,000 円

③ 繰越事業に係る将来の支出予定額

通次繰越額(一般会計)

新庁舎建設事業	8,940,000 円
地域子ども・子育て支援事業	2,195,328 円
(仮称)袖ヶ浦こども園整備事業	7,507,500 円
住生活基本計画策定事業	186,300 円
津田沼小学校全面改築事業	1,639,045 円
高等学校耐震化事業	675,000 円
幼稚園耐震対策事業	1,950,800 円

繰越明許費(一般会計)

地域子ども・子育て支援事業	41,704,081 円
保育所耐震対策事業	29,996,836 円
(仮称)袖ヶ浦こども園整備事業	41,293,640 円
橋りょう対策事業	36,508,000 円
災害復旧事業(道路)	692,132,370 円
市道00-101号線道路拡幅整備事業	50,904,640 円
JR津田沼駅南口周辺地域開発整備事業	21,060,000 円
3・4・11号線整備事業	9,015,840 円

事故繰越額(一般会計)

(仮称)袖ヶ浦こども園整備事業	373,065,900 円
-----------------	---------------

通次繰越額(公共下水道事業特別会計)

津田沼処理区処理場補助事業	35,000,000 円
津田沼処理区補助事業	15,000,000 円

繰越明許費(公共下水道事業特別会計)

下水道維持管理事業	42,620,000 円
津田沼処理区単独事業	63,016,000 円
高瀬処理区単独事業	36,622,500 円

事故繰越額(公共下水道事業特別会計)

下水道維持管理事業	4,158,000 円
印旛処理区補助事業	48,225,000 円
災害復旧事業(下水道)	58,250,000 円

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額(ガス事業特別会計)

ガス管布設工事	7,897,020 円
---------	-------------

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額(水道事業特別会計)

水道管布設工事	1,259,280 円
---------	-------------

④ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

四市複合事務組合	29,709,134 円
北千葉広域水道企業団	12,275,000 円

(開始時資産の評価について)

ガス事業会計及び水道事業会計は法適用企業により、発生主義会計に基づく貸借対照表の数字を基本とした。
それ以外の会計については下記の基準により開始時資産を評価した。

事業用資産

1. 土地・・・原則として固定資産税評価額を採用

2. 建物・・・再調達価額により評価

・取得価額判明

再調達価額 = 建築額 × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

・取得価額が不明の場合

① (社) 全国市有物件災害共済会の保険申込時における建築価額を取得価額とみなし、上記判明分と同様に算定した。

② ①により判明しなかった場合は以下の式により算定した。

再調達価額 = 対象建物の延床面積 × 建物構造別・用途別単価

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却累計額

3. 工作物

A. 耐震性井戸貯水槽

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「水資源機構」を利用)

B. プール

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「非住宅 その他」を利用)

・取得価額が不明である場合の再調達価額は、事業費が判明しているものの再調達価額から主要構造に応じて、水面面積1㎡あたりの単価を算出。

主要構造：鋼板 うち事業費が判明しているプール 5箇所

$429,164,648円 \div 2,070㎡ = 207,326円/㎡$

主要構造：鉄筋コンクリート うち事業費が判明しているプール 6箇所

$62,832,828円 \div 700㎡ = 89,761円/㎡$

これに、各プールの水面面積を乗じて算出した。

C. スポーツ施設

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレータ

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

(デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「公園」を利用)

・取得価額には、付属設備も含めた。

・取得価額が不明のものうち、秋津多目的広場(少年野球場)については、類似施設(実籾本郷公園多目的広場の野球場)の事業費より、取得価額を算出。

平成9年度実籾本郷公園多目的広場：野球場(防球ネット、芝生)

事業費 $59,661,000円 \div$ デフレータ $102.2 \times 85.7 = 50,028,842円$

4. 機械器具

学校にあるポンプ設備、照明灯の一部については、それぞれ取得価額が建物、工作物【スポーツ施設】に含まれているため、機械器具としての算定はしなかった。

取得価額が不明のものうち、照明灯については同性能の資産の取得価額をもって再調達価額とした。

プラネタリウムについては、保険による再調達価額を利用した。

5. 物品

物品については、取得価格または見積価格が50万円以上の重要物品を計上した。

A. 物品

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却費累計額

取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。

再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

B. 美術品

美術品については購入金額が判明した分は購入価額を取得価額とした。

寄贈等により取得価額が不明の場合は、保険価額を取得価額とした。

その他不明分については、美術年鑑等により評価をした。

開始時簿価 = 取得価額

(美術品については時の経過により資産価値が減少しないため減価償却を要しない)

C. 車両運搬具

車両運搬具は、市の重要な資産との認識から、開始時簿価が50万円未満であっても、全て計上することとした。

使用に要されている間は耐用年数経過後も1円の備忘価額とした。

開始時簿価 = 取得価額 - 減価償却費累計額

- ・取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。
再調達価額 = 同性能の当該資産の市場価額
開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額

インフラ資産

1. 公共用財産用地

インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、土地とその上部構造の工作物等が不可分一体（当該工作物等が移動不可能または移動しないと想定されるケース等）とみられる場合、かかる土地の取得価額が不明な場合がほとんどであり、事業用資産と同様に固定資産税評価額を再調達価額として開始時簿価とした。

但し、道路（土地）については平成19年度路線単価に道路台帳で把握している面積を乗じて算出した。

平均単価

$$\text{平成19年の路線単価の合計} \div \text{路線本数} = \text{平成19年路線単価の平均}$$

$$404,528,705 \text{円} \div 4,403 = 91,900 \text{円（百円単位四捨五入）}$$

○平成23年度決算にて変更

道路用地についても、全て登記済の土地を固定資産税評価額により算定した。

2. 公共用財産施設（建物）

$$\text{再調達価額} = \text{建築額} \times \text{デフレータ}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

- ・原則として、デフレータは（社）全国市有物件災害共済会のデフレータ 建物構造別・用途別デフレータを利用した。
- ・取得価額が不明の場合
 - ①（社）全国市有物件災害共済会の保険申込時における建築価額を取得価額とみなし、上記判明分と同様に算定した。
 - ② ①により判明しなかった場合は以下の式により算定した。
再調達価額 = 対象建物の延床面積 × 建物構造別・用途別単価
開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
- ・建物に付された火災保険の建物構造別・用途別の単価は建物構造別・用途別の単価表を利用。

3. 公共用財産施設（工作物）

A. 防火水槽

$$\text{再調達価額} = \text{取得価額（事業費）} \times \text{デフレータ}$$

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

（デフレータは建設工事費デフレータの工事種別「水資源機構」を利用）

- ・供用開始年月日が不明のものは、昭和33年以前に供用を開始したものとして算定。
- ・取得価額が不明である場合の再調達価額は、事業費が判明しているものの再調達価額から容量1m³あたりの単価を算出。
事業費が判明している防火水槽 37箇所
 $165,431,285 \text{円} \div 1,660 \text{m}^3 = 899,657 \text{円/m}^3$
これに、各防火水槽の容量を乗じて算出した。

B. 道路

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

<再調達価額>

- ① 幹線1級・2級・一般市道ごとに実延長をもとに実面積を算出した。
- ② 幹線1級及び2級の道路についてはモデル道路築造費（W=11.0m L=1.0m 両サイド側溝設置・道路照明灯含む）により1m²あたりの単価（千円単位四捨五入）を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。
- ③ 一般市道については、舗装工事費をもとに1m²あたりの単価（百円単位四捨五入）を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【道路—標準単価1㎡あたり】

道 路 種 類	単 価
幹線1級	26,000円
幹線2級	26,000円
一般市道	7,300円

- ・道路台帳が管理されていない昭和61年度以前の道路は把握することが困難なので、使用開始年度は48年前（耐用年数）の昭和31年（1956年）と昭和62年（1987年）の間をとり、昭和47年（1972年）とみなした。
- ・道路については個別に把握は困難なので1年度1資産とした。
- ・認定外道路は、供用開始日がないために、昭和61年度以前部分に含めた。
- ・昭和62年度以降は台帳から算出した。
- ・赤道は算出しなかった。

C. 公園

$$\text{開始時簿価} = \text{再調達価額} - \text{減価償却費累計額}$$

<再調達価額>

- ① 事業費が判明した公園については、事業費をもって再調達価額とした。
- ② 事業費が不明の公園については事業費が判明した公園の種類ごとの事業費を現況地積で割り返し、1m²あたりの単価（百円単位四捨五入）を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【公園—標準単価】

公園種類	単価
①地区公園	12,100円
②近隣公園	11,000円
③街区公園	9,900円
④都市緑地・都市緑道	1,200円
⑤その他(※1)	個別に判断

※1 谷津干潟公園は事業費
 谷津干潟公園は都市緑地の単価を適用
 秋津公園は事業費
 香澄公園は事業費
 海浜公園は地区公園の単価を適用
 鷺沼台2丁目暫定広場は街区公園の単価を適用

・地区公園標準単価について

実籾本郷公園 事業費 501,392,100円÷41,328.74㎡≒12,100円

・近隣公園標準単価について

袖ヶ浦西近隣公園 事業費 203,970,650円 現況地積 22,225.00㎡
 袖ヶ浦東近隣公園 事業費 223,797,730円 現況地積 22,073.27㎡
 屋敷近隣公園 事業費 291,682,610円 現況地積 20,444.49㎡
 計 719,450,990円 計 64,742.76㎡
 719,450,990円÷64,742.76㎡≒11,100円

・街区公園標準単価について

東習志野ふれあい広場 事業費 90,125,837円 現況地積 8,998.87㎡
 屋敷ふれあい公園 事業費 62,118,000円 現況地積 6,309.47㎡

計 152,243,837円 現況地積 15,308.34㎡
 152,243,837円÷15,308.34㎡≒9,900円

・緑地等標準単価について

谷津5丁目公園 事業費 4,831,730円÷ 現況地積 4,020.88㎡≒1,200円

D. 下水道管きょ

下水道管きょについては市施工分と移管分にわけて開始時簿価を算定した。

①市施行分

再調達価額 = 取得価額(事業費) × デフレーター
 開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
 市施行分については昭和41年度以降の事業費の積み上げにより算定した。

②移管分

開始時簿価 = 再調達価額 - 減価償却費累計額
 移管分については事業費が不明なので、管の工法・種別・口径ごとに1㎡の単価を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

開 削	(万円)												
管 径	φ 100	φ 150	φ 200	φ 250	φ 300	φ 350	φ 400	φ 450	φ 500	φ 600	φ 700	φ 800	φ 900
平成9年度													
1m当り単価	9.439	9.621	9.864	10.169	10.535	10.963	11.452	12.003	12.615	14.024	15.679	17.58	19.727
補正率	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り													
採用単価	9.543	9.727	9.973	10.281	10.651	11.084	11.578	12.135	12.754	14.178	15.851	17.773	19.944
管 径	φ 1000	φ 1100	φ 1200	φ 1300	φ 1350	φ 1500	φ 1600	φ 1650	φ 1800	φ 2000	φ 2100	φ 2200	φ 2400
平成9年度													
1m当り単価	22.12	24.759	27.644	30.775	32.433	37.775	41.644	43.671	50.12	59.58	64.679	70.024	81.452
補正率	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り													
採用単価	22.363	25.031	27.948	31.114	32.790	38.191	42.102	44.151	50.671	60.235	65.390	70.794	82.348
小口径推進	(万円)												
管 径	φ 200	φ 250	φ 300	φ 350	φ 400	φ 450	φ 500	φ 600	φ 700				
平成9年度													
1m当り単価	27.096	28.003	29.117	30.44	31.97	33.709	35.655	40.172	45.521				
補正率	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011				
1m当り													
採用単価	27.394	28.311	29.437	30.775	32.322	34.080	36.047	40.614	46.022				
推 進	(万円)												
管 径	φ 800	φ 900	φ 1000	φ 1100	φ 1200	φ 1350	φ 1500	φ 1600	φ 1650	φ 1800	φ 2000	φ 2200	φ 2400
平成9年度													
1m当り単価	53.58	54.041	54.99	56.427	58.352	62.155	67.055	70.932	73.054	80.15	91.32	104.442	119.516
補正率	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011	1.011
1m当り													
採用単価	54.169	54.635	55.595	57.048	58.994	62.839	67.793	71.712	73.858	81.032	92.325	105.591	120.831

Ｅ．橋りょう

開始時簿価＝再調達価額－減価償却費累計額

<再調達価額>

- ① 橋梁ごとに実延長をもとに実面積を算出した。
- ② 橋梁を跨線橋と一般橋梁に分類し、モデル事業築造費により1㎡当たりの単価(百円単位四捨五入)を算出し、その単価に基づき再調達価額とした。

【橋梁—標準単価1㎡当たり】

橋 梁 種 類	単 価
跨線橋	560,900円
一般橋梁	356,800円

- ・道路台帳が管理されていない昭和61年度以前のすべての橋梁は把握することが困難なので、供用開始が不明の場合は使用開始年度を60年前(耐用年数)の昭和19年(1944年)と昭和62年(1987年)の中間をとり、昭和42年(1967年)とみなした。
- ・橋梁については個別に特定できるので個別に管理することとする。

Ｆ．人工地盤

開始時簿価＝再調達価額－減価償却費累計額

<再調達価額>

- ① 人工地盤は、道路の一部を構成しているが、一般の道路とは構造が異なるため、別途価額を算定した。
- ② 該当3箇所について、次のとおり算定した。
 - ・ペDESTリアンデッキ南口・・・事業費にデフレータ(道路橋梁)を使い再調達価額を算定。
 - ・ペDESTリアンデッキ北口・・・事業費が不明なので南口事業費1㎡当たりの再調達価額をもとに算定。
 - ・津田沼駅構内跨人道橋・・・事業費にデフレータ(道路橋梁)を使い再調達価額を算定。
- ③ 耐用年数は橋梁と同じ60年とした。

Ｇ．水門・護岸

港湾は3件確認できたが、事業費を特定することが困難であったので備忘価額1円とし、今後の検討課題とする。

４．公共用財産施設(機械器具)

機械器具については、財産上の観点から取得価額をもって価額算定の基礎としたが、建物等と一体となって機能を果たしているものについては、建物に準じて減価償却資産として価額算定をした。

<対象施設>

・ポンプ室、地下水浄化施設、水質測定機、ポンプ場、芝園清掃工場、リサイクルプラザ、茜浜衛生処理場、消防指令装置、津田沼浄化センター

○ポンプ室、地下水浄化施設、水質測定機の開始時簿価は、下記の式により算定。

開始時簿価＝取得価額－減価償却費累計額

- ・公園にあるポンプ室については、取得価額が工作物【公園】に含まれているため、機械器具としての算定はしなかった。
- ・取得価額が不明の2件については、再調査することとし、開始時簿価は1円とした。

○ポンプ場、芝園清掃工場、リサイクルプラザ、茜浜衛生処理場、消防指令装置、津田沼浄化センターの開始時簿価は、下記の式により算定。

再調達価額＝取得価額(事業費)×デフレータ

開始時簿価＝再調達価額－減価償却費累計額

- ・清掃工場、リサイクルプラザなどは一連の工程でその機能を果たしていることから、一体とみなして算定した。
- ・取得価額が不明のものうち、ポンプ場については費用関数にて取得価額を算定した。

５．公共用財産施設(物品)

物品については、事業用と同様に「物品」「車両運搬具」の区分に分類し、車両運搬具は、市の重要な資産との認識から、開始時簿価が50万円未満であっても、全て計上することとした。

使用に要されている間は耐用年数経過後も1円の備忘価額とした。

開始時簿価＝取得価額－減価償却費累計額

- ・取得価額が不明である場合の開始時簿価は、同性能の当該資産の市場価額をもって再調達価額とし、下記の式により算定した。

再調達価額＝同性能の当該資産の市場価額

開始時簿価＝再調達価額－減価償却費累計額

第 6 章

習志野市の財務面 からみた意見書

公認会計士 中神 邦彰

1. 習志野市（連結）経営指標を用いた現状分析

平成 25 年度の習志野市の実態（連結）につき経営指標を用いて分析した結果は下記のようになります。

<公会計における発生主義経営指標一覧>

<指標の観点>	<具体的な指標の例>
A. 世代間の負担割合	純資産比率
B. ストックの財政能力	安全比率
C. 効率性の分析	住民1人当たり人件費 住民1人当たり総行政コスト 住民1人当たり純行政コスト
D. 公共サービスの分析	受益者負担割合

A. 純資産比率：純資産合計／総資産合計

純資産合計	総資産合計	純資産比率
4, 094億円 (4, 064億円)	5, 066億円 (4, 969億円)	80. 8% (81. 8%)

(注) () 内は平成 24 年度の数字

資産のうち、どれくらいの割合が正味の資産、すなわち借金の返済を必要としない資産かを示しています。その反対（負債合計／総資産合計）は負債比率であり、資産のうちどの程度が借入金に依存しているのかを示します。純資産比率 80.8%とは、習志野市の総資産のうち、約 8 割が正味の資産であり、約 2 割は借入金に依存しているということを意味します。平成 25 年度は平成 24 年度の 81.8%に比べて 1.0 ポイント低下していますが、財務状況がほぼ同水準であることを表しています。

この比率は、民間では企業の財務能力の判断のために最も重視される比率です。破綻しているかどうかを判断する際には、まず最初に確認される比率といえます。

一方、地方自治体にとっては、民間のようにこの比率がすぐに破綻かどうかといった緊急性の高い比率ではありません。しかし、現在持っている資産が現在世代の負担の蓄積なのか、あるいは将来世代への負担となっているかを表すものであり、そうした観点から意味のあるものとなります。この比率が高ければ、現在世代が習志野市における資産の形成コストの大きな部分を負担していることになります。反対に低ければ、将来世代がそのコストの相当部分を負担しなければならないことを意味します。

将来の世代もこの有形固定資産を利用するので、負担するのは当然、という考えもありますが、社会資本は今後も充実が求められており（例：下水道）、過去の形成資本

への負担は一定限度を超えてはならないといわれています。

因みに、民間企業は利益獲得が本源的目的とも捉えられ、借入金は将来稼得する利益で返済することを予定していますので、借入金の額やあり方については比較的柔軟に考えることができます。しかし、地方公共団体の第一義的な目的は、利益の追求ではなく住民福祉の向上にあるといわれており、元来、地方自治体は利益が出る構造にはなっていません。

従って、将来獲得する利益の見込みが至って低いため、借入金の返済も将来の税収に頼らざるを得ない面を持ち合わせています。もちろん、税収全てを返済に回すわけではありません。借金返済に充てられる税金は、当年度に支出した費用支出等や基金などの積み増し分を引いた残りしかないので、借入の比率が高いと財政不安となってしまう、そうした観点からは純資産比率には一定の意味があると言えます。

他市との比較についていえば、本市はこの純資産比率が比較的高く、相対的には健全な部類に入ります。

B. 安全比率：（純資産－インフラ資産）／（総資産－インフラ資産）

純資産	インフラ資産	総資産	インフラ資産	安全比率
4, 094億円 (4, 064億円)	3, 610億円 (3, 625億円)	5, 066億 (4, 969億円)	3, 610億円 (3, 625億円)	33. 2% (32. 7%)
484億円 (439億円)		1, 456億円 (1, 344億円)		

(注) () 内は平成24年度の数字

これはインフラ資産の価値をゼロと考えたときの純資産比率です。インフラ資産とは、住民の社会生活の基盤として、必要不可欠のネットワークをなすものです。これらの資産の整備は、地方自治体の重要な仕事のひとつであり、道路や橋、上下水道、ガス、公園（それらの底地も含む）などが該当します。しかし、道路・公園のような資産は、市民サービスの源泉とはなっていますが、経済的取引にはなじまない（売却可能性が低い）資産です。純資産比率における説明でも言及したとおり、地方自治体においては借入金の返済原資になりうる利益の獲得は難しいため、資産の売却額を直接的な原資として借入金を返済することが考えられます。この場合、インフラ資産のように売却に支障があるものは返済原資になり得ないとの考え方があります。換言すると、この種の資産は借金の担保能力をもたないとも言えます。したがって、地方自治体の借金返済能力を厳密に検討するためには、これらインフラ資産を除いて、負債と比べることが最も堅い（無難な）考え方となります。

このため、民間企業では純資産比率から財務能力を判断しますが、地方自治体においてはどちらかといえばこの安全比率で判断することが適当といえます。この比率がマイナス、すなわち分子がマイナスになるときは、事実上の債務超過であり、財政的

には危機的な状況と考えるべきです。

債務超過とは、持っている資産の総額よりも、借金等の負債の総額の方が多い状態です。毎年、地方債返済額が、毎年の財政を圧迫しているだけでなく、新たな起債に関しても多くの制約を受ける可能性もあり、困難な状況が生まれます。安全比率がマイナスとなると、借金等のための担保は事実上ないということであり、財務の安全性を直接表現する指標と言えます。本市の平成 25 年度における安全比率 33.2%は平成 24 年度に比べ 0.5 ポイントの上昇となっており改善されています。

C. 効率性比率

住民 1 人当たり人件費

人件費 / 住民人口

人件費	平成 26 年 3 月末 住民基本台帳人口	1 人当たり人件費
146 億 6 千万円 (148 億)	165,536 人 (163,782 人)	8 万 9 千円 (9 万円)

住民 1 人当たり純行政コスト

純行政コスト / 住民人口

純行政コスト	平成 26 年 3 月末 住民基本台帳人口	1 人当たり純行政コスト
555 億 4 千万円 (537 億 9 千万円)	165,536 人 (163,782 人)	33 万 6 千万円 (32 万 8 千円)

住民 1 人当たり総行政コスト

総行政コスト / 住民人口

総行政コスト	平成 26 年 3 月末 住民基本台帳人口	1 人当たり総行政コスト
723 億 1 千万円 (702 億 9 千万円)	165,536 人 (163,782 人)	43 万 7 千円 (42 万 9 千円)

(注) () 内は平成 24 年度の数字

平成 25 年度の住民 1 人当たりの人件費 8 万 9 千円は、平成 24 年度に比べ 1 千円減少しています。一方、住民 1 人当たりの純行政コストおよび住民 1 人当たりの総行政コストはいずれも、前年対比において逡増しています。これは、扶助費の増加と公共下水道事業における災害復旧費および施設老朽化に伴う修繕費が増加したことによるものです。

これら 3 つは市の行政活動の本当の意味での効率性を表す重要な指標です。

行政内容については、民間における企業活動ほど、地方自治体によって差異は生じないので、その住民 1 人当たりコストを比較することは極めて大きな意義を持ちます。そして、発生主義の採用により、このコストの中には実際に現金は支出されていない退職給付引当金や減価償却費などが当年中に負担すべき費用として算入されています

ので、これまでよりはずっと正確なコストとなります。基準モデルの今回の会計手法では、人件費の中には所定の給料と退職給付引当金、賞与引当金が含まれるほか、現行の「決算統計」や従来の会計では物件費に含まれている臨時的任用職員の賃金等も人件費に含むこととなり、経営上の様々な改善のためのより有効なデータとなります。ただ、規模のメリットにより効率性が高くなるため、大規模な地方自治体の方が住民1人当たりのコストは小さくなることは十分にあり得ます。従って、同規模の地方自治体間で比較することのほうがより有用となります。

D. 受益者負担率：使用料・手数料等／経常費用

	使用料・手数料等	経常費用	受益者負担率
連結会計全体	150億2千万円 (148億7千万円)	723億1千万円 (702億9千万円)	20.8% (21.2%)
(一般会計)	19億9千万円 (19億7千万円)	402億9千万円 (407億円)	4.9% (4.8%)
(ガス事業会計)	73億6千万円 (70億2千万円)	65億6千万円 (61億7千万円)	112.2% (113.8%)
(水道事業会計)	17億7千万円 (18億1千万円)	11億6千万円 (11億6千万円)	152.6% (156.0%)

(注) () 内は平成24年度の数字

地方自治体の費用にはいろいろな性格のものがあります。中にはサービスの受益者が直接的に負担すべきことが望ましいコストがあり、具体的には使用料および手数料となります。経済学の世界で使われる“受益者負担の原則”に基づいた考え方です。そして、経常費用に対して使用料および手数料が占める割合を表すものが上記に掲げる受益者負担率となります。

平成25年度の連結会計における受益者負担率は20.8%となり、平成24年度に比べると0.4ポイント低くなっています。国の財政状態の改善が難しいと予測されるなか、市町村に対して支給される補助金も現状の水準にて今後も行われるとは限りません。その場合、自主財源の確保が急務となります。この点から観れば、受益者負担率は長期的にはもっと上昇させていかなければなりません。

2. 習志野市 自治体運営における資金についての検討

地方自治体の運営と資金の管理運用

習志野市では下記のように過去 6 年間で順調に資金、基金等を増やし、同時に公債についても減らしてきました。元々、地方自治体は利益を追求する存在ではなく、住民福祉の向上のために存在するものであるため、通常活動の中で資金等が増えていくことは難しく、経費節減と新規資産の絞込みを継続的に行ってきた結果として下記のように資金増に繋がったわけです。しかしながら、未だ総資産における資金等の割合は 6.9% しかなく（第 5 章参照）、全国的にみても決して高いほうとは言えません。現状、予測される資産更新費用が毎年数十億円かかることからみても決して十分とは言えず、今後も継続的な取組みが必要となります。

地方自治体の運営を考える際、よく“資金”が十分でないと耳にします。このワードは民間事業者でもよく聞くものではありませんが、改めてその理由について考えてみると、民間事業者と同様に単に収入（売上）が低迷したり、資金管理が十分でなかったりして資金に窮しているという状況の場合と、自治体特有な状況の中で資金の運営が制限されることに大別されそうです。結論から言えば、巨額の資産更新費用が予測されるため、中長期にはかなりの資金調達が必要となることは必然ですが、現金取引を主とした地方自治体において、単年度においても想像以上に資金のやりくりが窮しているようです。具体的には、収入（売上）が自助努力によって上りにくい、資金の管理状況が悪く効果的な資金運用ができていない、予定される大きな資金ニーズに見合う資金が手許にない、ひも付きになっている資金は自由に使えない、などの状況があると実務的には資金繰りに窮することになります。これらは、民間事業者とはかなり条件が異なりますので、資金等に関わる留意事項につき以下、記します。

《貸借対照表》より

① A 資産の部		(平成 20 年度) (平成 25 年度)		
2 投資等	b 基金等	5,584	12,742	+ 7,158 百万円
3 流動資産	a 資金	6,924	17,470	+10,546 百万円
<合 計>				< +17,704 百万円 >
② B 負債の部		(平成 20 年度) (平成 25 年度)		
1 固定負債	a 地方債	69,230	66,778	△2,452 百万円
2 流動負債	a 地方債	6,478	6,396	△ 82 百万円
<合 計>				< △2,534 百万円 >

①手数料収入等のコスト構造の改善

住民票の発行や公民館の使用料などの手数料収入は地方自治体において独自の収入となりますが、手数料収入におけるコスト構造（採算性）は決して十分なものではありません。上述したように自治体の本来の目的である住民福祉の向上の観点からすれば手数料収入自

体がサービスであるとも言えますので、この部分において採算をとる必要はありません。しかし、発生しているコストはどこかで賄う必要が当然ありますが、税金等が頭打ちとなり十分に全てのコストを賄いきれない状況を鑑みると、手数料収入等においても一定のコスト回収を行わなければなりません。

十分な採算がとれていない状況については、かなり以前から認識されていましたが、一向に改善できていません。その理由の一つに、使用料の負担増につき利用者に納得してもらうに際して、その前段階での説明において住民票作成や施設維持のフルコスト（費用総額）が提示できなかったことが挙げられます。具体的には固定資産台帳が未整備であったことから、使用施設の減価償却費の算出ができなかったため、フルコストが算定できませんでした。この点、習志野市は、平成 26 年 4 月 1 日に改正された使用料の算定に、減価償却費の考え方を導入しています。

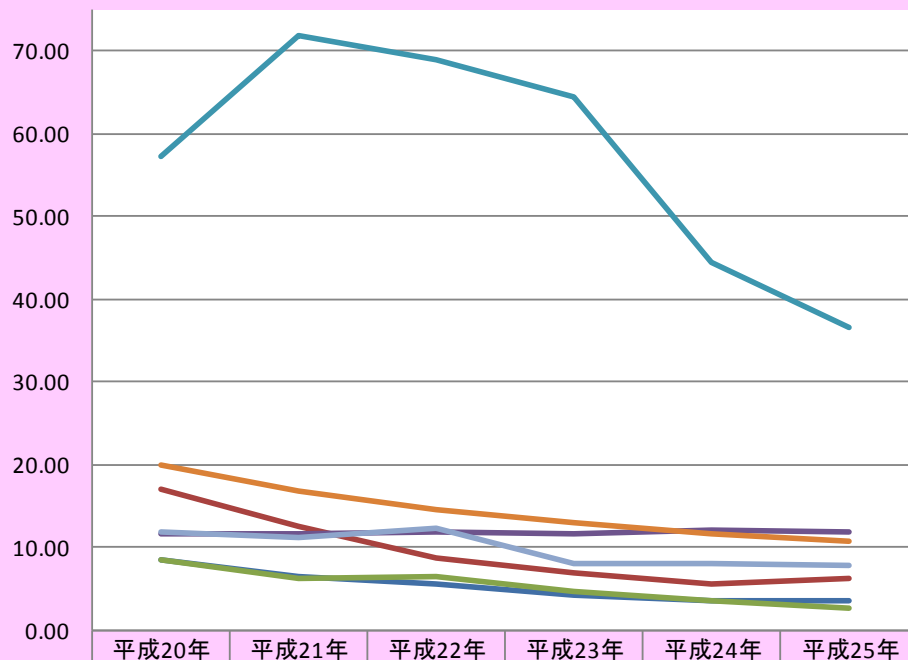
②貸倒引当金の設定からみた未収債権の回収（徴収）

地方自治体における未収債権（未収金）の回収（徴収）については、従来、あまり重視されていなかったようです。しかし、平成 20 年度から始まった公会計改革により民間会計に準じた財務 4 表の作成が始まると、これは貸倒引当金の設定率（額）というかたちにて露呈することとなりました。具体的には、貸倒引当金の設定率に関しては複数の地方自治体の財務 4 表においても 10%を越える状況が散見されましたが、この水準はかなり高いものと考えられます。例えば民間事業者について言えば、国税庁が公表している法定繰入率がひとつの参考になるかと思われますが、次頁のように 0.3～1.0%と設定されています。法定繰入率とは法人税の計算の中で税務上の費用として認められる基準となります。よって、一定の合理性をもったものと考えられますので、実態数値に近似的なものとして捉えることが出来ます。比較してみると、地方自治体における貸倒引当金の設定水準は民間事業者の 10 倍以上となります。逆に言えば、地方自治体の現状の水準では民間事業者の場合、よほど恵まれていないかぎり、資金繰りがもたず倒産の憂き目にあいます。

従って、こうした実情に危機感を抱いた地方自治体では、税金をはじめとした未収債権の回収（徴収）に力を入れはじめ、条例制定を視野に入れながら債権回収の方法にも工夫を施し着実に成果を挙げ始めています。

習志野市においてもここ数年、債権徴収手続きを重視した結果、次頁のように成果を残してきました。具体的には、未収債権の種類毎に担当課が分かれる中で、全庁統一的な基準による徴収手続きが実施されていなかったことに対する反省点を踏まえ、まず財務 4 表にて市全体の未収債権額の確認を行いました。また、平成 24 年 12 月には債権管理条例を制定するとともに、平成 25 年 4 月 1 日に債権管理課を創設しました。更に平成 26 年 9 月 1 日には債権管理連絡会議を設置して関係各課における徴収の取組みについての情報共有や連絡体制の構築を進め、更なる徴収対策の強化を図っています。以上の取組みにより、管理体制の改善強化が行われ、新たな資金確保が可能となります。

税収等の貸倒率(%)の推移



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
個人市民税	8.37	6.47	5.53	4.22	3.51	3.57
法人市民税	17.02	12.50	8.77	7.00	5.55	6.12
固定資産税	8.38	6.21	6.54	4.62	3.63	2.64
軽自動車税	11.57	11.65	11.83	11.72	12.06	11.85
市営住宅使用料	57.31	71.88	69.08	64.39	44.42	36.62
国民健康保険料	19.99	16.74	14.61	13.06	11.73	10.78
下水道使用料	11.87	11.27	12.39	7.91	8.03	7.69

＜税務上の貸倒引当金の法定繰入率＞

区 分	法定繰入率
卸売・小売業	1.0%
製造業	0.8%
金融・保険業	0.3%
その他(割賦販売小売業除く)	0.6%

③単年度主義に基づく資金計画

現在、官庁会計では単年度主義・現金主義に基づく予算制度が採用されています。従って、資金繰り計画は短期的なものが中心となり中長期の資金繰り計画を立てている自治体はほとんどありません。これには、固定資産台帳が整備されていない状況下では将来的な施設更新等のコスト情報が算出できないため、中長期的な資金ニーズがはっきりしないということも少なからず影響しています。

資産更新問題（次記④）を検討していくと、現状施設の規模縮小が避けられなくなりま

す。所謂、施設の適正規模の検討です。利用ニーズをはじめとした観点から適正規模のあり方が問われることになりますが、その重要なファクターとして資金調達力（量）も挙げられます。利用の観点から必要であっても、資金不足であれば造れないということです。その際、登場するのが中長期財政（資金）計画です。この点からの検討もまた資産更新問題には必須と言えます。習志野市においては、中長期の財政（資金）計画が今後の課題となります。

④資産更新問題で必要となる巨額な資金調達

資産更新問題により国や地方自治体は必然的に巨額な資金調達を課されています。習志野市においても毎年数十億円の更新費用が算出されています。これは中長期での対応を余儀なくされる規模であるため、当然、単年度においても資金抛出の要請は強く、資金枯渇の念から逃れることはできません。

⑤異なる性格を有する税収等への対応（税収、地方交付税交付金、補助金）

地方自治体の収入は大別すると税収等と手数料収入（前述①）になります。税収等は更に税収と地方交付税交付金、補助金とに分けられます。この3つは其々性格が異なるため会計処理上も区別の余地があります。区別する観点としてはア）地方自治体に直接的に収納されるか国により間接的に配分されるか、イ）用途の自由性の有無が挙げられます。

ア）の観点からみると、法人（個人）市民税、固定資産税等の税収は地方自治体に直接収納されますが、地方交付税交付金は国が国税の一定割合を原資に各自治体に割り振るもので、補助金もまた国が自治体における一定の事業や施設の取得に際して補助的に支払うものです。一方、イ）については税収や地方交付税がその用途につき特定されず自治体の判断で自由に使えますが、補助金は予め決まった事業や施設の購入にひも付きの条件で支給されます。結論から言えば、税収と補助金が両極にあり地方交付税交付金は中間的な存在となります。公会計の議論で、これら税収等につき民間会計に準じて行政コスト計算書の売上に計上すべきとの考え方がありますが、税収等の性格に言及しない不十分さも否めません。

習志野市においては、純資産変動計算書に計上されている税収は前述のとおり増収（前年度より約9億円の増加）となっています。また、移転収入に計上されている補助金等は大幅に増額しているように見えます（前年度より170億円弱の増加）が、実はそれに対応する支払いが行政コスト計算書上、補助金等・社会保障関係費等に計上されており、こちらも増額（前年度より160億円弱）しているため、相殺すれば基本的には変わりません（国・県の財政状態を鑑みると増加する余地はありません）。自主財源としての税収を増加させることが望ましく、企業や住民の誘致が基本となりますが、新たな住民の年齢層によっては新たな支出も発生することに留意する必要があります。

⑥補助金とひも付きの経費

資金残高を増やそうとする場合、経費等の削減が効果的であることは言うまでもありません。但し、地方自治体、特に市町村の支払いは、国や県からの補助金が原資となっているものも少なくなく、そうした補助金とひも付きの経費を減らすとそれに応じて収入も減

るという構造になっています。つまり、両建て計上となっていますので、事業や施設につき補助金等とのひも付きの有無や額を考慮しないと、結果として市町村の手持資金が増えるとは限らないこととなります。従って、新たなる資金の確保につながる節減経費は財源補助のない人件費をはじめとする限られた経費が対象となります。

⑦基金としての資金の確保

現状の官庁会計では現金主義を採用しているため、発生主義のように減価償却費という概念が存在せず、間接金融効果に基く資金の貯蓄効果は生じません。また、単年度主義の予算制度では、原則、資金を繰り越すことはできませんが、基金の設立によって単年度主義の枠内でも実質的に資金を残す（繰り越す）ことが可能となります。しかし、基金は一定の規定に基かないと設立することはできません。つまり明確な基金設立の目的と一定の情報が必要となるわけです。設立の目的等が明確でないと不明瞭に資金を繰り越したことになりますし、裏返せば、資金が余っているとも解釈され、その分税金を減額せよという話にもなりかねません。昨今、問題視されている資産更新問題は本質的にかなり重要な課題ですが、更新対象の施設等の情報が問題となります。個別施設の詳細情報のみならず、全施設情報に基く重要性等の判断も必要となりますが、その際、固定資産台帳の存在は必須となります。しかしながら、公会計改革がスタートするまでは価格情報等が含まれた台帳の整備は行われてはいなかったため、データとしての不十分さから、資産更新費用のための基金設立は難しかったと思われます。習志野市においては、平成 25 年度に施設等の改修対応のための基金（公共施設等再生整備基金）の設立がなされています。これには、固定資産台帳とそれに基くアセットマネジメントの存在が前提となっていることに留意する必要があります。



第 7 章

習志野市における

キャッシュ・マネジメントの
現状と課題

(監修) 公認会計士 浅田 隆治

(執筆) 望月 洋

古谷 淳

加藤 義隆

岩切 秀樹

第7章 習志野市におけるキャッシュ・マネジメントの現状と課題

1. キャッシュ・マネジメント（資金管理）とは

企業に資金繰りがあるように、自治体にも資金繰りがある。自治体は、税金や地方交付税交付金、借入などに伴う資金の受けが日々ある一方、公共事業や施設運営にかかる支払い、職員給与の支払いなど様々な資金の支払いも日々発生する。支払時に原資がなく不払いとなると、企業同様その信用は大きく傷つき適切な行政サービスが執行されなかったり、破産したりする恐れがある。

資金計画を立て余分な資金調達を行わず一時的に滞留する資金を運用し、日々の支払に備える。こういった一連の取組をキャッシュ・マネジメント（資金管理）という。企業の財務戦略という観点で見れば、親会社や中核会社がグループ企業の資金を集中管理することにより、全体として効率的な調達や運用を達成する手法、業務改革の一手段として認識されることが多い。

全ての自治体では当然ながら資金繰り業務が存在する。これを「キャッシュ・マネジメント」として認識できるか否かは極めて重要である。それは、不要な資金は調達しなければ金利コストを削減出来るし、余った資金を効果的な運用に回せば原資が増える訳で、これらは全て市民の税金や自治体の財政運営に直結するからである。

本稿では、財政改革のフロントランナーである習志野市が、キャッシュ・マネジメントについて、如何に取り組んでいるかを確認する。

なお、公金という意味では大別して、①歳計現金（歳入歳出に属する現金）、②歳入歳出外現金（市に属さない現金で職員から源泉した所得税や共済組合掛金等）、③基金現金（条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための資金）の3つがあるが、本稿では、特に歳計現金¹を中心とした分析を行うこととしたい。

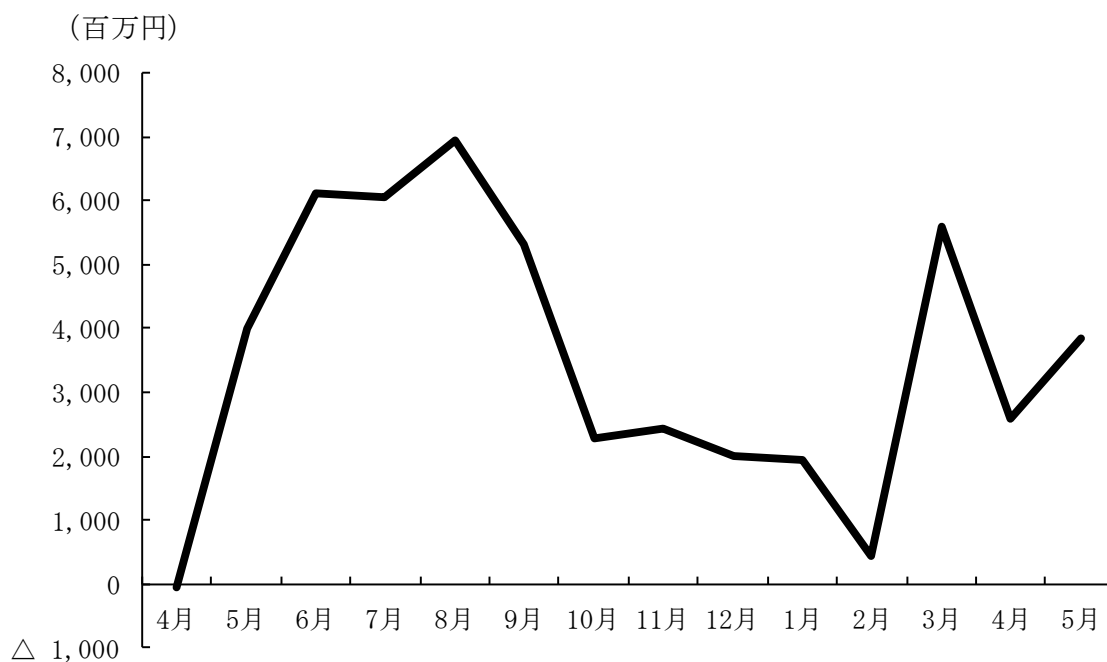
¹ 地方自治法第二百三十五条の四で「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金」と定義される。なお、歳入歳出に属する現金であるため、会計年度独立の原則（その会計年度の歳入は、当該年度の歳入をもってまかなうという原則）に伴い、一会計年度の資金として扱われる。

2. 習志野市のキャッシュ・マネジメント

習志野市はこれまでの財政的努力から基礎的財政収支は黒字であり、「基礎的財政収支の黒字をもって財務的支出を如何に賄うか」という側面の強い自治体である。こうした自治体は、どちらかといえば資金が積み上がり易く、資金調達というよりは運用が課題となる場合が多い。

実際、平成 25 年度の歳計現金（月末残高）の推移をみるとプラスで推移していることが分かる（下図参照）。また、これを反映して金融機関からの一時借入金も行われておらず、歳計現金が不足する期間（日次ベースでは発生）は、基金からの繰替運用で対応している。すなわち、自治体の会計年度内（概ね 1 年）の資金管理に限ってみれば「調達は特に問題がなく如何に運用するかが課題」となっているといえる。

平成 25 年度の歳計現金（月末残高）の推移



* 歳計現金が不足する期間は、基金からの繰替運用で対応。

こうした中で、習志野市におけるキャッシュ・マネジメントの方針ともいえるのが公金管理方針（章末資料参照）である。

習志野市の公金管理方針をみると、以下の点が特徴として指摘できる。

(1) 歳計現金の集中管理がなされている

歳計現金について、1つの部署で集中管理することは、キャッシュ・マネジメントの基本である。同市の場合は会計課がその責を担い、「公金管理会議」の事務局、「公金管理方針」の取りまとめを行いながら集中的に会計課が責任もって管理する体制となっている。

(2) 実際的かつ安定的な内容

管理方針が実務に寄り添った内容となっているほか、詳細に規程されており担当者毎では方向性が変わらない（良い意味で担当者をしっかりと守る）内容となっている。

(3) 歳計現金の運用が3カ月以内に限られていること

同市では、歳計現金の運用期間の上限を1年以内としていたが、現状、3カ月以内としている（3カ月以上の運用は不可）。これは、平成18年5月の「新地方公会計制度報告書」で「資金は現金及び3か月以内の短期投資等から構成される」という旨が記されたことを踏まえたものであった。

もっとも、同市では、本来、運用の上限は1年であるべきと考えており（現状、自治体によっては1年を上限としているところもある）、総務省にもその旨を述べてきた。

こうした中で、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」では「資金管理方針等で定めた期間も現金とする」との方針が定まり、これを踏まえて運用期間の再変更を検討している。

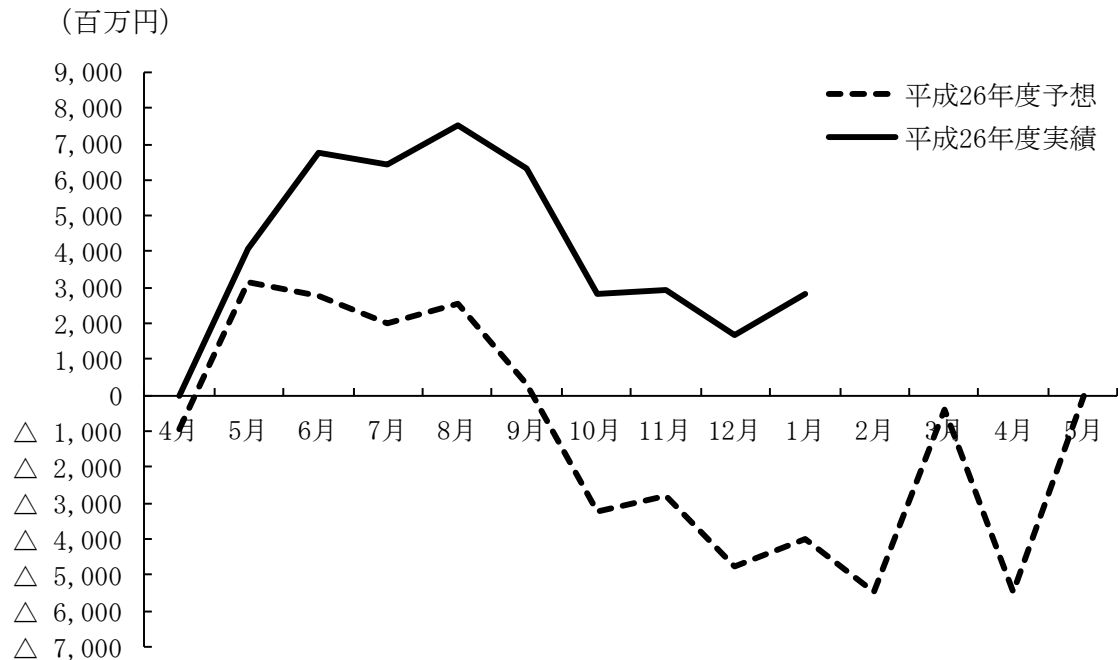
(4) 予測精度向上の観点から資金計画の作成に関する規程に工夫の余地があること

キャッシュ・マネジメントの最大のポイントは、資金計画の予測精度にあるが、公金管理方針では、各年度初めに月単位、四半期単位での年間計画を策定することを求めている。これを日次単位で週間計画、月間計画、年間計画を策定し、少なくとも毎週計画のリバイスを行い、先々のキャッシュフローを的確に把握していけば、運用機会の更なる拡大が可能となるかもしれない。

現在の超低金利下では運用効果は限定的ではあるが、将来金利が上昇していく可能性は十分にあり、むしろ低金利の今から準備していくことが肝要と思われる。

資金計画の予測精度

平成 26 年度の資金計画では、予想と実績にズレが発生している。



* 歳計現金が不足する期間は、基金からの繰替運用で対応。

3. 平成 25 年度、平成 26 年度の習志野市における歳計現金の運用動向

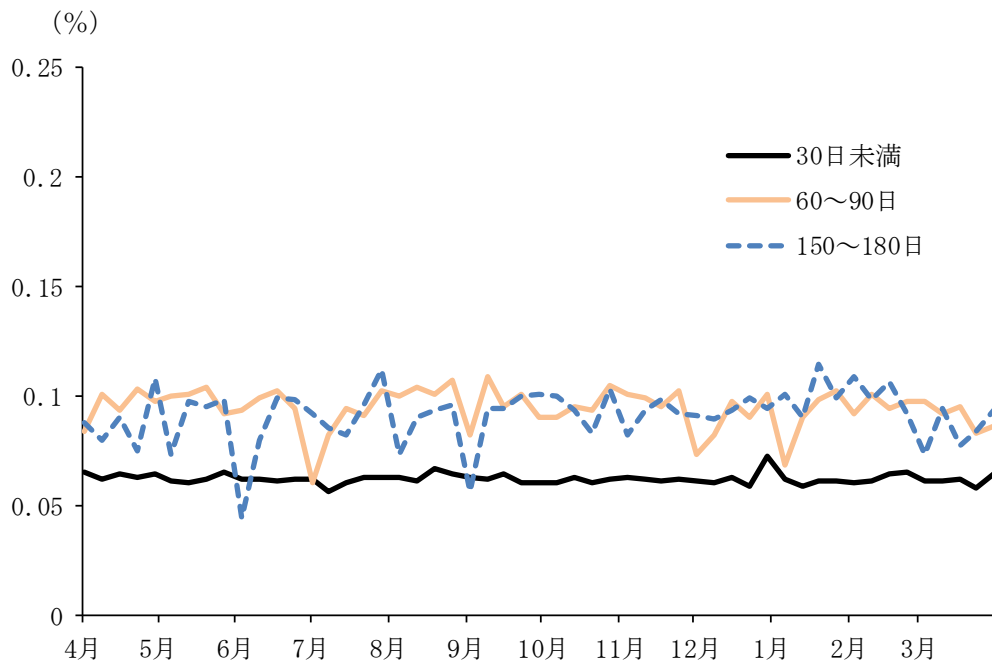
(1) 平成 25 年度

①平成 25 年度の金利環境

平成 25 年度の金利動向は、4 月の日本銀行による異次元の緩和によって債券相場は振れ幅の大きい展開であった。長期金利は 5 月末には 1% 近辺まで上昇する場面もあったが、次第に市場は落ち着きを取り戻し、日本銀行の国債買入による好需給により、長期金利は 0.6% を割り込む展開となった。

このような環境下、預金金利の利回りは低位安定となり資金運用は極めて難しい環境であった。

平成 25 年度預金金利（譲渡性預金）の推移



②リスク管理

預金運用については、3 銀行、1 農林系金融機関に分散される形で行われており、金融機関に対する信用リスクを分散する観点からは適切な対応といえる。債券運用については、国庫短期証券に限った運用を行っているが、同商品は元本割れ等の価格変動リスクが避けられるほか、運用先も 2 つの証券会社への分散が図られており流動性リスクの観点からも安全な対応を行っていると評価できる。

③運用パフォーマンス

習志野市の預金及び債券運用の利息額（実績）と市場の実勢利回りで計算した利息額（理論値）を比較して、運用パフォーマンスの妥当性を検証したところ、実際の利息額 92.2 万円に対して理論値は 90.7 万円とほぼ変わらない結果となった。これは、習志野市の運用は市場の実勢利回りに応じた妥当な運用が達成されていることを示している。

習志野市の運用パフォーマンス

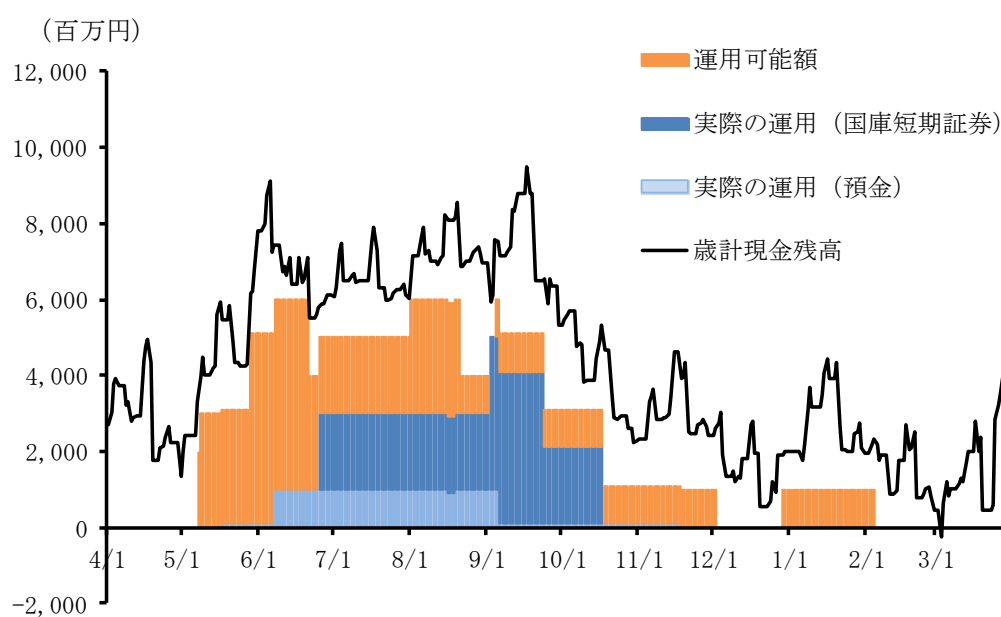
取引金融機関	運用額 (百万円)	預金種別	運用開始日	運用満期日	日数	利回り (%)	利息額（実 績、円）	市場実勢利回 り（%）	利息額（理論 値、円）
X農林系	100	定期預金	H25.5.17	H25.8.16	91	0.11	27,424	0.103	25,679
A銀行	500	譲渡性預金	H25.6.7	H25.9.6	91	0.055	68,561	0.095	118,425
B銀行	200	定期預金	H25.6.7	H25.9.6	91	0.085	42,383	0.095	47,370
C銀行	200	定期預金	H25.6.7	H25.9.6	91	0.100	49,863	0.095	47,370
Y証券	2,000	国庫短期証券	H25.6.25	H25.9.24	91	0.091	454,000	0.090	448,665
X農林系	100	定期預金	H25.8.19	H25.11.18	91	0.110	27,424	0.093	23,186
Z証券	2,000	国庫短期証券	H25.9.2	H25.10.18	46	0.100	252,000	0.078	196,559
合計	5,099						921,655		907,253

—— 市場実勢利回りとして、預金利回りは、日本銀行公表の「運用開始時期の譲渡性預金平均金利＜新規発行分＞（都銀等）」、国庫短期証券の利回りは、日本証券業協会公表「公社債店頭売買参考統計値 平均利回り」を用いた。

④運用率

運用パフォーマンスの向上を考える上で、運用可能資金を機動的に運用に回しているかは重要な問題である。

平成 25 年度歳計現金残高の推移（４・５月は旧年度と合算）



平成 25 年度の歳計現金残高をみると、未運用資金（グラフ中、白い部分と運用可能額の合計）の平均残高は 30 億円超となっている。未運用資金の下限を 10 億円として半月以上の期間で運用が可能であった部分を示したのが、図中の濃い墨色の個所である。

仮に、この部分で運用が可能であったとすると、100 万円超の利息収入（期待損失）が計算されることになる。当然、その時その時の事情を無視した試算である為、即座にこれが期待損失ということにはならないが、資金管理を強化し、将来の資金収支予測の精度が向上すればするほど、様々な運用可能性が見えてくるとはいえる。

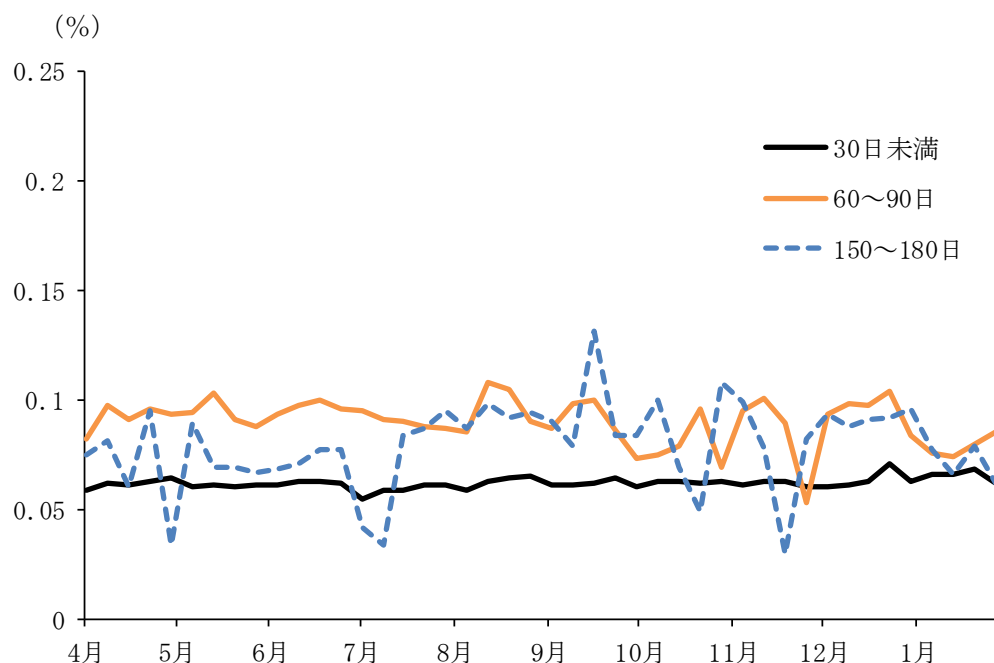
運用額 (百万円)	預金種別	運用開始日	運用満期日	日数	市場実勢利回り (%)	利息額 (理論 値、円)
2,000	国庫短期証券	H25.5.7	H25.8.20	105	0.09	517,808
1,000	譲渡性預金	H25.5.8	H25.6.24	47	0.092	118,466
2,000	国庫短期証券	H25.5.28	H25.6.20	23	0.095	119,726
1,000	譲渡性預金	H25.8.1	H25.9.1	31	0.063	53,507
1,000	国庫短期証券	H25.9.4	H25.12.2	89	0.09	219,452
1,000	国庫短期証券	H25.12.29	H26.2.4	37	0.055	55,753
8,000						1,084,712

（２）平成 26 年度

①平成 26 年度の金利環境

平成 26 年度も低金利は継続、10 月には日本銀行は金融政策決定会合で追加緩和を決定。量的質的緩和の第二弾の影響で、国庫短期証券の利回りはマイナスになり、平成 25 年度と比較すると、短期の資金運用は困難を極める事態となった。とくに預金金利においては、期間の長い（3 か月超）ところの低下が顕著となっている。

平成 26 年度預金金利（譲渡性預金）の推移



②リスク管理

預金運用については、平成 25 年度には 3 銀行、1 農林系金融機関への分散がなされていたが、平成 26 年度は 1 銀行へ集中させており、信用リスクの分散度は損なわれた形となっている。また、債券運用については、これまで国庫短期証券に限った運用を行ってきたが、その利回りがマイナスとなった影響で債券での運用は足元（直近）までなされていない。

③運用利回り

平成 25 年度と同様の手法を用いて比較すると、平成 25 年の利息額は 92.2 万円であったのに対し、平成 26 年度決算の見込みは 64.1 万円となっており、年間では大幅に減少する可能性が高まっている。低金利の影響か、もしくは、運用先を 1 銀行に集中させた影響かの区別は難しいが、利回りと市場実勢利回りが大きくかい離している点は注目される（利息額＜理論値＞は 96 万円）。

利回りは銀行から提示レートである為、今後は、市場実勢利回りに近付けるよう銀行との調整が重要といえるかもしれない。

習志野市の運用パフォーマンス

取引金融機関	運用額 (百万円)	預金種別	運用開始日	運用満期日	日数	利回り (%)	利息額（実 績、円）	市場実勢利回 り（%）	利息額（理論 値、円）
A銀行	2,500	定期預金	H26.6.20	H26.9.19	91	0.055	342,808	0.088	548,493
A銀行	500	譲渡性預金	H26.6.27	H26.7.28	31	0.050	21,232	0.087	36,945
A銀行	1,000	譲渡性預金	H26.7.23	H26.8.18	26	0.050	35,616	0.059	42,027
A銀行	500	譲渡性預金	H26.7.29	H26.8.18	20	0.050	13,698	0.061	16,712
A銀行	500	譲渡性預金	H26.8.19	H26.9.19	31	0.050	21,232	0.082	34,822
A銀行	1,000	譲渡性預金	H26.9.5	H26.9.30	25	0.050	34,246	0.065	44,521
A銀行	1,500	譲渡性預金	H26.9.22	H26.10.21	29	0.050	59,589	0.062	73,890
A銀行	500	譲渡性預金	H26.10.1	H26.10.30	29	0.050	19,863	0.064	25,425
A銀行	500	譲渡性預金	H26.10.22	H26.11.10	19	0.050	13,013	0.063	16,397
A銀行	500	譲渡性預金	H26.10.22	H26.11.21	30	0.050	20,547	0.063	25,890
A銀行	700	譲渡性預金	H26.11.21	H26.12.19	28	0.050	26,849	0.063	33,830
A銀行	500	譲渡性預金	H27.1.9	H27.2.10	32	0.050	21,917	0.071	31,123
A銀行	300	定期預金	H27.1.9	H27.3.2	52	0.025	10,684	0.071	30,345
合計	10,500						641,294		960,422

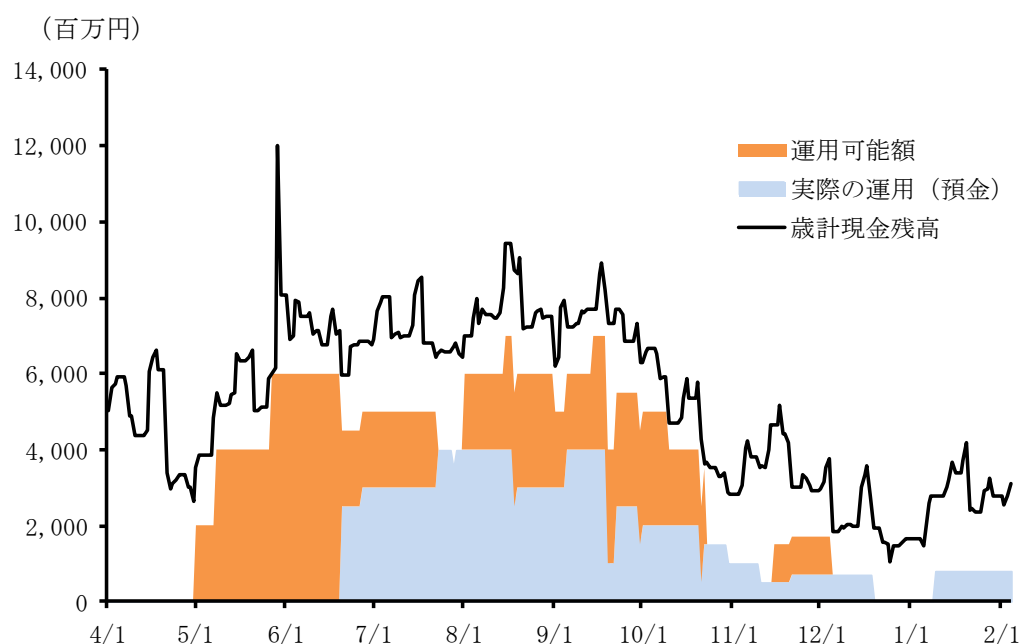
—— 参考利回りとして預金利回りは、日本銀行公表の「運用開始時期の譲渡性預金平均金利＜新規発行分＞（都銀等）」、国庫短期証券の利回りは、日本証券業協会公表「公社債店頭売買参考統計値 平均利回り」を用いた。

④運用率

平成 25 年度と同様の分析を行ったところ、未運用資金（グラフ中、白い部分と運用可能額の合計）の平均残高は 37 億円と平成 25 年の 30 億円から上昇した。未運用資金の下限を 10 億円として半月以上での期間で運用が可能であった部分を示したのが、図中の濃い墨色の個所であるが、仮にこの部分で運用が可能であったとすると、120 万円程度の利息収入（期待損失）が計算されることになり、平成 25 年度の 100 万円程度の期待損失を上回る格好となっている。

先にも述べたように、その時その時の事情を無視した試算である為、即座にこれが期待損失ということにはならないが、資金管理を強化し、将来の資金収支予測の精度が向上すればするほど、様々な可能性が見えてくることは間違いない。

平成 26 年度歳計現金残高の推移（４・５月は旧年度と合算）



運用額 (百万円)	預金種別	運用開始日	運用満期日	日数	市場実勢利回り (%)	利息額（理論 値、円）
2,000	譲渡性預金	H26.5.1	H26.7.22	82	0.096	431,342
2,000	譲渡性預金	H26.5.8	H26.6.19	42	0.084	193,315
2,000	譲渡性預金	H26.5.27	H26.6.19	23	0.06	75,616
2,000	譲渡性預金	H26.8.1	H26.10.22	82	0.088	395,397
1,000	譲渡性預金	H26.8.15	H26.8.31	16	0.059	25,863
1,000	譲渡性預金	H26.9.14	H26.10.9	25	0.061	41,781
1,000	譲渡性預金	H26.11.15	H26.12.4	19	0.061	31,753
11,000						1,195,068

４．まとめ

本稿では、習志野市におけるキャッシュ・マネジメントにつき、特に歳計現金の運用を中心に分析を行った。

暫定的な結論としては、以下のとおりである。

- （１） 公金について会計課で集中管理が出来る体制整備がなされており、

習志野市においては、キャッシュ・マネジメントへの意識の高さが伺われる。

- (2) キャッシュ・マネジメントの肝となる将来キャッシュフローの予測においては、現状、月単位での予測が中心となっている。これを週単位、日次単位での予測にまで落とし込み、一段と子細に歳入・歳出の動きを把握することで更なる運用機会を得られる可能性がある。また、会計課と各部署との更なるコミュニケーション強化や収集するデータ項目の更なる細分化・詳細化も予測精度向上に繋がると思われる。こうした取り組みを公金管理方針に明記することもキャッシュ・マネジメントの観点からは望ましい。

- (3) 公金管理に伴う歳計現金の運用期間を上限3ヶ月以内に限定することは、期待利益の逸失となっていた。同市が望むように歳計現金の運用期間を最大1年に再拡張できれば、運用機会の拡大が図れる。

また、歳計現金の運用手法の多様化の為、自由な期間設定が可能な（例えば1～3日といった短い期間にも対応出来る）債券現先の活用も一案と思われる。

本稿では、歳計現金を中心に同市のキャッシュ・マネジメントの現状や課題を確認したが、財政先進市ということだけあって高いレベルでその取組がなされてきたことが確認出来た。

幾つかの提言はさせて頂いたが、足元（直近）の低金利下においては、如何にキャッシュ・マネジメントを進めても費用対効果に合わない可能性があり、現状の体制が一つの最適解と考えることもできる。もっとも、現在の低金利が持続する保証はなく、将来金利が上昇した場合には、機会損失が発生する可能性がある点には留意が必要と思われ、そうした状況下にも対応する為の課題と受け止めて頂ければ幸いである。

また、今回は歳計現金の分析のみを行ったが、基金の運用や公営事業のファイナンスも広義のキャッシュ・マネジメントである。キャッシュ・マネジメント改革は、住民サービスを損なうことのない行財政改革である。財政先進市として、将来の金利上昇の可能性や公会計の導入の流れの中で、今まで以上に積極的に取り組んでいかれることに期待したい。

以 上
平成 27 年 3 月 2 日執筆

【参考資料】

習志野市公金管理方針

第1 目的

この方針は、習志野市の管理する公金について、保管及び運用の原則を定めることにより、安全で確実な管理を行い、その上で、支払準備に支障をきたさないようにしつつ、有利な運用を考慮した適正な管理を行うことを目的とする。

第2 対象

この方針の適用を受ける「公金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般会計・特別会計の歳計現金及び歳入歳出外現金
- (2) 基金に属する現金
- (3) 地方公営企業の現金預金
- (4) 制度融資預託金

第3 管理目標

公金の管理にあたっては、次に掲げる内容を目標とし、この順で優先することを原則とする。

- (1) 安全で確実な管理（安全性の確保）
- (2) 支払準備に支障をきたさない（流動性の確保）
- (3) 有利な運用を考慮（効率性の追求）

第4 管理に従事する者の義務

- 1 公金の管理に従事する者は、公金の保管及び運用に際し、善良なる管理者としての注意義務を怠ってはならない。
- 2 公金の管理に従事する者は、公金の保管及び運用に際し、市民の利益のためだけに行動しなければならない。

第5 公金を管理しようとするとき

1 分散

安全性の確保を最重要視した上で、流動性を確保しつつ、効率性を追求する観点から、公金全体の金融商品の構成が最適なものとなるよう、分散に努める。

2 調達手法

金融商品の調達にあたっては、競争性に優れた引合方式及び機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い手法を用いる。

3 資金計画の作成

- (1) 運用期間、運用額、金融商品などを決定するにあたっては、保管及び運用にかかる各年度の

始めに、月別及び四半期を内容とする公金にかかる当該年度の公金の収入及び支出の計画（以下、「資金計画」という。）を作成するものとする。

（２） 当該資金計画を基に、保管及び運用計画を策定するものとする。

第６ 預け入れ先金融機関を選択しようとするとき

１ 預け入れ先金融機関は、次に掲げる金融機関から選択するものとする。

- （１） 指定金融機関
- （２） 収納代理金融機関
- （３） ゆうちょ銀行
- （４） 県内に店舗を有する証券会社

２ 上記１（１）～（３）に預金するときは、次に掲げる水準を上回る金融機関を選択するものとする。

- （１） 自己資本比率 ８％以上

第７ 選択の原則

- １ 金融商品の選択にあたっては、元本が保証される金融商品を購入することを原則とする。
- ２ 金融商品は、満期又は期限まで持切ることを原則とする。ただし、次に掲げる場合に限り、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

- （１） 公金の安全性を確保するため必要な場合
- （２） 流動性を確保するためにやむをえない場合

第８ 各公金の対策

１ 一般会計・特別会計の歳計現金及び歳入歳出外現金

（１） 保管

歳計現金及び歳入歳出外現金の保管は、安全性を最優先し原則として決済用預金としなければならない。

ただし、支払準備に支障をきたさない範囲で以下のとおり保管することができる。

ア 対象とする金融商品

- （ア） 当座預金
- （イ） 普通預金
- （ウ） 定期預金
- （エ） 譲渡性預金
- （オ） 通知預金
- （カ） 貯金

(キ) 国庫短期証券 (T-B i l l)

(ク) 国債

(ケ) 政府保証債

(コ) 地方債

イ 保管期間の上限

保管期間は、3ヶ月以内とする。

ウ 預金先金融機関

アに定める金融商品の保管先は指定金融機関を優先する。

2 基金

(1) 保管、運用及び繰替運用

基金は、歳計現金及び歳入歳出外現金の動向を踏まえ、保管、運用及び繰替運用する。

ア 保管、運用の対象とする金融商品

(ア) 決済用預金

(イ) 一般会計・特別会計の歳計現金及び歳入歳出外現金の保管の対象とする金融商品

(ウ) 株式。現に有している株式に限る。

(エ) 習志野市公共施設等再生整備基金の資金貸付要綱に基づく貸付

イ 運用期間の上限

基金現金を運用する場合は、各基金の設置目的及び積立て並びに取崩しの計画等を勘案して1年を超えて行うことができる。

ア(イ)に定める金融商品にかかる運用期間は、預金については2年を上限とし、その他は10年を上限とする。

ウ 預金先金融機関及び預金額

アに定める運用できる金融商品のうち、預金については、本市の地方債を引き受けている金融機関を優先する。預金額については、3月末及び9月末における地方債未償還残高を勘案した額とする。

3 地方公営企業の現金預金

(1) 保管、運用

現金預金は、以下のとおり保管、運用する。

ア 対象とする金融商品

(ア) 決済用預金

(イ) 一般会計・特別会計の歳計現金及び歳入歳出外現金の保管の対象とする金融商品

(ウ) 習志野市公営企業会計の資金貸付要綱に基づく貸付

イ 運用期間の上限

ア (イ) に定める金融商品にかかる運用期間は、原則１年以内とし、１０年を上限とする。

この場合において１年を超えて運用しようとするときは、企業管理者は市長に協議しなければならない。

４ 制度融資預託金

制度融資に係る預託金は、その性質を鑑み、安全性を最優先し原則として決済用預金とする。

第９ 金融機関の経営状況を監視するにあたって

１ 早期察知のための監視指標

- (１) 預金先金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、株価等を日常的に監視するものとする。
- (２) この動向により、必要な場合は、預金先金融機関からヒアリングを行い預金量の推移等の情報開示を求め、状況によっては預金をしないものとする。

２ 決算期における監視

- (１) 預金先金融機関の経営状況について、決算期（中間決算含む。）ごとに次に掲げるものにより分析するものとする。
 - ア 預金量の推移
 - イ 資產業務純益率
 - ウ 自己資本利益率
 - エ 経費率
 - オ 預貸金利鞘
 - カ 金融機関間の比較
 - キ 時系列比較
- (２) この動向により、必要な場合は、預金先金融機関からヒアリングを行い、経営状況によっては預金をしないものとする。

第１０ 報告体制

- １ 本市は、公金管理の適正を期すため、会計管理者及び会計課長並びに財政部長、財政部次長及び財政課長並びに企業局業務部長及び経理課長で構成する会議（以下、「公金管理会議」という。）を設置する。
- ２ 会計課長、財政課長及び経理課長は、この方針に基づく公金管理の実績を公金管理会議に報告しなければならない。

- 3 会計課長、財政課長及び経理課長は、公金に損害が発生した場合には、ただちに公金管理会議に報告しなければならない。
- 4 公金管理会議の庶務は、会計課において処理する。

附 則

この方針は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

この方針は、平成17年3月16日から施行する。

附 則

この方針は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この方針は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

第8章

対談

「公会計改革～プログラム評価と フルコスト情報の連携について～」

公認会計士

習志野市男女共同参画センター所長

泉 登茂子

×

芹澤 佐知子



対談「公会計改革～プログラム評価とフルコスト情報の連携について～」

平成27年1月23日付総務大臣通知（統一的な基準による地方公会計の整備促進について¹⁾）において、「統一的な基準」による財務書類の作成及び公会計情報の活用が要請されました。今後は、財務書類を作成して公表することだけではなく、示された数字をいかに活用していくのかということが重要な課題となります。

そこで、活用の手段の一つとして、プログラム評価と財務書類から得られるフルコスト情報の連携ができないかということ、公認会計士の泉登茂子さんと習志野市男女共同参画センター所長の芹澤佐知子さんに対談形式で伺いました。前半では複式簿記・発生主義会計の考え方を泉会計士から、プログラム評価の導入について芹澤所長から説明していただき、後半では、プログラム評価とフルコスト情報の連携について意見を交わしていただきました。

プログラム評価とは

政策評価の手法のひとつ。プログラム（政策の目的とそれを実行する施策・事業）全体の整合性やその因果関係を踏まえて、政策の効果を定量的に明らかにする総合評価方式。

事業量（アウトプット）ではなく、施策・事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）に重点を置くことが特徴である。



泉 登茂子

（公認会計士）

平成元年公認会計士第2次試験に合格
平成5年公認会計士登録、大手監査法人に勤務後独立し、現在は
泉登茂子公認会計士税理士事務所代表
日本公認会計士協会千葉県会副会長など



芹澤 佐知子

（習志野市男女共同参画センター所長）

平成元年習志野市役所入庁
ひまわり発達相談センター所長を経て
平成26年度より現職
習志野市に初めてプログラム評価の概念を取り入れた

¹ 統一的な基準による地方公会計の整備促進（総務省ホームページ）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000110.html

☑複式簿記・発生主義会計の考え方

ー 会計の原則について、従来から、国や地方公共団体では「現金主義会計」を、民間企業では「発生主義会計」を取り入れています。大きな違いはどのような点なのでしょうか？

泉 現金主義会計とは、収益や費用について、現金の収入や支出があったという事実に基づき、その時点で帳簿を記録する会計原則です。個人に例えると、家計簿をイメージするとわかりやすいと思います。家計簿は、現金や預金のやり繰りを記録するものです。日常品を購入したり給料が入ったとき、その都度足し引きをするだけなので、家計簿には現金の増減しか記録されません。それに対して、発生主義会計は、費用や収益について、現金の収支という事実にとらわれず、経済的事象の発生や変化に基づき、その時点で記録をしていく会計原則です。現金主義会計は現金の収支にのみ着目して、「単式簿記」で記録しますが、発生主義会計は資産・負債・収益・費用の概念を組み合わせ「複式簿記」として記録する点が大きな違いです。複式簿記で記録をすると、「資産（負債）や収益（費用）が、どのように、何のために動いたか」ということが分かります。

●現金主義と発生主義の違い

現金主義会計と発生主義会計	
現金主義会計	現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）
○	現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
×	現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない
発生主義会計	経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）
○	現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
×	投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる
➡	「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

（出典：総務省 統一的な基準による地方公会計マニュアル 財務書類作成にあたっての基礎知識 P 2）

一 発生主義会計の考え方として、「減価償却費」や「引当金」という考え方があります。

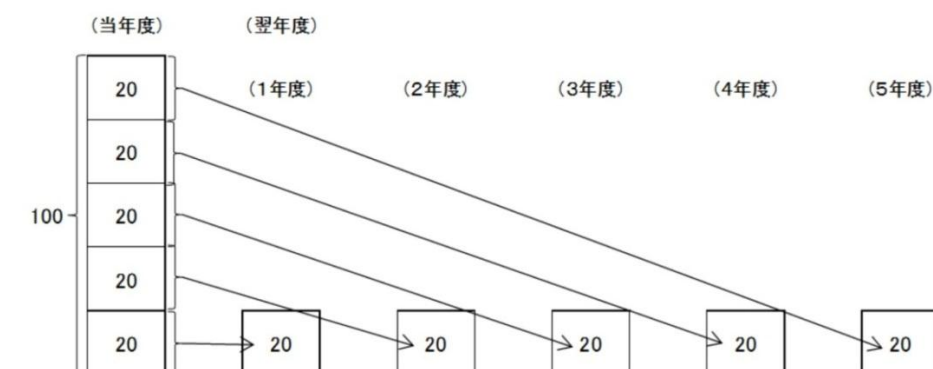
泉 減価償却費について、建物の購入を例にして説明しましょう。発生主義会計の場合、帳簿に記録するのは、建物の購入金額（取得原価）だけではありません。「その建物が何年持つのか」ということを表す「耐用年数」という概念があり、その耐用年数にわたって減価償却費を記録していきます。これは、建物を購入した年度に、全額費用として計上するのではなく、耐用年数の期間で毎期費用計上していくという考え方です。地方公会計の場合、建物については減価償却の方法として定額法²を用いていますので、取得原価をその耐用年数で割り、1年あたりの金額を見積もり、毎期均等に費用計上していきます。

引当金には、「貸倒引当金」や「退職手当引当金」「賞与等引当金」などがあります。「貸倒引当金」を例にとると、当期以前に発生した収入の見込み（債権）のうち、相手方の状況によって将来回収のめどが立たない部分をあらかじめ予想し、回収不能金額として費用や損失を合理的に見積もることです。例えば、100円の債権のうち、30円が回収不能と見積もられたとします。その場合、100円という債権からあらかじめ30円分を差し引き、正味の債権を70円として帳簿に表示しようという考えです。また、退職金は本来、退職するときに一括して支払われますが、当該会計期間中に発生したと見積もられる分の費用について毎期計上するのが、「退職手当引当金」です。職員に支払われる賞与も、支給対象期間に応じて支払われるものです。翌年度に支払う賞与のうち、当年度分の労働日数に対応する金額を見込み額で計上するのが「賞与等引当金」です。この3つが引当金の代表的なものです。

減価償却費や引当金という考え方は、複式簿記・発生主義会計により記録されるので、単式簿記・現金主義会計では取り入れることができません。

●減価償却のイメージ

【発生主義会計における減価償却のイメージ（車100万円、耐用年数5年）】



※現金主義会計では、支出年度に100万円を計上するのみ

（出典：総務省 統一的な基準による地方公会計マニュアル 財務書類作成にあたっての基礎知識P2）

² 耐用年数の期間中、毎年均等になるように費用処理する方法。

ー 現金主義会計と発生主義会計ですと、コストの考え方が異なるようですが、現金主義会計のコストと発生主義会計のフルコストはどのような違いがあるのでしょうか

泉 フルコストという言葉には、全てのコスト（費用）が網羅されているという意味があります。先ほど説明したとおり、現金主義会計の場合は現金の収支に限定して記録しますので、帳簿の中にフルコスト情報が含まれているとは言えません。発生主義会計では、実際に現金の出入りが無くても、使用できる期間にわたって費用配分すべき金額、将来に見積もらなければならない事象が発生したときに計上すべき金額（減価償却費や引当金など）を加味することにより、フルコスト情報を把握することができます。

フルコスト情報の考え方は、民間企業では当たり前のように取り入れられている概念ですが、自治体においては馴染みがありません。現金主義会計で把握される一部のコスト情報だけでは各事業の費用対効果の正確な分析はできません。



☑プログラム評価(ロジック・モデル)について

ー 芹澤所長は習志野市にプログラム評価をはじめて導入し、発達支援施策のロジック・モデルを導入されました。これは「習志野方式³」といわれ、全国的にも注目されています。なぜ、プログラム評価を導入したのですか。

芹澤 先ほど、コストについて泉会計士から様々な視点でお話いただきました。自治体の職員は、市民の皆様から頂いたお金（公金）をどのように使えば、施策の狙いとする目標達成点に早く到達できるかということを考える必要があります。ややもすると、行政は「予算を獲得し、与えられた予算を執行する」ということに重点が置かれがちです。しかし公金を用いて施策を実行するからには、「その取組みは地域社会の中で、どのようなことを改善して、何をを目指すのか」ということをはっきりさせ、その成果を示していくことが重要と思います。目指す目標を「アウトカム」と言いますが、アウトカムに対して、その取組みは本当に有効なやり方なのか、さらに効率性の面ではどうなのか、また期待した成果が出てこなかったときに、どのような見直しが必要だったのかということを分析し、より効果的なやり方を見出すために考え続けられるような、客観的な情報が必要だと思いました。これらに応える評価手法がプログラム評価なのです。

これまでは、「●●講座の受講生を 50 名以上にする」とか、「▲▲事業の実施回数を、年 1 回から 2 回に増やす」ということを指標にして仕事をしがちでした。この評価手法を実績評価（業績測定）と言いますが、この手法だけでは何のために事業を行ない、アウトカムにどの程度近づいているのかということをはっきり掴むことができません。また男女共同参画の施策のなかで A 事業を、教育の分野では B 事業を、保健福祉の分野では C 事業を行なうというように、縦割り組織の中で類似した仕事を行うことがあります。アウトカムを意識して仕事をするのと、全くそのような視点を持たずに各課がバラバラに仕事をするのでは、格段に仕事全体の質に差が出てきます。

仕事全体の質を向上させるには、縦割り組織を超えて、はっきりしたアウトカムを決め、目的と手段が体系化された（因果関係で結ばれた）政策の体系（ロジック・モデル）を作ります。

「何を目指しているのか、また何のために仕事をしているのか」ということを明らかにして仕事をした方が、限りある財源を効果的に、効率よく使うことができます。大切なのは、絶えず取組みの質を高めるために、その成果をできるだけ見える化していく。それには、各種の政策目的をその自治体の職員が共有して、それに関わる事業の担当課が、継続的に改善改革し、創意工夫することが必要です。

³ 絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」（習志野市ホームページ）

<http://www.city.narashino.lg.jp/shisetu/fukushikenko/himawari/437720140328150342172.html>

政策評価に関する標準的ガイドライン（平成 13 年 1 月 15 日 政策評価各府省連絡会議了承）
より、一部抜粋

1. 政策評価の目的

- (1) 国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- (2) 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること
- (3) 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること

2. 政策評価の基本的枠組み

(1) 政策評価の概念

中央省庁等改革に伴い導入される「政策評価」とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供すること」であり、「企画立案（plan）」、「実施（do）」、「評価（see）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあつて制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものである。

(2) 評価の対象範囲

政 策 (狭義)	特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。
施 策	上記の基本的な方針に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策（狭義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえているもの。
事 務 事 業	上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

(次ページに続く)

(3) 評価の方式

方式	内容
事業 評価	事前の時点で評価を行い、途中や事後の時点での検証を行うことにより、行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼とする。 *プロジェクト評価 (Project evaluation) に近い評価。
実績 評価	行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼とする。 *業績測定 (Performance measurement) に近い評価、あるいは実績のモニター (monitor) に近い評価。
総合 評価	特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼とする。 *国際的な評価分野では、一般的にプログラム評価がこれに該当する。

*は、芹澤所長による加筆。

●政策評価でよく使われる用語

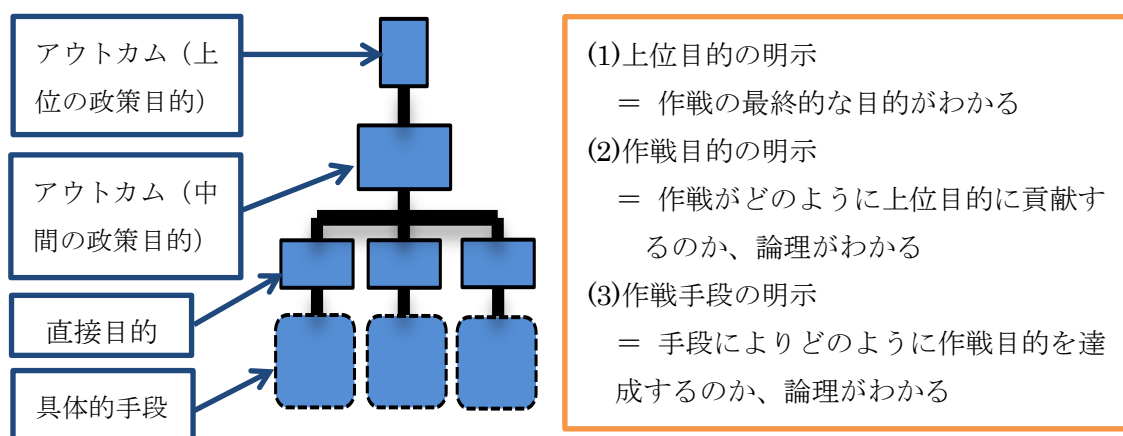
投入 (Input)	•投入される資源（資金的、人的、時間的） •（例）（DV予防教室講師謝礼 10万円、担当者3人＋協働パートナー3人、時間 30時間）×5年間 等
活動 (Activity)	•取組み（事業、施策等の実施）
活動の結果 (Output)	•Output＝実績として表される活動の結果。 •Output指標＝（例）「5年間で200人にDV予防教育を受けてもらう」等
成果 (Outcome)	•Outcome＝「DV被害者を減らす」。 •Outcome 指標＝（例）「5年間でDV被害者を30%から20%に減らす（10%改善する）」等

ロジック・モデルの構造

全ての「政策」は、何らかのセオリー（理論）に基づいている。セオリーとは原因と結果が連鎖状に連なる「仮定」である。ある原因がある結果を生み出す。そのある結果は、また次の原因となって次の結果を引き起こす。「政策」の実施が、目標とした状態にたどり着くまでの過程も、この連鎖状に連なる「仮定」に基づいている。この仮定のどこかがうまく機能しなければ、「政策」は目標とした改善状態までたどりつかない。

原因と結果の因果関係を明らかにするセオリー評価の最終成果物を「ロジック・モデル」と言う。このロジック・モデルは、プログラム評価の「プロセス評価」「インパクト評価」「コスト・パフォーマンス評価」の各段階で使い、政策担当者並びに実施者、その他関係者、市民等への説明の際にも利用価値が高い。ロジック・モデルはどこが原因になって予期されたサービスの生産や改善効果が導出されないのか、どこにコストがかかりすぎているのか、そしてその対策として何を追加するべきかを容易に明らかにする。

（出典：「政策評価の理論と技法」P.26（龍慶昭・佐々木亮，多賀出版，2004））

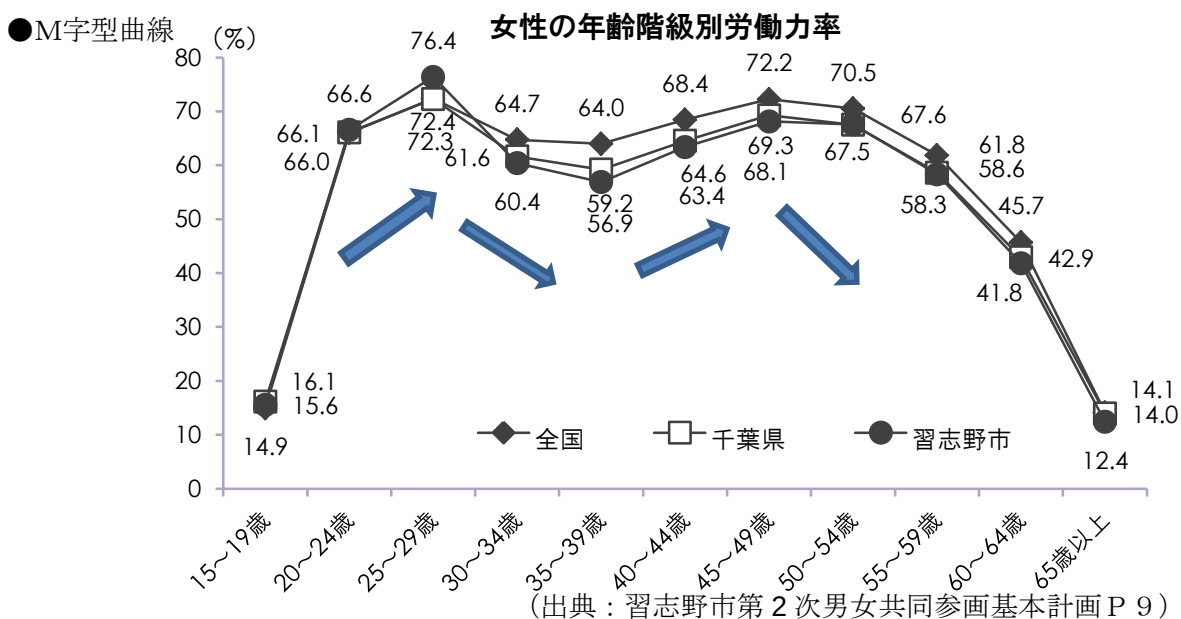


ロジック・モデルとは「どのような作戦で、何を実現しようとしているのか」を示す、目的と手段の体系を示したものである。ロジック・モデルは、「政策によってめざす成果（アウトカム）」の設定と、それを達成するための手段に関する、「目的・手段関係の整合性、合理性」が重要となる。

（出典：絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」マニュアル P 8）

ー 本市は、「習志野市第2次男女共同参画基本計画⁴」を策定しています。それぞれの自治体は分野ごとに「基本計画」を策定することが多いのですが、基本計画とプログラム評価のロジック・モデルにはどのような関係があるのでしょうか。

芹澤 自治体が策定する各種の基本計画には、計画の体系が記載されています。例えば「習志野市第2次男女共同参画基本計画」における体系の将来像には「男女が互いの個性を尊重し、未来のためにみんながやさしさでつながる男女共同参画社会の実現」という大きな目標が掲げられています。基本計画は市の施策の大きな方向性を示し、それぞれの取組みを整理記載したものです。「〇〇市が男女共同参画施策の△△分野でやっていることは何ですか」という問いに対して、「このようなことをやっています」というように、大きな目標が掲げられ、施策の方向を幅広く記載しています。一方、プログラム評価では、基本計画の大きな方向性を受けて、アウトカムの到達をめざして、戦略的に取組みを進める「アクションプラン」です。まずは、男女共同参画社会を誰にもわかりやすいように、具体的にイメージを共有できる必要があります。例えば、妊娠・出産・子育てを機に女性が会社を辞めるために、30代女性の労働力人口比率がぐっと下がり、40歳代から再び就業率が上がる「M字型曲線」という現象があります。戦略計画は取組みの結果の成果をはっきりさせることが大切ですから、「男女共同参画社会とは『妊娠・出産で辞めずに働き続けられる社会』ですよ。」という定義もあるわけです。何をアウトカムにするかということは、自治体の姿勢と特性が表れるわけですが、誰にもわかる具体的なアウトカムを決め、戦略的に取り組むのがプログラム評価です。地域社会をこのような状態にするという論理的な筋道を立て、関係者と広く共有して、協働のパートナーたちと一緒に取り組むためにロジックモデルを使います。



⁴ 習志野市第2次男女共同参画基本計画（習志野市ホームページ）

<http://www.city.narashino.lg.jp/joho/danjokyodo/151020140417151621787.html>

☑プログラム評価とフルコスト情報の連携について

ー 芹澤所長からプログラム評価のロジック・モデルについてのご説明を頂きました。その中には、「施策の効率性や有効性についての説明責任」や「創意工夫し、最大限効率よくお金を使う」というお話がありました。また、泉会計士のご説明の中には、「発生主義におけるフルコスト情報」に関するお話がありました。お二方のお話を結びつけると、施策の「費用対効果」というキーワードに繋がるかと思います。平成27年1月23日付総務大臣通知（統一的な基準による地方公会計の整備促進について）の中で、財務書類の活用が挙げられています。その一つの試みとして、プログラム評価とフルコスト情報の連携を図り、施策における費用対効果について、新たな視点で捉えることができないかと検討しています。その点についてはいかがでしょうか。

芹澤 今回の対談を行うにあたり色々調べてみたのですが、フルコスト情報を活用しようという研究は、少しずつ行われているようです。例えば、アウトカムが改善されていることを測定するために、アウトカム指標を設定した後、実績値（アウトプット）別に単位あたりのコスト算定をして、アウトカムの改善値との関係を比較し、費用対効果の高い事業に補助金等を多く投入したらどうかという論文や、実際にアメリカやイギリス等、プログラム評価が進んでいる諸外国の取組みを紹介するものもありました。

泉 共通するアウトカムをもつ施策一単位ごとに、フルコスト情報の数値を用いて分析するという方法を取っているということですか。例えば、先ほど芹澤所長からご説明があった話を例にすると、女性の就労率向上に関する施策について、フルコスト情報を用い、費用対効果を測定するというようなことでしょうか。

芹澤 そのとおりです。事業に係る経費だとか人的なコストだとかを計上しつつ、そこに目標の数値（アウトカム指標）をつくるのです。環境政策を例にして説明した論文を紹介します。最終的な効果としては、温室効果ガスの排出抑制をするというものがあります。いまは100万トンのを5年間の内にどれくらい減らすかという具体的なアウトカム指標を設ける場合、投入する行政サービス（アウトプット）にも目標数値を設定します。例えば、太陽光発電をどれだけ促進するのか等、アウトカムと同じ単位を共有できるような複数の事業を行ったとき、最終的に5年経って、投入した税金に対して、どの程度のアウトプット（実績値）であったのか、さらに費用対効果の点から効率よくアウトカムに影響を与える事業は何かということを選定できます。これによってアウトカムにインパクトを与える事業に、多くの公金を投入するのは、この事業だということを検証できるというものです。

泉 つまり、アウトプットの量やアウトカムの達成度について、数量だけでなく、コストに関する金額的な情報とも関係付けるということですか。

芹澤 はい。施策の内容によって金額に置き換えられるものもあるし、置き換えることが難しいものもあると思います。「地域社会の状態を変えていく」ということは、長い時間もかかりますし、一朝一夕には行きません。極めて難しいものです。外部環境の影響も強く受けますし、自治体の一事業の成果がアウトカムに強い影響を与えるというものでもないかもしれません。ただし、自治体が施策を行う場合には、職員が関わるということになり、そこには必ず人件費等の投入がありますが、その点を踏まえたうえで、フルコスト情報を関連付けられる施策はどのようなものなのかを精査することはできると思います。

泉 アウトプットの量を年度別に数値化して、費用と関連付けすることは、比較的容易に想像できますが、アウトカムへの到達度をフルコスト情報と組み合わせて金額的に費用対効果を考えるということは、なかなか想像し難いですね。

芹澤 プログラム評価の概念の中には、最終的にかけた金額が、どの程度妥当な費用だったのかを見る効率性評価（コスト・パフォーマンス評価）というものがあります。刑務所の更正プログラムを例にしてみましょう。現場の刑務官は、収監者たちに対して、どのような支援を行えば、どのような形で更正に近づくだろうかという仮説を常に持って接しています。例えば、出所後の再犯率低下をアウトカム指標として、更正プログラムの内容と、それに掛かったフルコストを照らし合わせ、その有効性と費用対効果を測定するといった形でしょうか。また更正プログラムに参加した群と、そうでない群を比較する方法もあります。私自身、効率性評価については勉強不足の点多々ありますが、専門家の知恵をもらいながら検証することで、フルコストのデータをうまく使いながら、公金投入の成果を出していくことは不可能ではないと思います。現場の人間とプログラム評価の専門家が連携して研究をすることにより、「この角度で評価をすれば、こういうデータに置き換えられて、事業の成果を見られる」という発想ですね。事業のうち、いくつか候補を絞って検証を行う価値はあるのではないのでしょうか。



●業績測定とプログラム評価の守備範囲

プログラム評価		実績評価（業績測定）
評価の視点	性格	
必要性評価	問題の性質と程度を分析し、施策の必要性を評価する。プログラムの活動や戦略が、社会のニーズと合致しているかを評価する。	
セオリー評価	施策の論理的な一連の流れを明らかにし、地域社会に与えるインパクトが、どのような道筋であらわれるか、その質や内容を評価する。	
プロセス評価	施策が意図したとおり、実施されているか、プログラムの実施過程で何が起きているか、アウトカムにつながっているかを評価する。	↑ プロセス・モニタリング (指標：インプット、活動、アウトプット)
インパクト評価	施策による社会状況の改善の有無と、その程度を評価する。	↓ アウトカム・モニタリング (指標：アウトカム)
効率性評価	施策によってもたらされた社会状況のあらゆる変化を貨幣価値に換算した値（社会便益）から、施策実施にかかったあらゆる費用を貨幣価値に換算した値（社会変化）の差を計算したもの。なお便益の方を貨幣価値に換算せず、単純に費用のみを比較したり、一単位費用を比較する方法等もある。	

（出所：田辺智子（「業績測定を補完するプログラム評価の役割—米国GPRAMAの事例をもとに—」 日本評価学会「日本評価研究」Vol.14. NO.2,2014、P.3）を基に、芹澤所長作成）

泉 自治体の行政評価では、現金主義会計によるコストを記載しているところが一般的ではないでしょうか。しかし、プログラム評価にコスト情報を盛り込み、より精度を高めた分析を行うには、現金主義会計のデータではなく、発生主義会計によるフルコストの考え方でないと的確な結果が出せないと思います。

芹澤 色々な壁はあると思いますが、研究する価値はあると思います。庁内に公会計について勉強をしている職員はいますが、今後はプログラム評価について勉強する職員も必要になってきます。

泉 プログラム評価に発生主義のフルコスト情報を組み込むためには、まず必要な情報が何であるかを選定しなくてはなりません。本格的に検討をするのであれば、公会計とプログラム評価の双方の知識を持つ必要があると思います。

芹澤 双方の知識がある程度あれば、手探り状態ではありますが、一定のモデルを作れるのではないかという気はします。ただし、日本では、「評価」についてきちんと学んだ行政職員や研究者は多くありません。そのような意味では、検証しづらい背景はあると思います。

ー 今の話の中で、アウトカムへの達成度合いとフルコスト情報の両方から分析ができるのではないかという話がありました。例えば、グラフを用い、コスト軸、評価基準軸をとり、数値をプロットすることで費用対効果を図ることが可能だと思いますが、現状だと、まだまだ金銭価値の指標で表すのが難しいという感じがします。

泉 アウトカム指標として、パーセンテージで達成度合いを測定することは可能ですが、そこにフルコスト情報を組み込むことには壁があると思われます。

ー わが国でもこのような試みは行っているのでしょうか。

芹澤 国では政策について、省庁ごとに「政策別コスト」を算定し、フルコスト情報を開示していますが、アウトカムとフルコスト情報を結びつけるまでには至っていません。先進的にプログラム評価を進めている諸外国の事例を調べれば、プログラム評価とフルコストのデータをどのように使っているかということがわかると思います。

泉 民間企業の場合は、利益を出すために日々活動しており、活動の成果というものが財務諸表に可視化されます。しかし、行政の場合は、公共福祉の増進を図るために活動しているため、活動の成果が見えにくいのです。ある施策について、費用対効果の面である程度効率がいいと判明しても、受益者の方からすると、「前の方がよかった」という意見が出てくるともあると思います。また、芹澤所長のお話を聞く限り、プログラム評価自体が馴染まない事業もあるのではないのでしょうか。

芹澤 行政の活動についてプログラム評価を実施する際は、ターゲットとなる事業を選択するということがポイントになると思います。全ての事業をプログラム評価で評価できるとは思いません。特に施策を実施する上で、法律等に基づき粛々と事務をこなすようなものはプログラム評価には向かないと言われています。施策推進に携わる職員の裁量が大きく、自由度が高い政策、すなわちPDCAサイクル⁵をまわすときに、手段の選択や創意工夫による変更修正が可

⁵ 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。（出典：wikipedia）

能な取組みがよいかもしれません。男女共同参画のように、非常に幅広い領域にわたり、且つ人間の意識に関わるような施策に対して、具体的にターゲットを定め、アウトカム設定をして実践することは有効だと思います。また結果が数字ではっきり表れるものも向いていると思います。

プログラム評価の考え方は広くは浸透していませんし、一定程度の研鑽^{けんさん}も必要です。できないと決めつけるのではなく、チャレンジしよう、やろうとする気持ちが大事だと思います。費用対効果という言葉が何回も出てきていますが、取組みの質を上げて成果を出そうという発想が重要ですね。行政の職員は、予算要求をして、それを執行するという従来型の方法に重きを置いている傾向が未だに残っています。公金を投入した結果、その成果はどうだったか、良い結果が出たのか、良い結果を出すためにどのような工夫をしたのかということを考える必要があります。しかし、費用対効果だけだと職員はやる気をなくします。自分たちの創意工夫が成果に結びつくということも認識させながら、もう一方では、使ったお金が効率的に使えたかという2つの側面をうまく連動させるといいのではないかと思います。

泉 行政の活動においては、効率性のみ追求しても、その結果職員のやる気を削いでしまっただけだと思っています。職員のアイデアを盛り込みながら、かつ公益の促進を果たし、費用対効果に優れた方法を模索していくことが、よりよい施策を生み出すのに繋がるのではないのでしょうか。

ー 財務書類には、単年度における財務情報を記載します。つまり、ある年度の資産・負債・費用・収益の状況について表すことが大原則です。しかし、行政の施策は必ずしも単年度で終わるものではありません。公会計とプログラム評価を融合する際に、単年度の結果をこだわる必要がないのではないのかという意見もあるのではないのでしょうか。

泉 アウトカムの実現に向けて、PDCAサイクルを回すという考え方からすれば、単年度という短いスパンだけではなく、短中期の流れを見ていかないと、より有効な評価ができないのではないのでしょうか。ただ、プログラム評価の概念から考えると、単年度ごとの評価も必要だと思います。

芹澤 泉会計士のおっしゃるとおりです。

①実績評価を行って、今、何が起きているかということをモニタリングする考え方と、②3～5年という期間を設け、目指す成果目標を立てたときに、それがいつまでに達成できるのかという命題を与えながら、よりよい戦略を作る仕組みで行う。この2つがプログラム評価には欠かせません。ただし評価疲れを起こさないようにしなければなりません。

泉 モニタリングしながら、短中期的にみて、PDCAサイクルを回して、当初の戦略をよりよいものに修正していくことが大事になります。

芹澤 そのとおりです。プログラム評価のいいところは、その時の財政状況や社会情勢、環境要因や職員構成など、諸々の状況を加味しながら、どんどん創意工夫できることです。その時々で、施策の方向性等を変えることができることが、プログラム評価のメリットと言えます。



ー 今までのお話を総括すると、プログラム評価と財務書類を融合するには、現在の1年の決算をベースに見るのではなく、泉会計士のご指摘のとおり、プログラム評価のアウトカム到達を3年～5年後に見据えるのであれば、その期間を1会計期間とみなしたバランスシートや行政コスト計算書を先に予定で作り、年度ごとに1年1年どうなったかを検証しなければならないということになります。プログラム評価と財務書類を融合し、有効な評価結果を得るためには、従前の会計期間の概念を取り払わないといけないのではないのでしょうか。会計期間の概念を1年に縛らないという取り組みは、例えば千葉商科大学大学院の吉田寛教授が提唱する、「市長の在任期間の財務書類」を作成して、政策の評価を行うといったことにも使えるかもしれません。また、「時間の経過」という概念も重要になると思います。コストという概念はよく話題に挙がりますが、「time is money」という言葉があるとおり、時間の経過も施策を評価する際には重要になるのではないのでしょうか。人件費を例にすると、アウトカムを達成するのに、時間がかかればかかるほど職員の労働時間が増加するため、結果として人件費というコストが増していってしまいます。

芹澤 現在、市職員や協働パートナーである市民や団体関係の方と一緒に、男女共同参画施策の戦略計画を策定しています。アウトカムは「過労働の縮小」です。経営側と雇用される側の関係にも踏み込む、非常にチャレンジングなテーマです。過労働の定義は諸々ありますが、その指標は総労働時間数・超過勤務時間・勤務による精神的なストレス・うつ病患者の人数など、色々なものが考えられます。

プログラム評価は、アウトカム実現に向けて強いインパクトが期待できる色々なやり方にチャレンジできます。例えば、X年度にはA・B・Cという施策をやり、Y年度にはB・C・Dという施策を行ったとします。結果として、Y年度の方が労働時間数の減少率が高かったとすれば、Dという施策は有効なのかもねという仮説も立てられるかもしれないし、AとBを継続的にやった成果ができているのかもしれないかもしれません。高い作戦マインドが求められます。

施策にかかる時間とコストの関係性も、投入と結果に分けることで分析できるのではないかと思います。いずれにしても、少し見方を変えながら、様々な仮説を持ち、創意工夫しながら色々な手段から何を重視すべきだとか、これに着目してはどうかという仮説を立てて仕事をしたいと思います。

☑最後に

ー 最後に泉会計士と芹澤所長から、一言ずつお願いします。

泉 プログラム評価にフルコスト情報を組み込むことについては、今のところ課題が多いと思いますが、公会計の情報をそのような取り組みに利用することにより、行政の活動に還元することができれば、それは総務省が自治体に要請している「公会計情報の活用」につながるのではないのでしょうか。

芹澤 職員の意識改革が重要だと思います。予算の獲得・消化だけでなく、それを使ってどんな成果をあげるのかということを意識し、普段行っていることを創意工夫してみることです。また成果を説明するとき、それを数値に置き換えたときにどのような指標がふさわしいかということを考えることも非常に楽しいことです。地方自治体における政策形成という視点からも非常に大切なことだと思います。

限られた財源をどのように使うのかということを考える際、公会計のデータはモチベーションを上げる材料になります。年間フルコスト情報を見るだけでも、これだけのコストを投入した結果として、どんな成果を挙げられただろうか、それは市民に納得してもらえるものかということを考えますね。非常にモチベーションが高まります。また自らの創意工夫によって、持続的に成果を高めていく工夫を行うと、仕事が楽しくなります。

そのように考えると、今回の対談である「プログラム評価と公会計情報の活用」は、とても挑戦的であり、刺激的なテーマです。最先端の命題ですね。国レベルで活用可能性を考える論文がありますが、地方自治体レベルだとほとんど見られない。おそらく皆無なのではないでしょうか。本格的に研究すればとても面白いと思いました。政策評価の分野に公会計データを活用しようという論文はあまり見受けられませんが、会計の分野には政策評価との可能性を考える論文が多くあるというのも非常に興味深いですね。会計は行政管理系の部門ですから、会計情報の使い道を常に考えていますよね。どちらかというと、政策手段の効率化、コスト削減に目が向いています。一方、政策評価は、政策の質を高め、地域社会の状態を戦略的に変えてい

くために使いたいと思っています。公会計はコスト・パフォーマンスを重視、プログラム評価はアウトカムと手段との関係や、手段がアウトカムに与えるインパクトの重視です。双方の部門の職員が関わる面白さがありますね。

ー 公会計情報を用いて、インパクトのある評価結果を得るためには、受益者負担の考え方も重要になると思います。受益者負担の考え方を踏まえて事業を行う場合には、フルコスト情報の提示がないと、負担をする人は納得しないかもしれません。今後は、より一層、行政が費用対効果や受益者負担についての説明責任を果たさなければなりません。説明責任を果たすと共に、よりよい施策を展開していくためには、公会計により提示された数値を用い、分析の材料として活用していく必要があります。お話をお伺いして、プログラム評価とフルコスト情報の連携については、乗り越えなければならない課題が多々あるようにも感じましたが、これからも様々な検証をしていきたいと思っています。泉会計士、芹澤所長、本日は貴重なご意見ありがとうございました



ご協力ありがとうございました（対談後に会計課職員と）

対談を終えて

公認会計士

泉 登茂子

習志野市男女共同参画センター所長

芹澤 佐知子



バランスシート博士

今回の対談で得られた情報を参考に、
プログラム評価とフルコスト情報の連携についての
研究を進めようと思うんじゃ。

対談を終えて



公認会計士 泉 登茂子

これまで、習志野市の公会計に対する積極的な取組について、千葉県内の公認会計士として情報収集をしてきましたが、今回は、「公会計改革～プログラム評価とフルコスト情報の連携について～」というテーマで、芹澤所長と対談する機会を頂き、大変感謝しております。

日本の公認会計士試験科目には「公会計」がありませんので、一般的に日本の公認会計士は企業会計を基礎としており、私の場合も、平成元年に公認会計士第2次試験に合格後、大手監査法人で主として上場企業の法定監査や連結パッケージの任意監査に携わってきました。配属された部門が国際部だったため、米国会計基準に触れる機会が多く、米国公認会計士の試験にチャレンジしましたが、当時受験科目に公会計があり、初めて公会計に触れることになりました。米国公認会計士試験に合格後も、業務として公会計に従事することはありませんでしたが、頭の片隅から「公会計」が離れることはありませんでした。

地方公共団体は、その執行機関である監査委員によって監査委員監査が行われてきましたが、独立性や専門性の問題、不正防止の観点から、平成8年に地方自治法が改正され、平成10年から都道府県、政令指定都市、中核市に対して、外部の専門家による地方公共団体外部監査制度が導入されました。専門家として公認会計士が含まれていたことから、地方公共団体がより身近な存在になったことは事実ですが、行政運営の効率性や長期的な財政運営を判断するには、経済活動の取引を一面的に記録する単式簿記では限界があると指摘されてきました。

現金のフローが記録された単式簿記は、予算が計画通り執行されたかどうかの説明責任を果たすためには適した制度ですが、現金以外の資産や負債のストック情報の関連性や網羅性を把握できず、総合的な財務情報の説明責任が欠如していると共に、発生主義による減価償却費や引当金等が計上されないため、行政サービスに係るフルコストが把握できず、地方公共団体の経営という観点からはマネジメントの要素が欠如しています。

このような問題を解決するために、平成18年6月に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が制定され、その中に、「政府は、地方公共団体に対し、（中略）企業会計の慣行を参考とした貸借対照表とその他の財務書類の整備に関し必要な情報の提

供、助言その他の協力を行うものとする」との文言が盛られ、地方公共団体が行財政改革の一環として公会計改革に取り組むこととなりました。同8月に総務省から示された指針には、国の作成基準に準拠し、発生主義・複式簿記の導入により、取組が進んでいる地方自治体や都道府県、人口3万人以上の自治体について、それから3年後までに連結ベースで「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」のいわゆる財務書類4表の整備あるいは財務書類4表の作成に必要な情報開示に取り組むことが求められました。

財務書類4表を作成する基準として、国は「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の2つを示し、2つのモデルは「新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月）」と「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月）」で解説されていますが、2つのモデルでは財務書類の表示方法や減価償却の計上方法に違いがあり、違うモデルを採用した地方公共団体の財政状態等の比較分析が難しい状況でした。また、これらの財務書類4表を作成するには大変な作業が必要とされたため、作成それ自体が目的になる可能性があります。

その後、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月）」に統一的な基準が記載されましたが、統一的な基準に基づく地方公共団体の財務書類を実務的に作成するための作成要領を含む「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が平成27年1月に公表され、原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において、単式簿記・現金主義会計を補完する複式簿記・発生主義会計に基づく財務書類の作成が要請されています。

各地方公共団体は、統一的な基準による財務書類を作成・開示し、全般的な財務状況をより多角的に合理的に明らかにすることを通じて、住民や議会等に対するより一層の説明責任を果たすと共に、資産債務改革や予算編成を含む行財政改革にも積極的に活用し、限られた財源を「賢く使うこと」につなげることが望まれています。対談で芹澤所長からご説明のあった習志野市に導入されたプログラム評価による施策のロジックモデルにおいて、新公会計制度によるフルコスト情報が活用されるものと期待しています。

公会計改革の体制整備について、総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の中間とりまとめ（平成25年8月）のなかで、今後の実務上の課題と対応の方向性として、「地方公会計の推進に貢献する人材の育成・教育」が取り上げられており、説明責任の履行や行政の効率化・適正化につながる適切な財務書類を作成し、それらを分析しマネジメントに活用する人材育成の必要性が述べられていますが、組織内会計士として公認会計士を活用することは公会計革新の取組を促進させる効果があるのではないのでしょうか。

最後に、公認会計士協会は社会貢献活動及び広報活動の一環として、小・中学生を対象に会計講座を実施していますが、その中で公会計のしくみを理解する授業を企画することにより、将来地方公共団体の中で公会計を担う人材育成の一翼を担うことができるものと思っています。

対談を終えて



習志野市 男女共同参画センター所長 芹澤 佐知子

政策評価に関心を持ったのはかれこれ10年以上も前のことです。ちょうどそのときは行政評価全盛期でした。初めて「アウトカム」という言葉を使い、外部に向けて政策評価の重要性を発信したのは、企画政策課が実施していた「ユースカウンシル」という若手職員の政策研究会でした。『人・モノ・カネ・時間』を投入したアウトプットにとどまらず、成果目標となるアウトカムに着目した『成果指向』の施策マネジメントをする必要がある。」と説明しましたが、当時、流行っていた「成果主義」との違いがなかなか理解されませんでした。ユースカウンシルでの研究成果は部課長会議で行いましたが、その後、数人の管理職の皆さんから「発表はよかったよ。」と声をかけられましたが、発表の「内容」に関して言及した方は二人だけでした。そのうちのお一人が、当時の荒木勇前市長でした。荒木前市長は「あなたの言っていることは正しいと思う。これからも勉強を続けて、ぜひ習志野で実現させてほしい。」と言ってくださいました。その一言に支えられて、勉強を続け、管理職になってようやく念願のプログラム評価を行なうチャンスをつかみました。ユースカウンシルは無駄ではなかったと思いますが、実現までの道のりは長く、10年もの年月を要しました。これまで発達障がい施策、男女共同参画施策の2つのプログラム評価に関わりました。

プログラム評価の中で最も重視されているのは、セオリー評価です。セオリー評価とは、政策の目的と手段との優れた因果関係を描き、その支出に見合う価値（Value For Money）を高めることです。「支出に見合う価値（Value For Money）」を、経費削減、効率性、節約、経済性に例えることもあります。元々は「公金を投入する価値を高めるために、何のためにその取組みを行うのか。」という意味です。

日本の政策評価は、プログラム評価と実績評価（業績測定）を正しく理解していないところから始まっていると言われます。この2つの手法の微妙な違いを十分理解できなかった大きな原因は、日本には評価を専門とした大学や大学院等もないので、当然のように自治体職員も評価に対する専門性があまり高くないということに起因しています。このような状態の中で多くの自治体では、なかばコンサルタントに依存するようなかたちで実務が進んでいきました。また当時の自治体は、厳しい社会経済情勢の中、財政危機、行政コストのカットが強調されていました。自治体の行政評価は予算管理、財務管理、組織管理などの改革が主眼となり、政策そ

のものの評価というより、伝統的な行政管理の発想での見直し、すなわち効率化、費用便益、節約、経済性が主たる関心になりました。それが現在、多くの自治体で行われている事務事業評価（行政評価）です。

一方、国では、この自治体の動きを尻目に、あくまでも「政策評価」という言葉にこだわり、緩やかにプログラム評価を進めました。現在は独立行政法人でも、プログラム評価を導入する動きが広がっています。国には、日本社会において当該政策を必要とする背景、必要性、有効性を判別し、社会環境に対する妥当性を検証する責務があります。政策評価を「政策遂行・政策転換ツール」と捉えているのです。

私たちは、国と自治体のこの違いをじっくり噛みしめる必要があります。地方自治の時代の中、もう一度、限りある公金を使って施策を実行する意味を深く考える必要があるのではないのでしょうか。すなわち成果を高め、『結果を出していく施策』ということです。

評価研究の第一人者であるパットン（Micheal Q. Patton）は「評価の有用性は、評価結果の『活用』で図られるべきである」と述べています。評価結果は使われてこそ、意味があるという「実用重視」の考え方です。

政策評価法第4条には、「予算作成に評価結果を活用する」とありますが、政策評価と予算編成の仕事を結びつける議論は、政策評価の制度設計や理論研究の場面でも盛んに行われましたが、この二つを結びつけることには様々な問題があると言われます。

フルコスト情報と政策評価のデータを結びつけて、政策の質を高める取組みについても、新たな方向性として注目すべき流れですが、超えなければならない問題も多々あります。

プログラム評価には効率性評価（コスト・パフォーマンス評価）という領域がありますが、国内での実践例はあまり知られていません。このような中、新たな可能性と方向性を探るため、公会計の先進地である習志野市が、フルコスト情報とプログラム評価との接点を見出していくのは、非常に刺激的で価値ある研究テーマになるのではないかと考えています。

第9章 施設別・所管課別 サービスコスト について

習志野市では、平成20年度決算から複式簿記・発生主義の考え方を導入したフルコスト情報について、試行を重ねてきました。

そうした取り組みの中で、平成23年度決算から、施設別のフルコストを算出し、アセットマネジメントに活用しています。

また、今回新たな試みとして、所管課別のフルコストを算出しました。将来的には、事業別のフルコストを算出し、行財政運営のために、活用していきたいと考えています。

施設別・所管課別サービスコストの算定について

1) 算出基準

○人件費

職員	平成25年度の現金主義会計の決算の概要調べによる1人あたりの平均額としました。対象範囲は予算科目の2節給料・3節職員手当等・4節共済費・5節災害補償費としました。 退職手当は退職給付費用にて算定のため除外しました。 平均額＝7,659,342円
再任用職員	上記と同様。 平均額＝2,527,589円
臨時的任用職員	上記と同様。 平均額＝2,679,295円
各種委員等	1節報酬費を対象。 複数の所管課での予算措置の場合は按分して計上。
事務等補佐員等	7節賃金を対象。 複数の所管課での予算措置の場合は按分して計上。
退職給付費用	退職給付費用（843,004,765円）を職員数で按分して計上。

○事業費

直接事業費	所管課で予算措置をした事業費を計上。
間接事業費	所管課での予算措置がない場合であっても、該当施設のコストと考えられるものは按分して計上。

○減価償却費

公会計の固定資産台帳に計上してある資産の当該年度の減価償却費を計上。

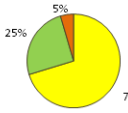
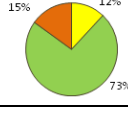
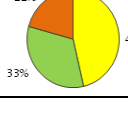
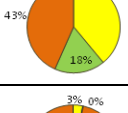
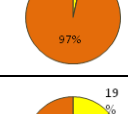
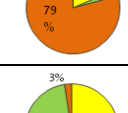
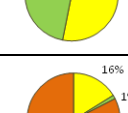
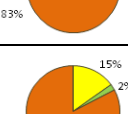
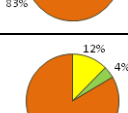
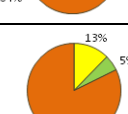
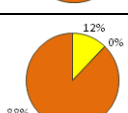
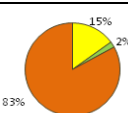
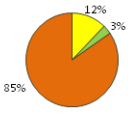
施設別・所管課別行政コストを算定するにあたり、人件費の按分が非常に困難な作業を伴います。なぜなら、人件費は事業別に予算配当がされていないので、財務会計などの会計情報からはわからないからです。仮に、事業別に実際のコストを算定したとしても、施設職員が少数の場合は人事異動により人件費が大きく変動することになります。

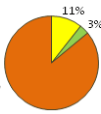
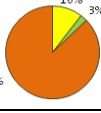
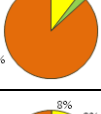
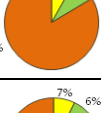
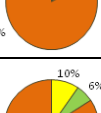
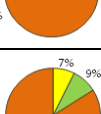
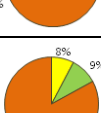
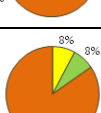
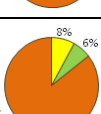
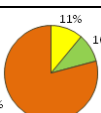
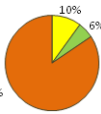
また、退職者の費用を退職時の施設で負担することに合理性がないことから、職員等の配置状況の調査を実施後に、職員等の平均額で算定をすることとしました。

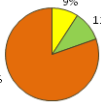
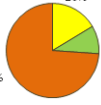
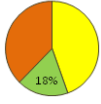
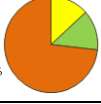
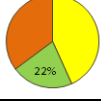
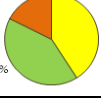
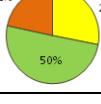
事業費の算定にあたって、公債の支払利息を按分すべきですが、起債の管理が施設ごとに管理されていない現状では、正確な按分処理ができないので、所管課である財政課に一括計上しました。

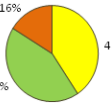
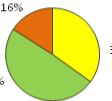
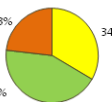
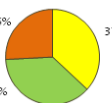
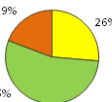
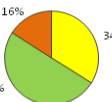
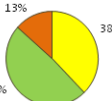
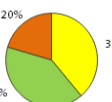
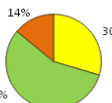
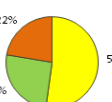
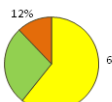
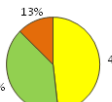
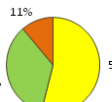
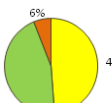
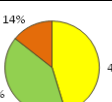
市庁舎の維持管理費用、減価償却費につきましても、所管課である契約検査課に一括計上しました。

2) 施設別サービスコスト一覧

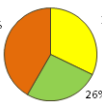
施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
芝園清掃工場 (前処理施設含む)	70,083	384,728	1,078,113		1,532,925	9,260	4,199,793
リサイクルプラザ	12,368	60,074	9,779		82,221	497	225,262
茜浜衛生処理場 (し尿収集委託含む)	45,150	71,724	101,161		218,034	1,317	597,353
勤労会館	17,323	6,994	15,584		39,901	241	109,317
ひまわり発達相談センター	142,976	313	4,824		148,113	895	405,788
あじさい療育支援センター	156,173	4,606	36,515		197,295	1,192	540,533
津田沼浄化センター	38,024	690,556	826,814		1,555,393	9,396	4,261,352
大久保保育所	190,901	2,993	37,464		231,358	1,398	633,857
菊田保育所	155,406	4,109	28,359		187,874	1,135	514,724
藤崎保育所	162,809	7,993	24,111		194,912	1,177	534,007
谷津保育所	172,022	11,296	25,966		209,283	1,264	573,379
袖ヶ浦保育所	130,150	108	17,950		148,207	895	406,047
本大久保保育所	115,721	2,820	20,766		139,307	842	381,663
大久保第二保育所	164,048	6,102	23,524		193,673	1,170	530,611

施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
本大久保第二保育所	144,730	5,618	17,727		168,075	1,015	460,479
菊田第二保育所	156,021	4,318	18,602		178,940	1,081	490,248
秋津保育所	169,879	6,876	24,427		201,182	1,215	551,182
谷津南保育所	222,169	7,184	26,946		256,299	1,548	702,189
つくし幼稚園	45,342	4,512	4,474		54,328	328	148,845
谷津幼稚園	57,291	4,144	4,814		66,249	400	181,503
津田沼幼稚園	38,522	3,679	4,370		46,571	281	127,592
袖ヶ浦東幼稚園	37,295	2,751	4,217		44,262	267	121,266
屋敷幼稚園	49,530	5,088	4,353		58,971	356	161,564
藤崎幼稚園	48,927	5,481	4,495		58,902	356	161,375
大久保東幼稚園	46,076	4,143	4,301		54,520	329	149,369
向山幼稚園	47,954	3,603	4,442		55,999	338	153,423
新栄幼稚園	29,315	3,620	4,132		37,068	224	101,555
袖ヶ浦西幼稚園	31,878	2,090	3,818		37,786	228	103,524
秋津幼稚園	31,338	312	4,101		35,751	216	97,949

施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
香澄幼稚園	36,806	4,797	4,181		45,784	277	125,436
実花幼稚園	35,757	3,866	4,088		43,712	264	119,759
東習志野こども園	307,303	17,371	57,334		382,008	2,308	1,046,597
杉の子こども園	221,192	28,726	49,229		299,147	1,807	819,580
総合教育センター	102,262	48,077	120,947		271,286	1,639	743,250
鹿野山少年の家	64,042	8,818	31,836		104,696	632	286,837
給食センター	187,980	20,895	367,372		576,247	3,481	1,578,758
習志野高校	523,586	96,966	94,577		715,129	4,320	1,959,258
津田沼小学校	8,072	69,452	96,979		174,503	1,054	478,091
大久保小学校	57,638	35,129	70,844		163,611	988	448,248
谷津小学校	7,866	26,069	75,569		109,504	662	300,011
鷺沼小学校	9,048	21,475	21,201		51,723	312	141,708
実籾小学校	13,689	29,865	52,448		96,001	580	263,017
大久保東小学校	46,615	8,559	52,388		107,562	650	294,691
袖ヶ浦西小学校	14,664	34,104	18,989		67,758	409	185,639

施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
東習志野小学校	9,048	24,196	22,860		56,104	339	153,709
袖ヶ浦東小学校	9,048	28,014	19,965		57,027	345	156,239
屋敷小学校	14,710	27,502	21,213		63,425	383	173,767
藤崎小学校	14,664	21,177	20,985		56,826	343	155,689
実花小学校	14,664	41,338	20,038		76,040	459	208,329
向山小学校	9,048	28,604	19,400		57,052	345	156,306
秋津小学校	13,689	49,517	38,396		101,602	614	278,361
香澄小学校	21,985	43,499	41,632		107,116	647	293,468
谷津南小学校	9,048	36,482	19,194		64,724	391	177,327
第一中学校	25,542	29,125	59,616		114,283	690	313,104
第二中学校	17,246	38,834	86,635		142,715	862	391,000
第三中学校	14,567	45,499	55,923		115,989	701	317,778
第四中学校	14,567	45,471	70,540		130,578	789	357,747
第五中学校	8,950	67,429	72,909		149,288	902	409,008
第六中学校	17,487	49,341	55,501		122,329	739	335,149

施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
第七中学校	8,950	45,644	56,211		110,805	669	303,576
菊田公民館	31,351	8,264	44,643		84,258	509	230,843
大久保公民館	20,957	5,367	8,964		35,288	213	96,678
市民会館	16,260	4,067	19,799		40,126	242	109,935
屋敷公民館	22,768	2,806	3,690		29,264	177	80,174
実花公民館	22,787	2,235	3,827		28,849	174	79,038
袖ヶ浦公民館	22,787	8,117	8,477		39,380	238	107,892
谷津公民館	22,781	7,429	7,041		37,251	225	102,058
新習志野公民館	31,281	7,793	9,056		48,129	291	131,861
大久保図書館	96,068	6,026	69,802		171,896	1,038	470,947
東習志野図書館	0	3,267	26,110		29,377	177	80,485
新習志野図書館	0	7,088	26,110		33,198	201	90,953
藤崎図書館	0	9,413	26,110		35,523	215	97,323
谷津図書館	0	7,501	26,110		33,611	203	92,085
あづまこども会館	11,485	1,542	2,041		15,068	91	41,284

施設名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
富士吉田青年の家	16,666	10,480	12,866		40,012	242	109,621

(参考)

市民1人あたりのコスト（上位5施設）	金額（円）
津田沼浄化センター	9,396
芝園清掃工場（前処理施設含む）	9,260
習志野高校	4,320
給食センター	3,481
東習志野子ども園	2,308

人件費の比重（上位5施設）	割合（％）
ひまわり発達相談センター	96.53%
袖ヶ浦保育所	87.82%
秋津幼稚園	87.66%
菊田第二保育所	87.19%
谷津南保育所	86.68%

事業費の比重（上位5施設）	割合（％）
芝園清掃工場（前処理施設含む）	70.33%
谷津小学校	69.01%
給食センター	63.75%
第二中学校	60.70%
津田沼小学校	55.57%

減価償却費等の比重（上位5施設）	割合（％）
リサイクルプラザ	73.06%
谷津南小学校	56.37%
実花小学校	54.36%
袖ヶ浦西小学校	50.33%
向山小学校	50.14%

市民1人あたりのコスト（下位5施設）	金額（円）
あづまこども会館	91
実花公民館	174
屋敷公民館	177
東習志野図書館	177
新習志野図書館	201

人件費の比重（下位5施設）	割合（％）
津田沼浄化センター	2.44%
芝園清掃工場（前処理施設含む）	4.57%
津田沼小学校	4.63%
第五中学校	6.00%
谷津小学校	7.18%

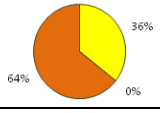
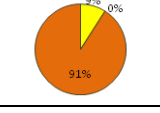
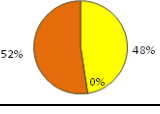
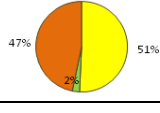
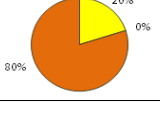
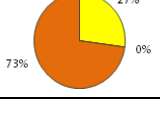
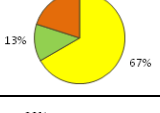
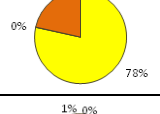
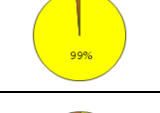
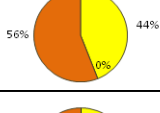
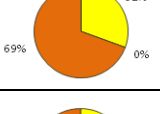
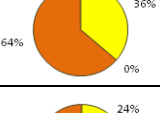
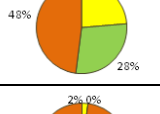
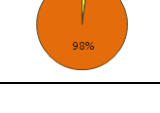
※小学校・中学校には県教員の人件費が含まれていない。

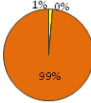
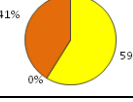
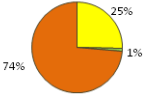
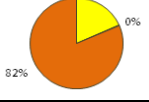
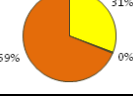
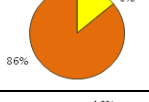
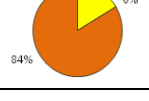
事業費の比重（下位5施設）	割合（％）
ひまわり発達相談センター	3.26%
谷津幼稚園	7.27%
屋敷幼稚園	7.38%
藤崎幼稚園	7.63%
大久保東幼稚園	7.89%

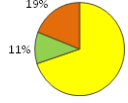
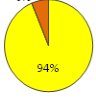
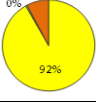
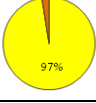
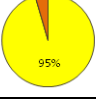
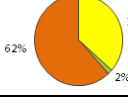
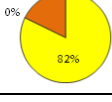
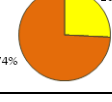
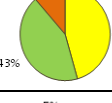
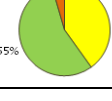
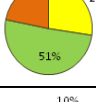
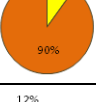
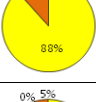
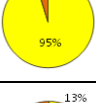
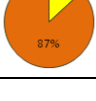
減価償却費等の比重（下位5施設）	割合（％）
袖ヶ浦保育所	0.07%
ひまわり発達相談センター	0.21%
秋津幼稚園	0.87%
大久保保育所	1.29%
本大久保保育所	2.02%

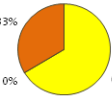
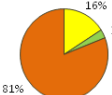
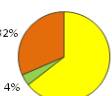
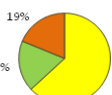
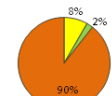
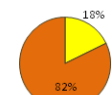
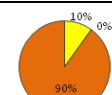
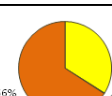
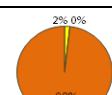
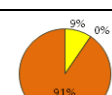
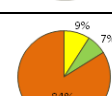
※比重の順位については、大久保図書館以外の図書館を、除く。（指定管理者に委託しているため、人件費が含まれていないことによる）

3) 所管課別サービスコスト一覧

所管課名称	人件費 (千円)	減価償却費 等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
企画政策課	73,758	0	40,903		114,661	693	314,140
秘書課	62,220	0	6,170		68,390	413	187,371
広報すぐきく課	80,868	0	73,485		154,352	932	422,883
危機管理課	108,702	5,935	118,021		232,658	1,405	637,419
総務課	116,842	0	29,426		146,268	884	400,734
人事課	111,135	0	41,372		152,507	921	417,826
契約検査課	127,472	82,334	422,358		632,164	3,819	1,731,955
情報政策課	55,039	214	200,188		255,441	1,543	699,839
財政課	67,696	0	5,380,367		5,448,063	32,912	14,926,200
税制課	205,178	38	161,547		366,763	2,216	1,004,831
市民税課	143,052	0	63,048		206,100	1,245	564,658
資産税課	136,868	0	78,473		215,340	1,301	589,973
資産管理課	100,925	59,789	49,842		210,555	1,272	576,864
施設再生課	196,265	0	4,255		200,520	1,211	549,369

所管課名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
債権管理課	37,438	0	511		37,949	229	103,970
環境政策課	61,410	0	110,971		172,380	1,041	472,275
クリーン推進課	76,231	0	109,024		185,255	1,119	507,548
公園緑地課	142,301	299,695	852,963		1,294,959	7,823	3,547,833
環境保全課	73,400	1,033	25,209		99,642	602	272,991
クリーンセンター業務課	240,917	85	502,590		743,591	4,492	2,037,237
市民課	264,880	677	59,681		325,237	1,965	891,061
国保年金課	229,841	0	16,513,221		16,743,062	101,145	45,871,403
商工振興課	112,657	0	177,755		290,412	1,754	795,650
農政課	36,541	206	16,354		53,101	321	145,483
協働まちづくり課	97,286	0	43,408		140,694	850	385,462
男女共同参画センター	29,061	0	4,686		33,747	204	92,457
保健福祉調整課	49,819	0	9,785		59,604	360	163,297
健康支援課	426,970	9,484	951,523		1,387,977	8,385	3,802,676
社会福祉課	94,963	10,229	300,252		405,445	2,449	1,110,807

所管課名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
高齢者支援課	131,704	76,930	484,760		693,394	4,189	1,899,710
保護課	201,999	0	3,039,435		3,241,434	19,581	8,880,642
障がい福祉課	183,437	12,185	2,182,952		2,378,574	14,369	6,516,642
介護保険課	197,981	0	7,629,344		7,827,325	47,285	21,444,725
都市調整課	27,154	0	569,617		596,771	3,605	1,634,989
都市計画課	87,360	2,271	51,602		141,233	853	386,938
市街地整備課	126,930	0	587,379		714,308	4,315	1,957,009
建築指導課	98,406	0	34,196		132,602	801	363,294
道路交通課	222,510	835,502	886,287		1,944,299	11,745	5,326,846
下水道課	213,020	2,600,887	1,880,621		4,694,528	28,360	12,861,721
住宅課	50,866	118,237	63,646		232,749	1,406	637,670
こども政策課	33,035	0	3,639		36,674	222	100,477
こども保育課	114,288	0	871,762		986,050	5,957	2,701,507
子育て支援課	173,434	0	3,404,605		3,578,040	21,615	9,802,848
会計課	71,202	0	10,823		82,025	496	224,726

所管課名称	人件費 (千円)	減価償却費等 (千円)	事業費 (千円)	構成比	総コスト (千円)	市民1人 当たりの コスト (円)	1日あたり のコスト (365日) (円)
学校教育課	179,880	0	357,275		537,155	3,245	1,471,657
指導課	86,445	0	38,831		125,275	757	343,220
教育総務課	115,538	4,423	22,655		142,617	862	390,732
社会教育課	127,633	16,622	259,737		403,992	2,441	1,106,827
生涯スポーツ課	86,204	83,511	290,441		460,156	2,780	1,260,702
青少年課	191,052	4,846	17,866		213,764	1,291	585,655
青少年センター	21,273	1	4,612		25,886	156	70,920
議会事務局	336,334	0	37,200		373,534	2,257	1,023,380
選挙管理委員会事務局	51,983	166	26,845		78,993	477	216,420
監査委員事務局	45,884	0	837		46,721	282	128,004
農業委員会事務局	30,997	0	3,237		34,234	207	93,792
消防本部	1,721,908	144,723	183,871		2,050,502	12,387	5,617,815

(参考)

市民1人あたりのコスト（上位5施設）	金額（円）
国保年金課	101,145
介護保険課	47,285
財政課	32,912
下水道課	28,360
子育て支援課	21,615

人件費の比重（上位5施設）	割合（％）
債権管理課	98.65%
監査委員事務局	98.21%
施設再生課	97.88%
秘書課	90.98%
農業委員会事務局	90.54%

事業費の比重（上位5施設）	割合（％）
財政課	98.76%
国保年金課	98.63%
介護保険課	97.47%
都市調整課	95.45%
子育て支援課	95.15%

減価償却費等の比重（上位5施設）	割合（％）
下水道課	55.40%
住宅課	50.80%
道路交通課	42.97%
資産管理課	28.40%
公園緑地課	23.14%

市民1人あたりのコスト（下位5施設）	金額（円）
青少年センター	156
男女共同参画センター	204
農業委員会事務局	207
こども政策課	222
債権管理課	229

人件費の比重（下位5施設）	割合（％）
財政課	1.24%
国保年金課	1.37%
介護保険課	2.53%
下水道課	4.54%
都市調整課	4.55%

事業費の比重（下位5施設）	割合（％）
債権管理課	1.35%
監査委員事務局	1.79%
施設再生課	2.12%
青少年課	8.36%
消防本部	8.97%

減価償却費等の比重（下位5施設）	割合（％）
青少年センター	0.00%
税制課	0.01%
クリーンセンター業務課	0.01%
情報政策課	0.08%
市民課	0.21%

※減価償却費0円の所管課は除く。



おわりに

平成 20 年度決算から、複式簿記・発生主義の考えを取り入れた財務報告書（「アニュアルレポート」）も 6 冊目の刊行となりました。

平成 18 年制定の行政改革推進法において、地方においても国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組みこととされたこと受け、総務省は、地方公共団体における財務書類の整備促進に取り組んできました。本市においても、平成 19 年 6 月に「地方公会計改革研究プロジェクト」を立ち上げ、本市が進むべき地方公会計の方向性を、複式簿記・発生主義の考えを取り入れた基準モデルに決定するとともに、指針を作成し、財務書類を作成してまいりました。

地方公共団体における財務書類の作成方式は、現在、基準モデルの他、既存の決算統計情報を活用した総務省方式改訂モデルや、東京都や大阪府等の独自モデルがありますが、総務省は、平成 26 年 5 月に「固定資産台帳の整備」と「複式簿記・発生主義の導入」を柱とした財務書類の作成基準である「統一的な基準」を示し、平成 27 年 1 月には、統一的な基準による財務書類等を平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請しました。

複式簿記・発生主義の考えを取り入れると、これまでの会計制度では見えにくかった資産と負債、行政コスト、資産変動の状況など、自治体の財務状況を多面的に捉えることができます。

財務報告書作成の目的は、事業別・施設別の行政コストを把握することで、行政サービスのあり方や公共施設やインフラ資産の維持管理・更新のあり方を検討するための会計情報を、わかりやすく公表することです。

その目的を実現するための取り組みとして、今回は、施設別サービスコストの算定に加え、所管課別サービスコストも算定しました。将来的には、このコストデータを基に、事業別サービスコストを算定することを検討しています。

また、泉公認会計士と芹澤男女共同参画センター所長の対談を通して、会計情報と政策評価の一つであるプログラム評価との連携について考察しました。

来年度は、前述の「統一的な基準」による財務書類作成に向け、既存の要領や固定資産台帳の見直し等に取り組んでいく予定です。全国の地方公共団体で統一的な基準による財務書類が作成されれば、本市と他の地方公共団体との比較が容易になり、本市の特徴や課題をより客観的に分析することが可能となります。

今後も、より分かりやすい財務報告書の作成を進め、市民の皆様に公表してまいります。



平成25年度習志野市連結財務書類

※基準モデルにて作成

連結貸借対照表(バランスシート) (平成26年3月31日現在)

連結対象の各会計・団体・法人をひとつの行政サービス実施主体とみなして市全体の所有する現金や債権、資産形成のために投資された資金などがどのくらいあるかを示したもので、資産・負債・純資産の3つの要素から構成されています。

資産	5,065億8千万円	負債	972億1千万円
連結ベースでの市の所有資産の内容と金額です。行政サービスの提供能力を表しています。		連結ベースでの借入金や将来の職員の退職金など、将来世代が負担する債務です。	
【内訳】		【内訳】	
1. 公共資産	4,716億2千万円	1. 固定負債	791億5千万円
a. 事業用資産	1,101億8千万円	a. 地方債	667億8千万円
庁舎、学校、公民館等		b. 退職手当引当金	110億8千万円
b. インフラ資産	3,610億4千万円	c. 借入金等	12億9千万円
道路、公園、下水道等			
c. 売却可能資産	4億0千万円		
2. 投資等	135億3千万円	2. 流動負債	180億6千万円
a. 投資および出資金	7億9千万円	a. 翌年度償還予定地方債	64億0千万円
b. 基金等	127億4千万円	b. 未払金等	116億6千万円
3. 流動資産	214億2千万円		
a. 資金	174億7千万円	純資産	4,093億7千万円
b. 未収金等	39億5千万円	現在までの世代が負担した金額で、正味の資産です。	
市税等			
4. 繰延資産	1千万円		
計	5,065億8千万円	計	5,065億8千万円

市民一人あたりの貸借対照表

資産 306万0千円
(うち、公共資産 284万9千円)

負債 58万7千円

純資産 247万3千円

連結資金収支計算書

1年間の市全体の現金の収入(歳入)と支出(歳出)が、どのような理由で増減しているかを、性質別に区分して整理したものです。

期首(24年度末)資金残高 123億6千万円

当期資金収支額(a+b+c) 51億1千万円

【内訳】
経常的収支(a) 106億0千万円
資本的収支(b) △22億8千万円
基礎的財政収支(a+b) 83億2千万円
財務的収支(c) △32億1千万円

期末(25年度末)資金残高 174億7千万円

連結純資産変動計算書

1年間の市全体の純資産(正味の財産)がどのように増減したかを示しています。

期首(24年度末)純資産残高 4,064億1千万円

当期純資産変動額 29億6千万円

【内訳】
純行政コスト △555億4千万円

財源の調達 744億3千万円
 税収・国や県からの補助金等

その他 △159億3千万円
 公共施設整備・インフラ資産の資本減耗等

期末(25年度末)純資産残高 4,093億7千万円

連結行政コスト計算書

1年間の市全体の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料・保険料などの収入を示すものです。従来の官庁会計では捕捉出来なかった減価償却費など非現金コストについても計上しています。

総行政コスト(A) 723億1千万円

【内訳】
人にかかるコスト 146億6千万円
 職員の給与・退職手当等

物にかかるコスト 208億5千万円
 物品購入、光熱水費、施設などの修繕費、減価償却費等

移転支出的なコスト 347億2千万円
 生活保護費などの社会保障給付
 各種団体への補助金等

その他のコスト 20億8千万円
 地方債の利子等

経常収益(B) 167億7千万円

行政サービスの利用で市民の皆さんが直接負担する施設使用料、手数料、保険料などです。

純行政コスト 555億4千万円

(A) - (B)

総行政コストから経常収益を差し引いた純粋な行政コストです。

市民一人あたりの行政コスト計算書

総行政コスト 43万7千円

経常収益 10万1千円

純行政コスト 33万6千円

※ 連結対象団体: (一財)習志野市開発公社・(公財)習志野文化ホール・(公財)習志野市スポーツ振興協会・北千葉広域水道企業団
(習志野市企業局の公営企業会計は、習志野市の会計に含む)

※ 市民一人あたりの数値は、平成26年3月31日住民基本台帳人口 165,536人で算出





習志野市が平成 25 年度のパブリック・ディスクロージャー表彰において Certificate of Good Effort に認定されました。

この表彰制度は、早稲田大学パブリックサービス研究所が、地方自治体における財務情報を積極的かつ適切に開示しようと取り組んでいる団体を表彰するもので、平成 22 年度から始まったものです。今回の受賞は財務情報開示に対する積極的な姿勢が評価され認定されたものです。

千葉県習志野市	習志野市の財務報告書 2011
Certificate of Good Effort 【総評】今年、新たに「習志野市の家計簿をチェック座談会事業」の掲載がされるなど、毎年、新たな工夫を試みている点は評価できるが、ある程度、様式に継続性を持たせることにも配慮して見てはどうか。公認会計士による意見書や公認会計士による経営分析は、客観的な評価として良いが、開示主体である市の責任において書かれた文章も加えた方が良い。	

早稲田大学パブリックサービス研究所ホームページより

習志野市の財務報告書

平成 27 年 3 月発行

発行：習志野市